2011（平成 23）年度

第２期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年 次 報 告 書

第５期川崎市男女平等推進審議会
ヒアリング結果報告書

川崎市市民・こども局

はじめに

近年、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や女性の視点を取り入れた防災体制の構築など、新たな取組が必要とされる中で、すべての人々が生き生きと安心して暮らすことのできる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっています。

川崎市では、2001(平成 13)年に、「男女平等かわさき条例」（以下、「条例」という。）を制定し、2004(平成 16)年に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」を策定しました。2009(平成 21)年には、2013(平成 25)年度までを計画期間とする「第２期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下、「第２期行動計画」という。）を策定して、「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標に、男女平等施策の推進に努めているところです。

本書は、条例第 9 条に基づく年次報告書であり、2011(平成 23)年度の第２期行動計画の実施状況及び今後の課題について取りまとめたものです。

また、第２期行動計画のさらなる推進に向けて、川崎市男女平等推進審議会が、計画の目標に関連した本市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、評価と提言を行いました。

男女平等社会の実現のためには、行政はもちろんのこと、市民の皆様一人ひとりが、男女共同参画を身近な問題として意識し、一体となった取組を推進することがなによりも効果的です。

本書が、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深める一助となれば幸いです。

2012(平成 24)年 12 月

市民・こども局長　山﨑　茂

目　　次

第２期川崎市男女平等推進行動計画　体系図　・・・・・・・・・・・・・・　1 ページ

Ⅰ　2011（平成 23）年度　第２期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～　年次報告書

1　第２期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について　・・・・・・　3 ページ

2　平成 23 年度進捗状況調査
（１）調査概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15 ページ

（２）所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について　・・　16 ページ

（３）男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉　・・・・・・・・・・　18 ページ

3　個別事業の進捗状況について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20 ページ

Ⅱ　第５期川崎市男女平等推進審議会　ヒアリング結果報告書

1　趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101 ページ

2　平成 24 年度の対象テーマ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101 ページ

3　実施概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101 ページ

4　結果の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　101 ページ

5　ヒアリング結果による評価と提言　・・・・・・・・・・・・・・・・・　102 ページ

6　ヒアリング結果概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　105 ページ

7　川崎市男女平等推進審議会について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　114 ページ

【参考資料】

平成 23 年度進捗状況調査様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　116 ページ

男女平等かわさき条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　118 ページ

第２期川崎市男女平等推進行動計画　体系図

４つの柱	１４の基本施策	５５の施策
Ⅰ　「女性の人権」の確立	１　性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実	(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進 (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進 (3) 性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実 (4) 人権オンブズパーソン制度の周知と活用 (5) 外国人女性に対する必要な支援の推進
	２　援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実	(6) ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援 (7) ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実 (8) ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援 (9) 援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進
	３　性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実	(10) 性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供 (11) 女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供 (12) 周産期医療の体制の確保
Ⅱ　仕事と暮らしへの支援	４　安定した就業機会の確保と就業継続の支援	(13) 女性に対する就業支援の充実 (14) 事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ (15) 市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進
	５　豊かな生活のための時間と空間の確保への支援	(16) 生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実 (17) 男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進 (18) 長時間労働抑制に向けた取組 (19) 年次有給休暇取得率向上への取組
	６　子育てを支える環境の充実	(20) 事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ (21) 市役所における男性の育児休業取得率向上への取組 (22) 多様な保育制度及び保育施設の拡充 (23) 子育てに向けた学習機会及び情報の提供 (24) 児童・生徒に対する放課後事業の充実
	７　介護を支える環境の充実	(25) 事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ (26) 市役所における介護休業取得率向上への取組 (27) 利用しやすい介護サービス等の充実
Ⅲ　学習機会と情報の提供	８　子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備	(28) 学校などにおける男女平等教育の充実 (29) 市民の男女平等に関する学習・研修への支援 (30) 事業所における男女平等に関する研修への支援 (31) 市役所における男女平等意識の醸成
	９　地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実	(32) 男女平等についての理解を深めるための取組の推進 (33) 啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施 (34) 市の広報資料における表現の点検
	10　市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進	(35) 市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）」の向上への支援 (36) 高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進
Ⅳ　推進体制の充実	11　市民・市民活動団体等との連携の促進	(37) 「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実 (38) 市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進 (39) 男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援
	12　政策・方針決定過程への女性の参画促進	(40) 地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり (41) 事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ (42) 審議会等への女性の参画促進 (43) 市役所における管理職等への女性職員登用への取組 (44) 市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進 (45) 市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進 (46) 新たな分野における男女共同参画の推進
	13　行動計画の点検・評価システムの充実	(47) 男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表 (48) 行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表 (49) 市民による評価に対する支援 (50) 男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表
	14　庁内推進体制の充実	(51) 市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入 (52) 男女共同参画推進員の活動の充実 (53) 男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発 (54) 男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除 (55) 国や県に対する提言や要望の実施

Ⅰ　　2011（平成 23）年度
第２期川崎市男女平等推進行動計画
～かわさき☆かがやきプラン～
年　次　報　告　書

１　第２期川崎市男女平等推進行動計画の推進状況について

柱-Ⅰ「女性の人権」の確立

配偶者等からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下、「ＤＶ」という。）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という。）、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものです。女性に対する暴力の根底には、女性の人権への軽視があることから、女性の人権尊重のため、国は、毎年 11 月 12 日～25 日には「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、周知啓発活動をしています。

川崎市では 2010（平成 22）年 3 月に策定した「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づいてＤＶ被害者の相談・保護・自立支援に向けた施策の推進に取組んでいます。

基本施策－1　性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

（１）　「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」の推進

ＤＶ被害者の救済支援を具体的に推進するために策定された「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づき、弁護士会、医師会等関係機関、法務局、警察、児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関により組織された「川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議」を設置し、情報共有・情報交換を行い、効果的な被害者支援のための緊密かつ円滑な連携に努め、被害者保護のための施策の総合的な推進を図るため会議を開催しました。また、相談支援・保護支援の充実や一層の資質向上に向け、関係者に対し様々な研修を行いました。

（２）　ＤＶ相談件数及び一時保護件数

	区役所における ＤＶ相談件数	ＤＶ保護法に基づく 一時保護件数	人権オンブズパーソン におけるＤＶ相談件数
2007（H19）年度	493 件	50 件	37 件
2008（H20）年度	654 件	53 件	46 件
2009（H21）年度	633 件	72 件	50 件
2010（H22）年度	638 件	46 件	51 件
2011（H23）年度	679 件	40 件	57 件

【市民・こども局こども本部こども福祉課調べ、出典　平成 23 年度人権オンブズパーソン報告書】

（３）　男女共同参画センターにおける女性のための総合相談件数

	電話相談	面接相談	合計	うちＤＶ相談
2007（H19）年度	3,366 件	117 件	3,483 件	―
2008（H20）年度	2,756 件	140 件	2,896 件	350 件
2009（H21）年度	2,787 件	140 件	2,927 件	443 件
2010（H22）年度	2,725 件	120 件	2,845 件	470 件
2011（H23）年度	3,103 件	100 件	3,203 件	539 件

※ＤＶ相談については 2008（H20）年度からの集計

【出典　川崎市男女共同参画センター事業概要　2007（H19）-2012（H24）年度】

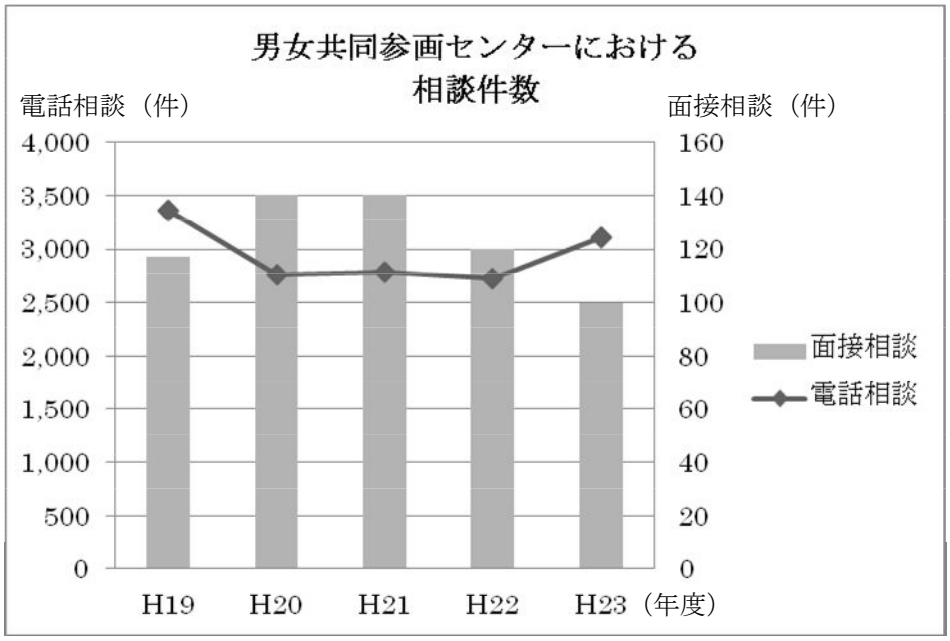

（４）　ＤＶをなくすための啓発活動

女性に対する暴力をはじめとする個人間の暴力や虐待の撲滅･防止を目指す運動のシンボルであるパープルリボンを用いて、暴力防止のための啓発活動を展開しました。

ＤＶの内容や相談窓口の連絡先を掲載したパープルリボンをかたどったしおりを作成し､市内書店、図書館、商業施設等に配布するとともに、社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部の協力のもと、加盟会社 36 社が所有する計 1,525 台の車両に設置しました。そのほか、かわさき男女共同参画ネットワーク加盟団体や関係機関等への配布も行い、合計で約 9 万枚の設置・配布を行いました。こうした活動により、暴力に関する相談件数が増加するなどの効果をあげました。

【男女共同参画センター】

基本施策－2　援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実

（１）　市内女性緊急一時保護施設への財政支援の状況

川崎市女性等緊急一時保護施設補助金として、女性等緊急一時保護施設を運営する市内民間団体に１施設あたり 500 万円を交付しており、2 施設、計 1,000 万円の補助を行いました。

【市民・こども局こども本部こども福祉課】

（２）　ＤＶ等の人権侵害を受けた女性に対する支援

男女共同参画センターにおいてＤＶ被害者の支援に役立てるために、市民から支援物資の募集を行いました。未使用の衣類や消耗品及び中古の電化製品など、合計 1,737 点の物資が集まりました。これらの物資を民間の支援団体を通して、ＤＶ被害者の方へ提供しました。物資の提供者には、お礼状とＤＶへの理解促進のための資料を配布しました。

【男女共同参画センター】

基本施策－3　性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実

・性と生殖に関する健康と権利に関する講座の実施状況

男女共同参画センターにおいて、健康セミナーを計 3 回実施しました。9 月 10 日（土）に、ボランティアグループ「すずの会」代表の鈴木恵子氏を講師に、10 月 29 日（土）には、川崎市立井田病院医療安全管理担当課長の小石川智恵氏を講師に、介護をテーマとした講座を行い、それぞれ 17 名（うち男性 4 名）、21 名（うち男性 5 名）が参加しました。また、2 月 4 日（土）に「不妊を生きる」と題し、生殖心理カウンセラーの菅沼真樹氏を講師に講座を行い、9 名（うち男性 2 名）の参加がありました。

【出典　川崎市男女共同参画センター事業概要 2012(H24)年度】

柱-Ⅱ　仕事と暮らしへの支援

男性も女性もあらゆる世代の人が仕事や家庭生活、地域生活など様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる状態が、仕事と暮らしの調和（ワーク・ライフ・バランス）です。しかし、男女ともに「仕事」と「家庭生活」をバランスよく行いたいと希望していても、現実には男性は「仕事」を優先している人が多く、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の普及、育児休業取得の促進などに取組んでいく必要があります。また、女性の働き方の希望は、結婚・出産や子どもの年齢とともに変化していますが、出産を機に離職し再就労を希望しても実現できない現状とのギャップが見られます。

基本施策－4　安定した就業機会の確保と就業継続の支援

（１）　川崎市採用職員の女性比率

	2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度
女性	47.7%（205 人）	43.1%（276 人）	34.0%（214 人）	32.4%(209 人)	39.5%(202 人)
男性	52.3%（225 人）	56.9%（364 人）	66.0%(415 人)	67.6%(437 人)	60.5%(309 人)

【出典　川崎市職員の人事に関する統計報告　平成 20 年～24 年】

（２）女性の就業、就業継続及び再就職に向けた支援講座の実施

男女共同参画センターでは、女性の再就職を支援するための「再就職準備セミナー」を 4 回、パソコン講座を 4 講座、就労応援フェアを１回実施し、合計で延べ 226 人が参加しました。講座では、キャリアプランの作成や面接対策や資格取得など、再就職する上での知識習得やスキルアップについて行いました。また、キャリアカウンセラーによる再就職のための個別キャリア相談を行い、41 件の相談を受け付けました。

さらに、就労継続支援として、育児休暇後の職場復帰に関するセミナーやワーク・ライフ・バランスをテーマとしたキャリアカフェ（参加者同士の語らいやグループワーク形式によるもの）を実施しました。

【男女共同参画センター】

基本施策－5　豊かな生活のための時間と空間の確保への支援

（１）　ワーク・ライフ・バランスの推進

九都県市（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）ワーク・ライフ・バランス推進連絡会議を実施しました。

また、市役所内において、8 月と 11 月に「ワーク・ライフ・バランスデー」として、一斉定時退庁を実施しました。

市役所におけるワーク・ライフ・バランスデーの実績

実施日	8 月 3 日	11 月 11 日
定時退庁率	97.3%	95.3%

（※市長事務部局）

（２）　市役所における職員の年次休暇の取得状況

2011（平成 23）年度　平均取得日数 12.7 日

【総務局人事課】

（３）　川崎市の民間企業・事業所における年次有給休暇の消化状況

（事業所数）

	20%未満	20-29%	30-39%	40-49%	50-59%	60-69%	70-79%	80%以上	無回答
事業所 (849)	196	53	150	74	123	63	67	87	36

【出典　平成 23 年度版　川崎市労働白書】

基本施策－6　子育てを支える環境の充実

（１）　市役所における男性の育児休業取得状況

配偶者が出産した男性職員に占める育児休業取得者の割合が、2013（平成 25）年度までに 6%となるようめざしています。

2011（平成 23）年度実績　　6.0%　（166 人中 10 人）

【総務局人事課】

（２）　子育て支援施設の概況

川崎市の平成 23 年 4 月 1 日現在の保育所数は 180 か所で、このうち公設公営は 68 か所、公設民営は 15 か所、民設民営は 97 か所となっています。市が設置する保育所のほかに、認可外保育施設として、市が運営費の一部を援護している川崎市認定保育園（地域保育園）、低年齢児（0～2 歳児）を対象とした小規模のおなかま保育室、保育の技能を有する者に保育を委託する家庭保育福祉員（保育ママ）制度、民間マンションを保育室としているかわさき保育室などがあります。

また、小学 1 年生から 6 年生を対象に、放課後や土曜日、長期休業中の遊びや生活の場を確保するための支援事業として、「わくわくプラザ」を市内のすべての公立小学校に設置しています。

	年度	2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010（H22）年度	2011（H23）年度
保育所の概況	施設数	123	135	144	161	180
	在籍人員	12,603	13,263	14,188	15,199	16,453
	待機者	465	583	713	1076	851
わくわくプラザの利用状況	設置数	114	115	114	113	113
	在校児童数	68,072	69,122	69,996	70,059	70,080
	登録児童数	30,443	31,067	30,509	30,425	31,474
	登録率	44.70%	44.90%	43.60%	43.43%	44.91%

※ 保育所の概況の出所は「平成 23 年度川崎市統計データブック」である。
※ わくわくプラザの利用状況の出所は市民・こども局こども本部青少年育成課である。

（３）　各区保健福祉センター　両親学級

各区保健福祉センターでは、初めて出産する方とそのパートナーを対象に妊娠・出産・子育てに必要な知識を学ぶことができる両親学級を開催しています。

		2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度
開設回数		102 回	114 回	129 回	102 回	102 回
開設延日数		277 日	265 日	268 日	273 日	273 日
参加者数	総数	6,484 人	6,156 人	6,174 人	6,127 人	5,921 人
	うち父親	2,306 人	2,187 人	2,291 人	2,215 人	2,248 人
受講者延べ数		13,360 人	13,063 人	13,024 人	12,486 人	11,827 人

【出典　川崎市健康福祉年報 2007（H19）-2011（H23）年度版】

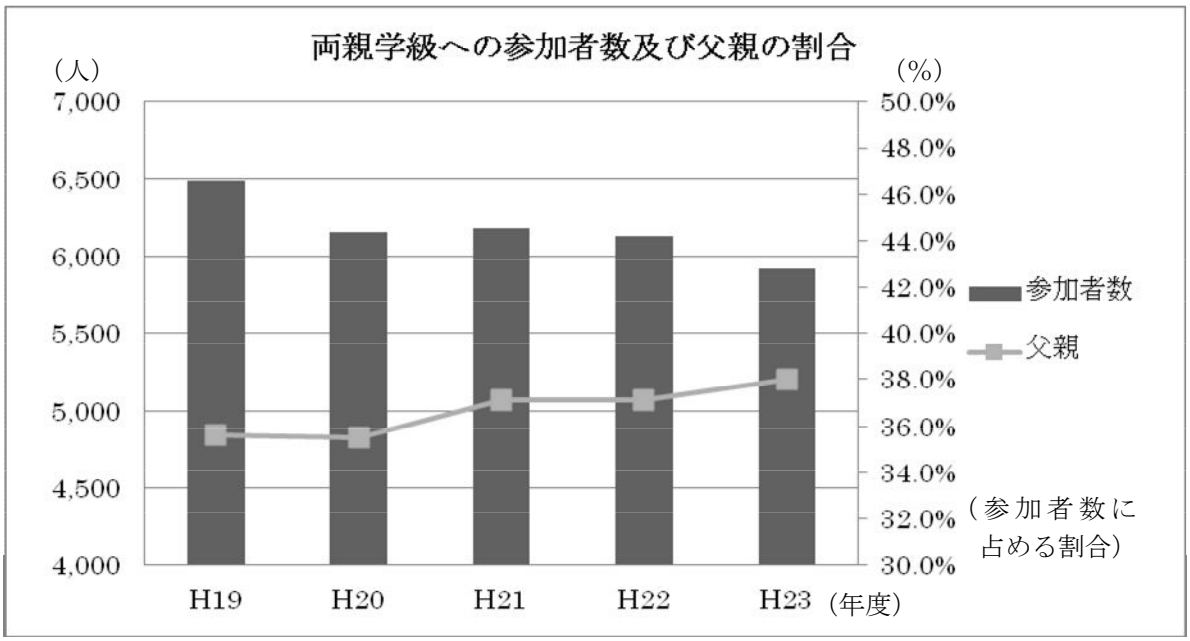

基本施策－7　介護を支える環境の充実

（１）　市役所における介護休業取得者の男女別割合

	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度
女性	57.1%（8 人）	66.7%（4 人）	75%（6 人）	80%（5 人）	62.5%（5 人）
男性	42.9%（6 人）	33.3%（2 人）	25%（2 人）	20%（1 人）	37.5%（3 人）

※介護休業取得率＝男女別の取得者数／総取得者数×100【総務局人事課調べ】

柱-Ⅲ　学習機会と情報の提供

職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことなど、男女平等を推進し、多様な選択を可能にする教育や学習を男女共同参画センターを中心に実施しています。

また、メディアにおける女性の人権を尊重した表現の推進に向け、性別に基づく固定観念にとらわれない、多様なメディアによる情報発信に取組んでいます。

基本施策－8　子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

（１）　男女共同参画センターにおける男女平等推進に関する講座・研修の実施状況

		2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度
講座・研修数		39	108	62	92	96
講座・研修日数		80	111	162	141	294
参加者延べ人数	女性	1,058(88.8%)	1,456(87.0%)	1,787(81.9%)	1,680(78.1%)	1,689(80.4%)
	男性	134（11.2%)	218（13.0%)	395（18.1%)	470（21.9%)	413(19.6%)

【出典　川崎市男女共同参画センター事業概要 2007（H19）-2012（H24）年度】

（２）　男女共同参画センターの施設利用状況

	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度
利用件数	4,858 件	4,455 件	4,594 件	4,422 件	4,270 件
利用者数	213,591 人	117,103 人	143,495 人	142,042 人	86,452 人

【出典　川崎市男女共同参画センター事業概要 2007（H19）-2012（H24）年度】

基本施策－9　地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

（１）　市の広報資料における表現の点検

広報資料の作成において男女の多様なイメージが積極的に取り上げられるよう、「男女平等の視点からの公的広報物作成に関する表現の手引」を配布し、各局（室）区の男女共同参画推進員を通じて周知啓発を行いました。また、庁内の人権に関わる会議や研修会等において、手引きを活用して広報担当職員への普及啓発を行いました。

さらに、広報物作成を業者に委託した場合も同様に、委託業者にガイドラインに沿った作成を説明、依頼するよう周知を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

（２）　男女共同参画センターによる出前講座及び出前研修の実施状況

男女共同参画センターでは地域内の事業所や市民グループ、行政機関の要望を受け、男女共同参画に関連する講座や研修を市内各所で実施しました。

	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度	2011(H23)年度
件数	8 件	10 件	4 件	7 件	6 件

【出典　川崎市男女共同参画センター事業概要 2007（H19）-2012（H24）年度】

基本施策－10　市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

男女平等施策についての取組や情報を、広報紙（神奈川新聞、タウンニュース等)、ラジオ（かわさきＦＭ)、インターネットなど、さまざまな広報媒体を通じて情報提供をしました。市の施策については、川崎市ホームページ内の男女平等施策のページ上で、第２期行動計画や年次報告書等を公表するなどしました。また、男女共同参画センターのホームページでは、施設の紹介のほかに、講座・イベントの案内や相談・支援等についても情報提供を行いました。

2011(平成 23)年度　ホームページのアクセス数

川崎市男女平等施策のホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/25/25zinken/home/danjo/)	総計 12,476 件
男女共同参画センターのホームページ (http://www.scrum21.or.jp/)	総計 26,553 件

【市民・こども局人権・男女共同参画室調べ、
出典　川崎市男女共同参画センター事業概要 2012（H24）年度】

柱-Ⅳ　推進体制の充実

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が対等の立場で参画することがきわめて重要です。国は「第 3 次男女共同参画基本計画」（2010（平成 22）年 12 月閣議決定）において、早急に対応すべき課題の一つとして実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進を挙げています。「2020 年 30%」の目標を社会全体で共有するとともに、地方自治体における女性の地方公務員の採用･登用等や、審議会等委員への女性の参画に対する取組を積極的に進めるよう要請しています。川崎市では、2013（平成 25）年度までに課長級に占める女性の割合を 18%とする目標が設定されています。

基本施策－11　市民・市民活動団体等との連携の促進

（1）　「かわさき男女共同参画ネットワーク」における活動状況

・市、市民、事業者が連携・協働し男女共同参画に関する意見や情報を交換するため、「かわさき男女共同参画ネットワーク」（44 団体）では男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野における多様な主体（市、市民、事業者等）のネットワークによる連携・協働に関する取組を推進しています。
・2011（平成 23）年度の事業として、市と共催で、「男女平等かわさきフォーラム」を開催しました。「仕事、家庭、介護――自分らしくかがやく女性たちから学ぶ」と題し、第 1 部は介護をテーマにした映画「折り梅」を上映し、第 2 部では映画を監督した松井久子氏と共同脚本制作者の白鳥あかね氏による講演会を行いました。

参加団体（44 団体）　　（2012[H24]年 3 月末現在）

(1) 社団法人　川崎市医師会
(2) 公益社団法人　川崎市看護協会
(3) 川崎市工業団体連合会
(4) 川崎市子ども会連盟
(5) 社団法人　川崎市歯科医師会
(6) 公益財団法人かわさき市民活動センター
(7) 社会福祉法人　川崎市社会福祉協議会
(8) 社団法人　川崎市獣医師会
(9)　川崎市柔道整復師会
(10) 公益財団法人　川崎市生涯学習財団
(11) 川崎商工会議所
(12) 一般社団法人　川崎市商店街連合会
(13) 一般社団法人　川崎市鍼灸マッサージ師会
(14) 財団法人　川崎市身体障害者協会
(15) 川崎市全町内会連合会
(16) 川崎市総合文化団体連合会
(17) 公益財団法人　川崎市スポーツ協会
(18) 川崎市地域女性連絡協議会
(19) 川崎市 PTA 連絡協議会
(20) 川崎市美容連絡協議会
(21) 公益社団法人　川崎市病院協会
(22) 財団法人　川崎市母子寡婦福祉協議会
(23) 川崎市民生委員児童委員協議会
(24) 社団法人川崎市薬剤師会
(25) 公益社団法人　川崎市幼稚園協会
(26) 川崎市立高等学校長会
(27) 川崎市立小学校長会
(28) 川崎市立中学校長会
(29) 川崎市理容協議会
(30) 川崎市レクリエーション連盟
(31) 川崎市特別支援学校長会
(32) 川崎人権擁護委員協議会
(33) 川崎工業振興倶楽部
(34) 川崎地域連合
(35) ガールスカウト川崎市連絡会
(36) 国際ソロプチミスト川崎
(37) 国際ソロプチミスト川崎-百合
(38) セレサ川崎農業協同組合
(39) 学校法人専修大学
(40) 日本映画学校
(41) 社団法人日本海洋少年団連盟
川崎海洋少年団
(42) ボーイスカウト川崎地区協議会
(43) 昭和音楽大学
(44) 田園調布学園大学

基本施策－12　政策・方針決定過程への女性の参画促進

（１）　市役所における女性の管理職登用状況

①　市の役付職員に占める女性比率

（2013(平成 25)年度までに、課長級 18%を目標とする。）

（各年 4 月 1 日現在）

	女性職員比率	係長級	課長補佐	課長級	部長級	局長級
2007（H19）年度	33.6%	27.3%	14.1%	9.9%	5.8%	6.4%
2008（H20）年度	34.0%	27.7%	16.8%	11.3%	7.8%	6.4%
2009（H21）年度	34.3%	29.1%	17.5%	11.6%	9.6%	4.3%
2010（H22）年度	34.3%	29.4%	19.3%	13.5%	10.6%	9.5%
2011（H23）年度	34.5%	28.4%	22.2%	14.8%	10.4%	6.1%

※比率＝各役付の女性職員数／各役付職員の総数×100【総務局人事課調べ】

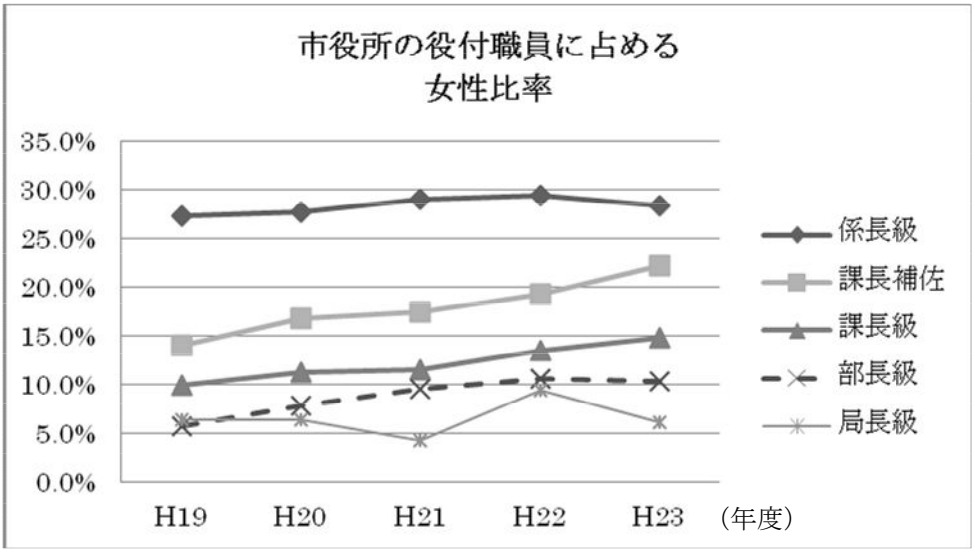

②　女性の管理職登用への取組

係長昇任選考試験の第 1 次選考を、市民サービスになるべく影響のない日曜日に実施していますが、日曜日は閉園している保育園が多くなっていることから、子育て中の職員が受験しやすい環境を提供するため、託児所を設置しています。10 月 2 日（日）に選考試験を実施し、23 人の託児所の利用がありました。

【人事委員会事務局任用課】

③　校長・教頭の女性比率

（2013（平成25）年度までに、校長・教頭あわせて小学校で25%、中学校で18%、高校は0（ゼロ）の解消を目標とする。）

（各年4月1日現在）

区　分		2007（H19）年度	2008（H20）年度	2009（H21）年度	2010（H22）年度	2011（H23）年度
小学校	校長	15.8%（18/114）	15.7%（18/115）	21.1%（24/114）	23.9%（27/113）	28.3%（32/113）
	教頭	28.1%（32/114）	25.9%（30/115）	26.1%（30/114）	26.6%（30/113）	26.6%（30/113）
中学校	校長	11.8%（ 6/ 51）	11.8%（ 6/ 51）	13.7%（ 7/ 51）	7.8%（ 4/ 51）	9.8%（ 5/ 51）
	教頭	11.8%（ 6/ 51）	11.8%（ 6/ 51）	13.7%（ 7/ 51）	15.7%（ 8/ 51）	13.7%（ 7/ 51）
高等学校	校長	0.0%（ 0/ 5）	0.0%（ 0/ 5）	0.0%（ 0/ 5）	0.0%（ 0/ 5）	0.0%（ 0/ 5）
	教頭	10.0%（ 1/ 10）	10.0%（ 1/ 10）	10.0%（ 1/ 10）	0.0%（ 0/ 10）	0.0%（ 0/ 10）

※（　）＝女性校長又は教頭の数／校長・教頭の数（定時制高校の教頭含む）【教育委員会庶務課調べ】

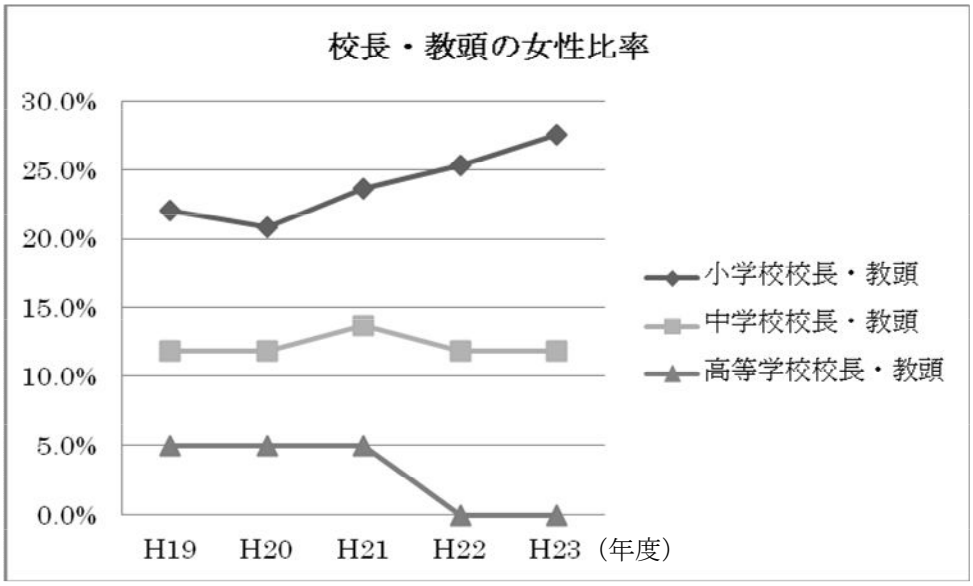

（２）　市役所における保育職・看護職に占める男性比率
(2013(平成 25)年度までに、保育職 3%、看護職 5%を目標とする。)

（各年４月１日現在）

	保育職	看護職
2007（H19）年度	1.9%（22 人）	3.1%（27 人）
2008（H20）年度	1.9%（22 人）	4.0%（35 人）
2009（H21）年度	2.0%（22 人）	4.8%（41 人）
2010（H22）年度	2.3%（24 人）	4.8%（51 人）
2011（H23）年度	2.6%（27 人）	5.7%（49 人）

※比率＝男性の保育・看護職／保育及び看護職の総数×100【総務局人事課調べ】

基本施策－13　行動計画の点検・評価システムの充実

（１）　政策・方針決定過程への女性の参画に関する進捗状況として、毎年度「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」を取りまとめ、その結果を「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書」として公表しています。2011（平成 23）年６月１日現在、審議会等の女性委員の割合は 29.7%となり、前年比 0.7 ポイント増加しました。また、解消を目指している女性委員のいない審議会数は 17→12 と 5 つ減少しました。しかし、女性委員比率 35%の目標に対していまだ低い状況にあります。

（２）　行動計画の進行管理については、年度末に男女平等推進行動計画の事務事業進捗状況調査を各局（室）・区に対して実施し、その結果を年次報告書として取りまとめています。また、審議会は男女平等施策の推進状況を検証・評価するにあたり、調査結果を参考にして、より一層の取組が望まれる分野を選択し、関係部局への意見聴取（ヒアリング）を行っています。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

基本施策－14　庁内推進体制の充実

2005（平成 17）年度から条例に基づき、男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として「川崎市男女共同参画推進員」（以下、「推進員」という）を設置しています。推進員は、庁内の男女平等施策の推進体制である川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事を含み、男女いずれかの性に偏らないよう各局（室）・区２名で構成しています。各局（室）・区の所管する事業の推進、公的刊行物の発行や事業計画の作成時に男女平等の視点に配慮する役割等を担っています。男女平等に関する情報を交換する推進員連絡会議を２月に開催しました。

また、全庁的な会議や研修の場を通じて、職員に向けて、条例、施策等の周知啓発を行いました。

【市民・こども局人権・男女共同参画室】

２　平成 23 年度進捗状況調査

（１）　調 査 概 要

【調査の目的】

この調査は、男女平等かわさき条例(平成 13 年 6 月制定、川崎市条例第 14 号)第 9 条(＊)に基づき、「男女平等のまち・かわさき」を実現するために、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」の施策の実施状況を自己点検し、広く市民や事業者に公表するとともに施策へ反映するための資料とすることを目的としています。

＊　第９条　市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

【調査内容】

1　調査対象
「第 2 期行動計画」に掲げる 118 の施策を所管する全局(室)・区

2　調査期間
平成 24 年 2 月 22 日～3 月 23 日

3　調査方法
(1)　平成 23 年度調査シート［様式１］(P. 116 参照)
対象　　：事業を実施した所管課
調査内容：行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を記載しています。
調査結果：概要　16 ページ～17 ページ
全文　20 ページ～

(2)　平成 23 年度男女共同参画推進員による評価シート［様式２］(P. 117 参照)
対象　　：各局（室)・区男女共同参画推進員
調査内容：「様式 1」をもとに各局（室)・区における行動計画への取組を推進員が点検し、その中で特に男女平等推進に配慮した、成果があったことなどを記載しました。
調査結果：18 ページ～19 ページ

（２） 所管課による基本施策ごとの進捗状況の自己評価について

第２期行動計画に基づく事務事業について、各所管課において男女平等の視点での実施状況を「様式 1」として調査しました。各所管課が、事業の進捗状況、次年度の計画及び次年度以降の課題について回答し、施策の達成度を以下の５段階で自己評価しました。

達成度は

- ■A　達成された
- ■B　ほぼ達成された
- □C　あまり達成されていない
- ■D　達成されていない
- ■E　実施していない

とし、その結果を基本施策ごとにまとめたものが次のグラフになります。

事務事業の達成度

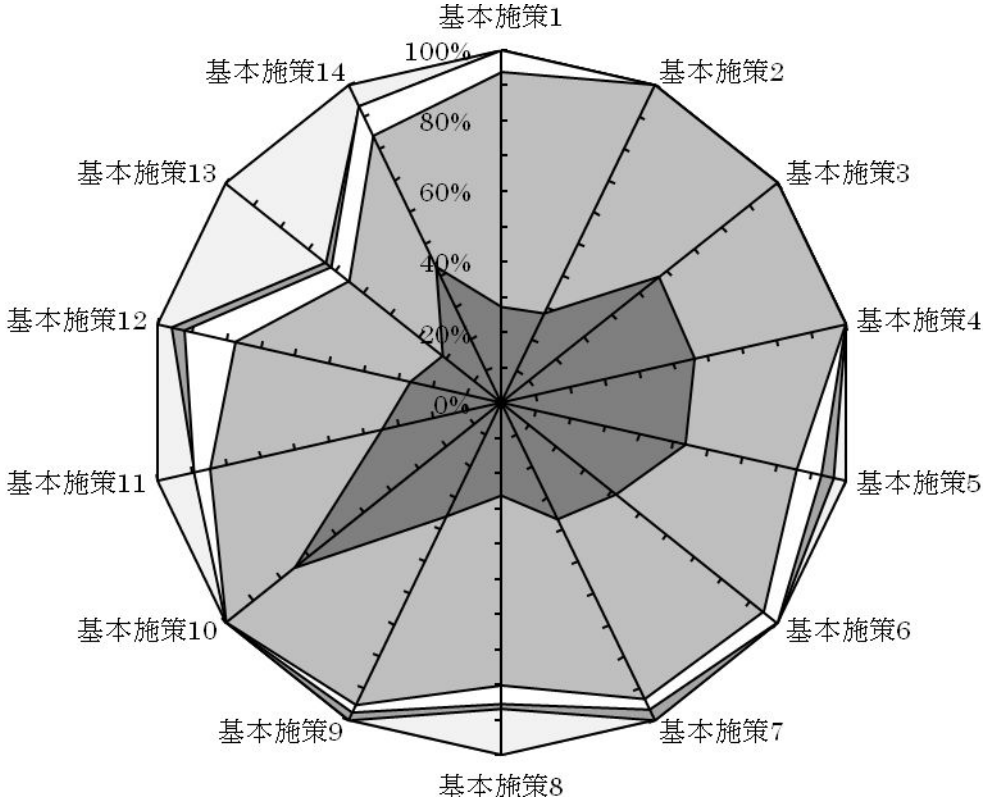

基本施策別に達成度をみると、ほとんどの施策で「A：達成された」、「B：ほぼ達成された」が合わせて 80%以上を超えています。特に、施策 10 では、75%が「A：達成された」と回答しています。

一方で、基本施策 12、14 は、「C：あまり達成されていない」がそれぞれ 15%、9%を占めました。

柱別にみると、柱Ⅳ（基本施策 11～14）において、「達成されていない」か、「実施していない」事業が多いことがわかります。

所管課による各事業の進捗状況の自己評価（一覧）

		事業数	施策内容	達成度（%）				
				A	B	C	D	E
柱Ⅰ	基本施策 1	14	性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実	27%	67%	6%	0%	0%
	基本施策 2	8	援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実	28%	72%	0%	0%	0%
	基本施策 3	5	性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実	57%	43%	0%	0%	0%
柱Ⅱ	基本施策 4	9	安定した就業機会の確保と就業継続の支援	56%	44%	0%	0%	0%
	基本施策 5	9	豊かな生活のための時間と空間の確保への支援	54%	32%	7%	4%	4%
	基本施策 6	12	子育てを支える環境の充実	42%	53%	5%	0%	0%
	基本施策 7	6	介護を支える環境の充実	37%	57%	3%	3%	0%
柱Ⅲ	基本施策 8	13	子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備	26%	54%	5%	1%	13%
	基本施策 9	7	地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実	36%	60%	2%	2%	0%
	基本施策 10	3	市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進	75%	25%	0%	0%	0%
柱Ⅳ	基本施策 11	5	市民・市民活動団体等との連携の促進	35%	50%	5%	0%	11%
	基本施策 12	16	政策・方針決定過程への女性の参画促進	26%	51%	15%	4%	4%
	基本施策 13	6	行動計画の点検・評価システムの充実	21%	34%	6%	2%	36%
	基本施策 14	5	庁内推進体制の充実	43%	41%	9%	0%	7%

※達成度（%）は「該当の達成度を選択した所管課の数　÷　平成 23 年度に該当事業が存在した所管課の数」で算出しています。小数点以下を四捨五入しているため、構成比の合計が 100%にならない場合があります。また、ひとつの事業に対して複数の所管課が担当しているため、事業数と所管課の数は一致しません。

この達成度は 118 の事業ごとに、各所管課が 5 か年計画の 3 年目としてどれだけ事業を実施したかを評価したものです。

【人権・男女共同参画室調べ】

（３） 男女平等推進に配慮した主な内容〈概要〉

川崎市では男女平等施策を総合的かつ効果的に進めることを目的として、各局（室）区に男女共同参画推進員を男女１名ずつ設置しています。今回の調査において、推進員に行動計画にある局内のすべての事業の確認を依頼しました。その事業の中で、特に男女平等推進のために配慮した、効果があったというものを「様式2」として報告を受けました。

以下はその調査の抜粋になります。

〈柱Ⅰ〉

・外国人市民向け広報物の設置場所をまとめ、外国語訳付きの男女平等関係のチラシもその中に設置した。【川崎区役所】

・事業に参加した男性に、関連事業で男性参加の少ない事業への参加を呼びかけた。【高津区役所】

・母子手帳交付の際に支援が必要と判断した場合に、個別支援を実施した。両親学級など、男女ともに参加しやすい広報を心がけた。【多摩区役所】

・各区子ども支援室が主催する子どもフェスタ等の活動において、相談窓口にかかる広報（ポスター展示・パンフレット配布等）を行った。【市民オンブズマン事務局】

・川崎市就労自立支援センター分館に緊急一時宿泊枠及び女性ホームレス受入枠を維持するとともに、富士見生活づくり支援ホームで、新たに女性ホームレスの受入を開始した。【健康福祉局】

・ＤＶに関する相談・支援が適切になされるよう、関係部署と情報共有をし、連携を密にした。また、関係する職員の知識や技術の向上のため、各種研修へ積極的に参加した。【麻生区役所】

・ＤＶ被害者の民間賃貸住宅における入居支援について、関係課と連携を図り、居住支援制度における３件の利用実績があった。また、ＤＶ被害者の市営住宅の入居について、１件の入居実績があった。【まちづくり局】

・ＤＶ等による被害者が速やかに適切な相談や救済が受けられるよう、区役所の主な窓口にパープルリボンのしおりを設置し、情報提供を行った。さらに、女性用トイレにも設置し、気軽に情報が入手できるようにした。【幸区役所】

・適切な支援を行うため、所内関係部署との情報共有を密にした。また、定例の会議を活用し、情報交換や検討を行った。【宮前区役所】

・女性専用外来の設置を推進し、市民へ情報提供したことにより、以前に比べ利用しやすくなったと考えられる。【健康福祉局】

・集中治療が必要な妊婦・新生児に対する安定的な医療の確保に貢献した。【病院局】

〈柱Ⅱ〉

・子育て応援のための局内ホームページを大幅に見直し、育児休業等の制度周知の充実や、男性職員の育児休業体験記等を掲載し、男性職員の育児休業取得促進に向けた積極的な情報提供を行った。【上下水道局】

・今年度も入札参加条件として利用している主管評価項目制度の評価項目に男女共同参画の項目を設けた。【財政局】

・女性に限定しないテーマ設定や広報を行った。夫婦が協力しながら築く社会づくりの視点に配慮しながら、各学習プログラムの作成・実施にあたった。【教育委員会】

・育児休暇取得等について、局内機関紙を利用し広報を行った。【消防局】

・市政だより、地区掲示版、介護事業所などへの広報により、多くの参加を募り、男女ともに参加できるようにした。【川崎区役所】

・広報を広く行うとともに、地域の支え手である民生委員への参加も呼びかけた。【幸区役所】

〈柱Ⅲ〉

・男女ともに参加しやすいイベントとなるよう、開催時に託児サービスを行い、男女平等の視点に配慮した。【総合企画局】
・統一地方選挙の広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。【選挙管理委員会】
・区民会議開催の際に、保育士による保育を行い、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮した。【宮前区役所】
・広報物を作成する際、表現や写真等が性別において偏向がないよう取り組んだ。【議会局】
・広報資料の検討・作成段階、最終確認において手引きに沿った点検等が行われるよう配慮した。【人事委員会】

〈柱Ⅳ〉

・民間活用推進委員会、東扇島福利厚生センター民間運営事業者選定委員会において、委員３名中１名を女性とし、推薦を行った。【港湾局】
・町内会・自治会へメンバー選出の機会において、女性比率の向上に配慮するよう依頼した。【多摩区役所】
・避難所運営に必要な女性からの意見等を促した。【川崎区役所】
・法定受託事務として国の基準により実施している調査について、男女別に集計された項目についても、そのまま公表している。【総合企画局】
・計画等の策定にあたっては、難しい用語や考え方については再考し、男女共同参画の視点も取り入れるよう努めた。【教育委員会】
・割合の少ない性別の職員の勤務環境向上に努めた。【市民・こども局】
・事前協議制度の周知に努めたことにより、意識啓発が促進されたと考えられる。【健康福祉局】

３　個別事業の進捗状況について

★　達成度

Ａ　達成された
Ｂ　ほぼ達成された
Ｃ　あまり達成されていない
Ｄ　達成されていない
Ｅ　実施していない

★　今後の方向性

１　充実
２　現状維持
３　内容見直し
４　統廃合
５　縮小
６　廃止・休止
７　その他（事業が完了した場合等）

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅰ「女性の人権」の確立						
【基本施策1】　性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実						
施策1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進					
1	配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。	ＤＶ被害者支援対策推進会議を市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して開催し、「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」の周知と関係機関の連携強化を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、その根絶に取り組んでいく。	A	「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づく取組を市民・こども局こども本部こども福祉課と協力して推進していく。	7	市民･こども局人権･男女共同参画室
2	基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。	庁内職員並びに学校及び保育所の関係者を対象に、「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づき、「ＤＶ被害者への支援と加害者への対応」について研修会を実施した。（2回）	B	引続き、「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づき、相談・保護及び自立支援の研修を実施する。	1	市民･こども局こども福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策2	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等をなくすための広報・啓発の推進					
3	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	○男女共同参画センター（すくらむ２１）において、パープルリボンプロジェクトを継続実施し、商業施設などこれまでアプローチできていない箇所への協力依頼、情報提供に努めた。 ○パープルリボンプロジェクトのしおりは、約9万枚を社団法人神奈川県タクシー協会川崎支部所属の36社1525台のタクシー内、公共施設、市内図書館、書籍販売店、商業施設トイレ、大学、川崎市美容連絡協議会加盟店舗などを中心に配布し、設置を依頼、相談窓口の周知を図った。	A	引き続きわかりやすく具体性のある手法で多様な主体と連携しながら予防につながる情報提供を実施する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間に、企業のセクハラ・パワハラ防止義務についてや「女性のための総合相談窓口」の案内の記事を掲載した。	A	紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
4	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	○新任課長補佐研修及び新任課長研修で、セクシュアル・ハラスメント防止等人権に関する研修を実施した。 ○若手職員、技能・業務職員研修で、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス等意識啓発に関する研修を行った。 ○新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		男女共同参画センターでは、今年度該当する講座を実施しませんでしたが、パープルリボンプロジェクト等を通じて、継続的にＤＶに関する社会的認識を高めるための取組を行いました。 ●男女平等推進に配慮した点 ＤＶ等に対する正しい理解の促進は、男女の能力発揮に重要である。	C	今後も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する事業を要望に応じて実施していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		庁内職員並びに学校及び保育所の関係者を対象に、「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づき、「ＤＶ被害者への支援と加害者への対応」について研修会を実施した。（2回）	B	引続き、「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づき、相談・保護及び自立支援の研修を実施する。	1	市民・こども局こども福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
5	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。	セクシュアル・ハラスメントへの対応マニュアル「セクハラをなくそう！」を配布・周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		パープルリボンのしおりの商業施設や美容院、タクシー内、公共施設（図書館、市民館、区役所等）への配布のほかアゼリアでの展示を行った。デートＤＶの予防への取組として、つめやすりなど若者に受け入れやすい啓発物の製作を大学生と行った。 ●男女平等推進に配慮した点 不特定多数への周知を目的としているため、予防を重視して設置場所の拡大を図っている。	A	今後も、事業の性質などを考慮したＰＲに努めるとともに、セクハラ防止やＤＶ予防につながる配布を行う。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		「ＤＶ相談の手引書」を作成し、各区・各支所の女性保護担当課へ配布した。	B	相談に関するマニュアルに続いて、一時保護に関するマニュアルを整備する。 また、庁内の関係部署向けの対応マニュアルについて、使用法等を考慮して整理する。	1	市民・こども局こども福祉課
6	学校関係者、医療機関、警察等関係者との連携を深め、性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	○「川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議」及び「ＤＶ被害者相談支援部会」を開催し、教育委員会、医師会、警察等関係機関・部署との連携強化を図った。 ○「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」に基づき、研修の一環として市職員を中心に、研修会を実施した。（2回）	B	各会議及び部会で議論した課題について、共通認識を図り解決に努める。	1	市民・こども局こども福祉課
7	性的マイノリティの人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。	①平成23年11月19日、「かわさき人権フェア2011」において、性同一性障害及び相談窓口に関するパネル展示を行った。また、川崎地下街通路広報コーナーにおいても、同11月に2週間展示を行った。 ②平成24年2月、「住民生活に光をそそぐ交付金」事業として、性的マイノリティの人権について分かりやすくまとめた啓発用冊子を作製し、市立学校の全教職員に配布した。 ③性的マイノリティの人権に関する啓発物品（ふせん、ふせんケース）を1,500個作製した。 ●男女平等推進に配慮した点 多様な性的マイノリティの存在を知り、違いを認め、それぞれの生き方を尊重することの大切さについて啓発を行った。	C	今後も、性同一性障害及び相談窓口の周知等市民に対する情報提供、また、市職員向け研修の実施等、性的マイノリティに関する啓発活動を継続的に実施する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策3	性に基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実					
8	性に基づく人権侵害防止を図るため、関係機関との連絡会議等において、連携協力関係を強化します。	基本計画に基づく支援策を推進するため、「川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議」及び「ＤＶ被害者相談支援部会」を開催し、連携強化を図った。	B	「川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議」、「ＤＶ被害者相談支援部会」及び「ＤＶ対策庁内部会」を開催し、国、県、庁内関係機関及び民間団体との連携強化を図る。	1	市民・こども局こども福祉課
		関係機関との会議や民間活動団体の視察等を通じて関係機関の活動状況を確認し、互いの機関の理解を深め連携強化に努めた。	B	関係機関との会議やＤＶ被害者支援研修への参加などを通じて、各関係機関が果たしている役割を理解し、その役割に応じた連携を強化する。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン
9	区役所、男女共同参画センター等における性に基づく人権侵害等に関する相談に的確に対応するための機能と体制の充実を図ります。	○外国籍（フィリピン人女性限定）の女性のためのサポートグループ相談を実施した。 ○外国人市民が施設を利用しやすいよう「わかりやすい日本語」を使ったパンフレットの製作を行った。	A	外国籍の女性の人権侵害防止を図るためのサポートグループ相談事業の実施のあり方について調査研究する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		女性相談員連絡調整会議を毎月開催したほか、県内関係機関連絡会議等に出席し、情報共有及び連携強化を図った。	B	女性相談員連絡調整会議及び関係機関との連絡会議の開催のほか、関係機関連絡会議に出席し、相談・支援に関わる関係部署との情報共有及び連携強化を図る。	1	市民・こども局こども福祉課
		区役所その他関係機関との会議や民間活動団体の視察等を通じて、互いの機関の理解を深め、ＤＶ等の人権侵害の相談に的確に対応できるようにした。	B	区役所その他関係機関との会議等男女平等にかかわる様々な機会を通じて、関係機関相互の理解を深め、ＤＶ等の人権侵害の相談に的確に対応できるようにする。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン
施策4	人権オンブズパーソン制度の周知と活用					
10	男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズパーソンの相談・救済制度等について、広報を充実します。	市政だよりへの掲載（22年度報告書や人権特集など）、全市広報掲示板でのポスター掲示、すくらむまつりへの参加、区役所の催し等での相談カードの配布、人権オンブズパーソン制度の周知のためのＰＲ動画の作成等を行った。また、地域関係者への制度説明や相談カードを配布した。 ●男女平等推進に配慮した点 人権オンブズパーソン子ども教室を小・中学校で開催する中で、男女平等にも配慮した子どもの権利の大切さを伝えている。	B	市政だよりや広報掲示板の活用、区役所や男女共同参画センター等と連携した広報活動の実施、地域関係者や関係機関等との会議を活用して活動内容や相談方法等の周知を行い、広報の充実を図る。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン
11	関係機関と連携した相談・救済活動などを通して、人権オンブズパーソンの機能を高めていきます。	相談事案に適応した関係機関との連絡・調整等を通じて連携を深め、事案解決に向けた人権オンブズパーソン機能の充実を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 小・中学校で子ども教室を開催し、制度の周知と利用の促進を図った。	B	引き続き相談事案に適応した関係機関との連絡・調整等を通じて連携を深め、事案解決に向けた人権オンブズパーソン機能の充実を図る。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
12	パソコン、携帯電話の活用など、利便性を高めた人権オンブズパーソンによる相談方法を推進します。	地域関係者や関係機関との会議等を活用し、市のホームページでの制度案内やフォームメールによる初期相談の方法等の周知を行った。	B	市のホームページによる制度案内や相談日時、フォームメールによる初期相談の方法等パソコンを活用した相談方法の周知を行う。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン
施策5	外国人女性に対する必要な支援の推進					
13	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	①川崎市多文化共生社会推進指針のなかで外国人市民に対する行政サービスの充実をあげ、全庁的な取り組みを進めた。②「川崎市に住む外国人の皆さんへ」(7言語)を各区役所の外国人登録窓口へ送付し、窓口を訪れた外国人市民への配布を依頼し、併せてホームページ上で公開（8言語）した。③「川崎市の多言語広報資料一覧2011年度版」を作成し区役所等市の施設に配布し、またホームページ上で公開した。④「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を一部改正し、多言語広報を行う場合の標準言語にタガログ語を追加し、日本語の広報資料についても平易で分かりやすい表現にすることなどを盛り込んだ。 ○外国籍（フィリピン人女性限定）の女性のためのサポートグループ相談を実施した。 ○男女共同参画センターにおいて外国人市民が施設を利用しやすいようパンフレットの製作を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 主に日本語の十分でない外国人市民に向けた行政サービス、情報提供の充実を図っている。	B	川崎市多文化共生社会推進指針に基づき外国人市民に対し行政サービスの充実等を図っていく。 「川崎市に住む外国人の皆さんへ」、「川崎市の多言語広報資料一覧」を引き続き作成、配布し、日本語の十分でない外国人市民への情報提供の充実を図っていく。 ○外国籍の女性のための人権侵害防止を図るためのサポートグループ相談事業の実施のあり方について調査研究する。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		女性相談・保護自立支援において、外国人市民が必要な情報を得られるよう、通訳の派遣や多言語マニュアルの活用を行った。	B	女性相談・保護において、外国人市民の支援をよりスムースに対応できるよう、環境整備について検討する。	1	市民･こども局こども福祉課
		関係局から依頼を受けた広報物や窓口サービス改善検討委員会で作成した外国語版窓口案内を相談情報コーナーに設置し、広く情報提供に努めている。 ●男女平等推進に配慮した点 外国人市民向け広報物の設置場所をまとめ、外国語訳付きの男女平等関係のチラシもその中に設置している。	A	引き続き、外国人市民への情報提供について分かりやすい環境を整えていく必要がある。	2	川崎区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
13	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	地域活動団体との協働で、行政情報や地域情報などを月4回程度携帯メールマガジンとして配信しています。対象言語は、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語の6カ国語です。外国人市民にとって有益な情報を把握するため、登録者を対象とした交流会を実施しました。	B	メールマガジンの内容を充実させ、外国人市民に対し効果的な情報を配信します。また、緊急情報の配信等の整備を行っていきます。	1	川崎区役所企画課
		県、市の多言語による資料は、1階の情報提供スペースにコーナーを設けている。課によっては必要な資料をカウンターに置き情報の提供を行っている。 ●男女平等推進に配慮した点 情報提供については、外国人市民がわかりやすいようなスペース配置を心がけた。	B	引き続き、資料、情報提供コーナーの管理・整理に努め、必要な情報提供を常に心がけていきます。	2	幸区役所総務課
		区役所快適化リフォーム事業の実施に伴うサイン表示の変更にあたり、外国人市民の利便性にも配慮した仕様を発注した。	A	計画・事業なし。	7	中原区役所総務課
		区のホームページ「やさしいにほんご」のページを活用し、必要な情報を提供しています。	B	区のホームページを活用し、情報掲出の充実を図ります。	2	中原区役所企画課
		区役所快適化リフォーム事業において、多言語の庁舎案内板を作成した。さらに、文字ではなくマークを多用し、外国人にもよりわかりやすい案内になるよう配慮した。また区役所サービス推進部会において、同じく多言語の区役所フロアガイドを作成した。	B	多言語対応ができるサービスの充実を図るとともに、外国人向けの資料等の情報提供もわかりやすいよう工夫していく。	1	高津区役所総務課
		ＨＰリニューアルに向けてよりよいＨＰづくりを目指し検討を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等を意識した標記を心がけた。	B	市のＨＰリニューアルに伴い、市と区で調整を行いながら、よりわかりやすく充実した情報を提供できるＨＰづくりを行う。	1	高津区役所企画課
		チラシやパンフレット等を可能な限りまとめて配架し、情報提供を行った。	B	引き継き、情報提供及び環境整備に努める。	2	宮前区役所総務課
		外国人の方を含め、市民の方が安心して生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう情報発信を行った。	B	引き続き適切な情報発信を行っていく。	2	宮前区役所企画課
		他部署から送付される外国人向けの資料を情報資料コーナーへ配架した。また、総合案内板に英語・中国語・ハングル表示をしている。	B	情報資料コーナーの資料を充実させることに努める。	2	多摩区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
13	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	特になし。	B	区役所ホームページにおける外国人市民向けページの拡充等、区役所の広報業務において外国人市民に配慮する必要がある。	2	多摩区役所企画課
		外国語広報資料を情報コーナーで配架するなど情報提供を行うとともに、区役所内案内版に英語表記を行った。	B	今後も、広報資料による情報提供に努めていく。	2	麻生区役所総務課
		区ホームページの「外国人市民のための生活情報」のページの管理（リンク修正等）を行った。	B	引き続き、区ホームページにおける「外国人市民のための生活情報」のページの管理を行う。	2	麻生区役所企画課
		ルビふりの推進 全市合同校長会・各種研修会において、学校から配布するお知らせ等について外国につながる方々への配慮の一つとしてルビふり文書の例を掲示し、具体的な推進を図った。	A	ルビふりの推進 全市合同校長会・各種研修会において、学校から配布するお知らせ等において外国につながる方々への配慮の一つとしてルビふりの文書を掲示し、今後も具体的な推進を図っていく。	2	教育委員会人権・共生教育担当
		教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動を14事業実施し、参加した外国人市民に対し、適宜情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 子育て、医療、防災など日常生活に関する情報収集・提供に努めた。保育の充実をはかった。	A	教育文化会館・市民館・ふれあい館において、識字学習活動の機会を利用しながら、適宜外国人市民が必要とする情報の提供に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
14	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	外国人妊婦に対して、必要に応じ、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。外国籍の方が委託の乳幼児健康診査を受けやすいように、医療機関用に受診票を英訳した資料を作成した。外国籍育児教室は、川崎、高津、宮前の3区で実施した。その他、外国籍母子の自主グループへ支援した。 ●男女平等推進に配慮した点 外国籍の妊婦が、父親の育児参加について学ぶ機会である両親学級や外国籍の両親が乳幼児健診に来所する場合には、通訳ボランティアを派遣する。	A	外国籍育児教室と外国籍母子が多く参加している事業との連携を考える。	2	市民・こども局こども家庭課
		現状の外国人向け健診アンケートを活用し、区内に多く居住する外国人母子への支援の更なる充実をはかった。	B	現状の外国人向け健診アンケートを活用し、区内に多く居住する外国人母子への支援の更なる充実をはかる。	2	川崎区役所保健福祉サービス課
		日本語の読み書きが不自由な子どもや保護者が孤立するのを防ぐため、多言語能力を有する地域の人材を活用して、通訳及び翻訳を行った。 （対応言語：やさしい日本語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、英語、ロシア語）	A	関係機関の協力を得て広報しているが、利用者に届きにくいのが課題となっている。 ネットワーク会議を活用し、より効果を上げるためニーズの把握を行い具体策を検討する。	1	川崎区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
14	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	こども相談等、わかりやすい内容での広報を行なった。母子健康手帳交付時、希望する外国人へは外国語版母子健康手帳を配布した。また相談時は、面接室を利用する等プライバシー等に配慮した。	B	外国人女性がこども相談を利用しやすいよう、わかりやすい内容での広報や関係機関等へ広報をおこなうなど周知を図る。母子健康手帳交付時、希望する外国人へは外国語版母子健康手帳を配布する。プライバシーの確保等相談しやすい環境に配慮する。	2	幸区役所こども支援室
		・「国際子育てひろばコアラ」の定例会に参加し、子育て情報の提供・参加親子の健康相談・育児相談を行い、活動を支援した。 ・乳幼児健診や、新生児訪問時、通訳ボランティアを同行し相談をおこなった。 ●男女平等推進に配慮した点 誰もが参加しやすい様に、広報した。	B	「国際子育てひろばコアラ」の活動の側面的支援の継続 課題：運営面の悩みや相談に応じること	1	中原区役所保健福祉サービス課
		英語版「出生連絡表記入例」を作成し、外国人に赤ちゃん訪問を分かりやすく紹介した。	B	外国人に対する更なるサービスの向上を図っていく。	2	中原区役所こども支援室
		在日外国人母子保健サービス支援事業「ベルファム」を計12回実施し、延べ15組の親子が参加した。参加者が0の月が5回、1組のみの月が4回あり、外国籍の親子同士の交流が難しい状況にある。季節の行事を取り入れる、ＰＲを強化する等で参加者の増加を目指した結果、8月は2組、2月は3組、3月は6組の参加となった。参加者にアンケートを行った結果、市民館で開催されている日本語教室で交流があるため、そちらに参加している親子が多いことが分かった。 ●男女平等推進に配慮した点 父親も「育児」「親同士の交流」に参加しやすいよう、健診や事業内で声かけを行った。	C	保健福祉センター内での「ベルファム」の開催を減らし、市民館の職員と連携しながら日本語教室内での育児相談を実施していく予定。	5	高津区役所保健福祉サービス課
		母子手帳交付時に記入いただく「おたずね」から支援が必要と判断した場合個別支援を実施した。両親学級、各種健診・相談等で情報の提供を行った。他機関で実施している外国籍の母子グループの紹介や国際交流センターの紹介を実施する。 ●男女平等推進に配慮した点 父親が育児に参加しやすいように、声かけを行う。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
14	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	・母子手帳交付の際、外国版の副読本も配布した。 ・地域子育て支援情報を掲載した区子育てブックの中で、外国語の方向けのページを設けた。 ・外国から、または外国語を話す転入者の方へ、外国語でのこども支援室での転入手続きのご案内を配布した。	A	継続して実施予定。	2	多摩区役所こども支援室
		外国人の子育てグループや外国籍の親子支援のボランティアグループ等の情報を掲示板に提示したり、健診を利用する対象者に情報提供を行った。また個別に支援の必要な方へは、課題に応じて支援を提供した。 ●男女平等推進に配慮した点 父親にも働きかけ、情報提供や育児支援を行った。	B	麻生区子育て情報誌「きゅっとハグあさお」に外国籍の方向けのページが増設された。これらの情報を積極的に活用し、情報提供するとともに、個別の支援が必要な対象者には、早期に支援が提供できるよう、関係機関や関係部署との連携が必要。	2	麻生区役所保健福祉サービス課
		○母子手帳交付の際、外国版の副読本も配布した。 ○子育て支援を必要とする外国人に、区内在住のボランティアを紹介し支援している。 ○麻生区子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」に外国人向けの項目を設けた。 ●男女平等推進に配慮した点 外国の方または、外国語を話す妊婦や子育て中の方が安心して子育てができるように情報を提供した。	B	最新の情報を提供するため、情報の更新と内容の充実化を図る。	2	麻生区役所こども支援室
【基本施策2】　援助を必要とする女性及び支援団体等への財政的支援を含むさまざまな支援の充実						
施策6	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもへの支援					
15	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。	○男女共同参画センターにおいて、ＤＶ被害者の自立支援を目的とした支援物資の募集を実施した。届いた物品は、シェルターを運営する民間組織を通じてＤＶ被害者に提供された。物品の使いやすさを意識した募集条件を付すなどした。 ○サポートグループ相談事業の実施を通じて、自立の支援につながる相談の場を設けた。	A	支援物資の募集提供だけでなく、サポートグループ相談事業においては定期的にグループができるよう工夫し、適切な相談場所や情報提供につなげられるよう実施方法を工夫する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○ＤＶ等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・支援や情報提供を行った。 ○ＤＶ被害者の親子を対象に心理ケアプログラムを実施した。	B	引き続き、ＤＶ等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・支援や情報提供を行う。	1	市民・こども局こども福祉課
		現在の関係機関との良好な関係を維持し、さらなる被害者へのスムーズな支援に繋げた。	B	現在の関係機関との良好な関係を維持し、さらなる被害者へのスムーズな支援に繋げる。	2	川崎区役所保健福祉サービス課
		ＤＶ被害者等の相談、一時保護や自立支援等を行った。	B	継続実施。ＤＶ被害者等からの相談や一時保護等を適時・安全に行える体制整備が課題。	2	幸区役所保健福祉サービス課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
15	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴の子どもに対して、適切な相談・救済や情報提供を行います。	係内の役割を明確にすることで、女性相談員不在時の相談・保護等円滑に実施した。また、関係機関との連携・情報共有も適時行った。同伴の子どもに対し、こども支援室・学校・児童相談所等と連携し、適切に支援した。 ●男女平等推進に配慮した点 女性のみでなく男性のＤＶ被害の相談も受けているが、今年度の相談は無かった。	B	・女性相談員の不在時の対応の強化 ・関係機関・課・係等との連携強化 ・同伴の子どもの安全確保 ・女性相談員の体制の検討（正職員化や複数化）	1	中原区役所保健福祉サービス課
		ＤＶにかかわる問題等、迅速な対応が必要となる相談内容については、女性相談員と、学校・保育園等、子どもに関係する機関とが連携をはかり救援・支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 様々な機関からの意見を求め、情報共有をはかった。	B	相談内容の特殊性から、関係機関との連携を密にすることにより、被害女性の人権をまもりつつ、迅速かつ確実な対応を行っていく必要がある。	2	高津区役所保健福祉サービス課
		適切な支援を行うため、所内関係部署との情報の共有、連絡を密にしている。定例の宮前保健福祉センター虐待予防検討会議の場を活用して情報交換、検討を行っている。 ●男女平等推進に配慮した点 様々な機関からの意見を求め、情報の共有を図った。	A	継続。	2	宮前区役所保健福祉サービス課
		年5回庁内関係部署と連携会議の実施及び区内職員向け研修を実施した。このことにより、適切な相談、支援ができた。 ●男女平等推進に配慮した点 被害者の人権を擁護し、自立できるように支援した。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課
		相談・支援が適切になされるよう、関係部署と情報共有し、連携を密にした。また関係する職員の知識や技術の向上のために、諸研修へ積極的に参加した。	A	相談者のニーズを把握し、緊急性について速やかに判断し適切な支援や情報を提供する必要がある。	2	麻生区役所保健福祉サービス課
		ＤＶ等による被害女性に対して、速やかに適切な相談・救済や情報提供を行った。	B	ＤＶ等の被害女性に対しては、安心して相談できる環境を整備して相談・救済に応じるとともに、必要な情報提供を行う。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
16	一時保護施設に避難している子どもの学業や精神面をサポートするための人材を紹介する等、支援を行います。	一時保護施設等に避難している子どもの学業や精神面への対応については、随時児童相談所等と連携を図った。	B	一時保護施設等に避難している子どもの学業や精神面への対応については、今後も状況把握を行うとともに、児童相談所等関係機関との連携を行う。	1	市民・こども局こども福祉課
		子どもに対して学習専門指導員による学業面での支援を実施した他、児童福祉司・児童心理司・専門支援係の各専門職等による多角的な視点による行動観察や精神面における支援等を行った。	B	今後も引続き、一時保護児童に対する専門的人材による支援の充実を図っていく。	2	市民・こども局児童相談所
		区役所区民課と区の教育担当、他の市町村など関連する機関と連絡調整を迅速に行い、ＤＶ被害者及びその子どもの安全性を確保しながら、就学支援を行った。	A	受入先自治体と連絡調整に苦慮することが多いが、引続きＤＶ被害者及びその子どもの安全性の配慮をしながら、児童生徒の就学機会を迅速に確保する。	2	教育委員会学事課
施策7	ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要とする女性に対する保護施設の充実					
17	ドメスティック・バイオレンス被害者等の一時保護施設である民間シェルターの運営に対する支援及び財政的な支援を実施します。	男女共同参画センターにおいて、ＤＶ被害者の自立支援を目的とした支援物資の募集を実施した。届いた物品は、シェルターを運営する民間組織を通じてＤＶ被害者に提供した。	B	シェルターの委託事業及び支援物資の提供など、今後も民間シェルターと連携をとりつつ進めていく。 女性への暴力をなくす運動の期間にあわせて実施し、単に物資募集を行うだけでなく、キャンペーン自体の認知度向上にもつなげる。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○市内民間シェルターへの財政的支援を行った。 ○女性相談員連絡調整会議及び関係会議にて情報交換を行い、一時保護施設の現状・課題について確認した。	B	○ＤＶ施策において公的役割を補うシェルターに対し、引き続き、運営に必要な財政支援を行う。 ○ＤＶ施策に係る会議等で関係機関との連携強化を図る。	1	市民・こども局こども福祉課
18	援助を必要とする女性への支援を目的として一時宿泊施設を活用します。	川崎市就労自立支援センター分館に緊急一時宿泊枠及び女性ホームレス受入枠を維持するとともに富士見生活づくり支援ホームで新たに女性ホームレスの受入を開始した。 ●男女平等推進に配慮した点 ホームレス自立支援センター4館のうち3館で女性ホームレスの受け入れ態勢を整えた。	B	引き続きホームレス自立支援センター3館での女性ホームレスの受入を行う。 女性ホームレスにおいては、単に失業、住居喪失が自立阻害要因ではなく精神障害、疾病等様々な阻害要因があり個々の要因に対応した支援施策への円滑な結びつけが難しいことが課題となっている。	2	健康福祉局地域福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策8	ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女性に対する生活基盤の確立支援					
19	生活基盤確立支援のための施設に向けた積極的な検討を行います。また、引き続き居住支援に努めます。	必要に応じて、対象者に対し生活基盤の確立に向け、支援施設につなげたり、住居設定の支援を行ったほか、女性相談員連絡調整会議で自立支援について検討を行った。	B	引き続き、対象者に対し生活基盤の確立に向け、必要に応じて支援施設につなげたり住居設定の支援を行う。	1	市民・こども局こども福祉課
		ＤＶ被害者の民間賃貸住宅における入居支援について、関係課と連携を図り居住支援制度における3件の利用実績があった。（※利用実績については変動する可能性あり） ●男女平等推進に配慮した点 市と居住支援制度に係わる実施協定を締結する支援団体等に対して、研修会を実施し、制度の普及・啓発をはかった。	B	ＤＶ被害者が居住支援制度を利用する場合、緊急連絡人が必要であるが、親族や支援団体に求めることが難しいため、関係課と調整をはかり、対応できるか検討していく。	2	まちづくり局住宅整備課
		平成23年度実績　1件	B	住宅の提供については今後、関係団体への周知をはかり、引き続き市営住宅の管理に支障がない範囲で支援を行っていく。	2	まちづくり局住宅管理課
20	生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報を提供します。	男女共同参画センターにおいて、再就職を目指す女性のためのパソコン講座を継続実施した。その他にも、再就職に必要となる就労環境や労働条件に関するノウハウや法律知識、さらには面接などで求められるスキルなどをピックアップした講座を開催した。	B	○女性の就業支援、職務能力向上に向けた支援について、多様なニーズに応じていけるよう豊富なメニューを企画していく。 ○女性の再就業につながるような効果的なコンテンツや受講者のニーズを盛り込みながら実施していく。就労メニューのコンテンツを強化していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		必要に応じて、対象者に対し就労等に関する情報提供を行ったほか、女性相談員連絡調整会議で自立支援について検討を行った。	B	引き続き、生活基盤の確立に向け、被害者の心身の状況に応じて就労等に対する支援を行う。	1	市民・こども局こども福祉課
		○就業支援ポータルサイト「ＪＯＢ－Ｌかわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、労働基準法の改正や地域雇用創造推進事業の案内、就業支援室「キャリアサポートかわさき」や「かわさき若者サポートステーション」の各種事業案内、県立東部総合職業技術校の募集記事等を掲載した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策9	援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援の推進					
21	調査等の実施により、援助を必要とする女性のニーズの把握に努め、支援を実施します。	女性の再就職支援（再就職支援講座及びキャリア相談、女性起業家の支援講座）に関する追跡調査を実施し、センター主催事業への参加者にどのような成果が出たかを追跡調査する。その調査結果を踏まえて、より効果的な事業の組み立てと企画立案に役立てる。	A	引き続き、女性の再就職に関するヒアリング・アンケート調査を実施し、効果的な事業の組み立てや企画立案に反映する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
22	人身取引（トラフィッキング）の防止に関する啓発及び被害者への支援を実施します。	男女共同参画センターでは、ポスターの掲示に加えて、来場者が自由に持ち帰られるように館内にちらしを配架した。	B	ポスター、ちらし等を活用した啓発活動に努めていく。 今後も、情報を必要とする人々へ届けるとともに、来館者への啓発も含めた対応を行う。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		人身取引被害者について、実態把握を行ったが、平成23年度については被害者の確認はなかった。	A	人身取引被害者について、引き続き実態把握に努めるとともに、被害者が発見された場合には、速やかに保護・支援を実施する。	1	市民・こども局こども福祉課
【基本施策3】	性と生殖に関する健康と権利を守るための取組の充実					
施策10	性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報の提供					
23	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての講座を開設します。	男女共同参画センターにおいて、不妊のカップルを対象とした講座を実施し参加者からは「この講座に来ることができてよかった」と感想をいただいた。	B	引き続き、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての講座を開設する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		保健福祉センターにて、健全母性育成事業として、電話・面接による思春期保健相談を随時行なった。 （電話相談　89件　面接相談　69件） 学校等と連携しながら性感染症予防、性について、命の大切さなどをテーマにした講演会など集団指導を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 相談や集団指導の中で、性別に関わらず、一人ひとりの個性を尊重する大切さを伝えている。	B	今後も学校や関係機関と連携しながら、実施していく。	2	市民・こども局こども家庭課
24	市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施します。	男女共同参画センターのホームページでは開催する講座の情報掲載を通じて講座への参加の促進を図った。	B	市のホームページを活用し、男女平等や性と生殖に関する健康と権利の問題に関する情報提供を実施するよう努める。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策11	女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供					
25	医療機関における女性専用外来の設置を推進します。	病院内保育施設の運営を補助し、医療従事者等が働きやすい職場環境作りについて支援いたしました。	A	県と協議の上、今後とも必要な予算の獲得に努めてまいります。	1	健康福祉局地域医療課
26	女性専用外来設置医療機関の情報提供を実施します。	市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行いました。	A	今後とも市ホームページ「かわさきのお医者さん」により、女性医師による診療について、情報提供を行います。	2	健康福祉局地域医療課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策12	周産期医療の体制の確保					
27	周産期医療の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を進めます。	聖マリアンナ医科大学病院の総合周産期母子医療センターの運営を支援しました。また、周産期医療ネットワーク体制の整備に努めました。	A	総合周産期母子医療センターへの着実な運営を支援するとともに市内医療機関との連携について協議してまいります。	1	健康福祉局地域医療課
		ＮＩＣＵを安定的に稼動させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に提供した。	A	引き続き、ＮＩＣＵを安定的に稼動させ、集中治療が必要な妊婦及び新生児に提供していく。	2	病院局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅱ　仕事と暮らしへの支援						
【基本施策4】　安定した就業機会の確保と就業継続の支援						
施策13	女性に対する就業支援の充実					
28	「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。	○「川崎市労働状況実態調査」において、育児・介護休業制度や子の看護休暇の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。　○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	今後も「川崎市労働状況実態調査」等において、女性の就労状況に関する調査を実施していく。	2	経済労働局労働雇用部
29	就業を望む女性に対し、「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を実施します。	男女共同参画センターにおいて、すくらむ通信、ホームページのリニューアルを通じて、就労希望の女性たちに対する情報提供や講座の案内、起業家の紹介などを行った。	B	男女共同参画センターにおいて、起業家を取材し、サイト内で紹介するなど起業家ネットワーク作りを行う。また、情報提供室内に起業・再就業希望者のための情報収集・情報提供コーナーを設置して支援する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○就業支援ポータルサイト「ＪＯＢ－Ｌかわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
30	女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	○男女共同参画センターにおいて、特定非営利活動法人全国女性会館協議会主催の日本マイクロソフト社助成事業である「経済的に困難な状況にある女性のためのパソコン講座」事業を実施した。また、就労のための準備セミナーやパソコン講座のほか個別キャリアカウンセリングを行った。 ○就業継続者のための育児休業復帰者向けの講座を実施した。 ○就労継続者向けにキャリアカフェを開催し、ロールモデルやメンターとの出会いの場を創出した。	A	○男女共同参画センターにおいて、再就職支援セミナーを行うほか就業状況を把握するために追跡調査も実施する。 ○就労継続者への取材活動を行い、経験談などをwebなどで紹介する。 ○キャリアカフェの継続	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		川崎市母子福祉センターにおいて、母子家庭の母及び寡婦を対象に就業支援に関する講座を開催した。	A	引き続き、母子福祉センターにて母子家庭の母及び寡婦を対象に就業支援に関する講座を開催する。	2	市民・こども局こども福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
30	女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	就業支援室「キャリアサポートかわさき」の「就職準備セミナー」において、対象者別セミナーとして「女性向けセミナー」を8回実施した。	A	今後も対象者のニーズを把握して、より効果的な対象者別のセミナーを実施する。	2	経済労働局労働雇用部
31	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	男女共同参画センターにおいて、以下の講座を実施した。 ・女性起業家アクションセミナー ・商人デビュー塾（業種別） ・女性ビギナーズサロン ・女性起業家無料相談会 ・女性起業家ミニ見本市	B	起業家支援事業として、次の事業を行う。 ・女性起業家アクションセミナー ・商人デビュー塾（業種別） ・女性起業家ビギナーズサロン ・女性起業家無料相談会 ・女性起業家ミニ見本市 ・女性起業家ネットワーク	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		・起業・創業に関心を持つ者を対象に、起業家オーディション・起業家塾・創業フォーラムなど各種支援事業を実施。	B	引き続き男女平等推進に配慮して事業を推進する。	2	経済労働局新産業創出担当
		商人デビュー塾（全14回） 市内の商店街での創業予定者を対象に、創業実践準備講座を行った。 平成23年6月15日（水）～8月6日（土） ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画センター（すくらむ21）と共同して実施した。	A	商人デビュー塾（全14回開催予定） 市内の商店街での創業予定者を対象に、創業実践準備講座を行う。 引き続き、男女共同参画センター等、関係機関と協力して、より効果的な講座を実施する。	2	経済労働局商業観光課
		融資制度を継続して創業支援資金のうち代表者が女性の場合は「シニア・女性起業家支援資金」を利用できるように、女性の起業を支援した。（平成23年度融資実績　7件39,300（千円））	B	今後も当該融資制度の周知を図り、利用されるように努めていく。	2	経済労働局金融課
施策14	事業所における就業に関する男女共同参画の取組への働きかけ					
32	短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を実施します。	市発行の「かわさき労働情報」6月号において、「男女雇用機会均等月間」についての記事を掲載した。 ●男女平等推進に配慮した点 性別を問わず、読む人に伝わりやすい表現を心がけた。	B	今後も、様々な媒体を通して、事業者に対する情報提供を実施していく。	1	市民･こども局人権･男女共同参画室
		○就業支援ポータルサイト「ＪＯＢ－Ｌかわさき」において、求人情報や企業情報、就業支援機関、生活住宅支援策の紹介、及び就業関係イベント情報などを掲載した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大、就業支援ポータルサイトの内容の充実に努め、効果的な広報を展開する。	1	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
33	市の入札時における主観的評価項目制度への男女共同参画視点の導入について周知します。	入札参加条件として利用することができる主観評価項目制度の評価項目に男女平等参画の項目を導入している。 ●男女平等推進に配慮した点 来庁する事業者に対し、男女平等に関する啓発を目的としたパンフレット等を配布した。	B	入札参加者の評価項目として、引き続き男女共同参画の視点を項目として導入していく。	2	財政局契約課
34	企業研修等の講座の開催及び講師紹介、ビデオ等の資料提供を実施します。	○男女共同参画センターでは、市民館や事業所などからの依頼を受けて外部での出前講座を実施した。テーマは、ワーク・ライフ・バランス、コミュニケーション、男女共同参画、防災、女性のキャリア構築など多彩なテーマにわたった。 ○センター職員が書籍を読んだ感想を紹介する「ブック・レビュー」の継続や書籍紹介を行っている。	A	市民館や事業所、市民団体と連携し、引き続き出前講座や研修、講師派遣のコーディネートなどを行っていく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
35	男女共同参画を促進するための制度や仕組づくりを行っている事業者を広報誌やインターネットを通じて広報します。	市ホームページ及び男女共同参画センターホームページにおいて、男女共同参画ネットワークについて紹介した。 また、11月15日に開催した「男女平等かわさきフォーラム」の会場内において、ネットワークの取組を紹介した。	B	ホームページ及び川崎駅地下街広報コーナーなどを利用して、今後も広報を行っていく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策15	市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の推進					
36	多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。	非常勤嘱託員について、平成23年4月から育児休業、部分休業及び介護休暇を新設した。また、臨時的任用職員について、川崎市契約条例の改正を踏まえ、同条例に基づく作業報酬下限額を下回る職種の賃金を平成23年10月から引き上げた。	A	引き続き、よりよい雇用環境づくりに努めていく。	2	総務局人事課
【基本施策5】	豊かな生活のための時間と空間の確保への支援					
施策16	生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実					
37	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、子育て支援講座や男性の家事・育児参加促進を目的とした「カジダン・イクメン写真コンテスト」など、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組を実施した。	A	今後も、市民や事業者等に対して、ワーク・ライフ・バランスの推進への取組を実施していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		1月24日に「川崎市ワーク・ライフ・バランスフォーラム」を川崎市産業振興会館にて開催した。 11月に川崎市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査を実施した。 11月に四県市合同による「神奈川ワークライフバランスシンポジウム」を相模原市で開催した。 神奈川県と共催で企業担当者向けに7月と10月にワーク・ライフ・バランス交流会を開催した。 九都県市合同による取組として8月に一斉定時退庁を実施した。	A	11月に実施した事業所における調査の結果をもとに、セミナーの開催など、実情に合ったワーク・ライフ・バランス推進の支援事業を実施する予定である。 また、引き続き、神奈川県と共催して企業交流会の開催及び九都県市合同による一斉退庁等、イベントへの参加を予定している。	2	市民・こども局こども企画課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
37	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を実施します。	教育文化会館・市民館で実施している主催事業において、適宜啓発に努めた。また男女平等推進学習において、ワーク・ライフ・バランスを主題とした講座を5事業実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 男性女性それぞれの立場からより参加しやすいプログラムづくりをはかった。	A	引き続き、学習機会の提供及び情報提供に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
38	趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、市民講師による講座や、趣味の範囲を広げられる講座を開催した。	B	今後も、趣味や関心を広げて個人や家族、地域とのつながりを充実できるような講座の実施に努めていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		こども文化センターにおいて、各種イベントやクラブ活動等を実施した。また依頼があった場合にはポスター、パンフレット等を配布し情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 イベント等を実施する場合男女が共に参加できるものとなるよう配慮した。	A	今後も引き続き男女平等についての理解を深めて事業を実施するよう指定管理者等を指導します。	2	市民・こども局青少年育成課
		教育文化会館・市民館で実施している主催事業において市民の主体的な学習を振興するとともに、市民館だより、ふれあいネット生涯学習情報、情報コーナー等により、幅広く生涯学習情報を提供した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等に配慮した適切な内容であることを確認して、市民への情報提供を図った。	A	引き続き、学習機会の提供及び情報提供に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
39	子どもと一緒に参加できる文化事業への取組を進めます。	○8月7日から9日にかけて、ミューザ川崎シンフォニーホール主催で「こどもフェスタ・ミニ」を開催し、「楽器体験コーナー（全9回）」や「0歳からのミニコンサート（全6回）」を実施した結果、1,774人の入場者があった。 ○川崎市アートセンターではクラウンワークショップの発表会を5月29日、9月19日、3月3、4日に行い、世代を超え大人も交えた青少年舞台芸術教育・育成事業を実施した。 ○「アニメ・幻灯機1日教室」を8月3日、9日（96名参加）、「映画ワークショップ」8月12日から14日を（23名参加）、「映画ワークショップ」を3月26日から28日（26名参加）、「アニメワークショップ」を3月29日、30日（120名参加予定）を行い、映画やアニメ制作を行った。 ○川崎市アートセンター内カフェアルテでは、小さな演劇ワークショップを8月5、6日（4組）、19、20日（7組）、「ゆるやかにのびやかなからだをつくる時間」を9月22日、29日、10月6日、20日、27日に行い、子どもと親がペアで参加した。	A	今後も引き続き子どもが参加できる文化事業に多くの方に参加してもらうため、取組の推進や広報活動の充実等について指定管理者に指導していく。	2	市民・こども局市民文化室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策17	男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづくりの推進					
40	子育てや介護におけるバリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設備等を点検します。	「川崎市福祉のまちづくり条例」の普及や整備基準の適合率向上を目的とした研修会を神奈川県、横浜市と共催で行いました。	A	引き続き「川崎市福祉のまちづくり条例」の適合率向上を目的とした普及啓発活動を行います。	2	まちづくり局企画課
		平成23年度については、公園のトイレ5件の新設や建替えを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 トイレの新設や建替えに伴い、4件の公園トイレでベビーシートやベビーチェアの設置を行った。	B	公園トイレについては、引き続き利用者からの要望を踏まえ、トイレの形状・構造などを鑑み、その対応を検討していく。	1	建設緑政局公園管理課
		平成23年度は新設、改築は実施なし。	E	公衆トイレの新設や改築のある場合には、引き続きトイレ全体の形状・構造、周辺の状況及び設置後の維持管理等を総合的に勘案し、施設課とともに適宜、対応を検討していく。	2	環境局収集計画課
41	女性や子ども・高齢者を犯罪から守る環境整備を推進します。	○こどもが被害者となる犯罪を未然に防止し、地域住民がこどもを見守れるようなまちづくりを推進していくため、市及び各区において毎月1日と10日を「こども安全の日」として、こどもの見守り活動を推進した。 ○「青色防犯パトロールカー」を活用し、下校時を中心に、市内の小学校（わくわくプラザ）やこども文化センター周辺のパトロールを行った。 ○犯罪被害者等支援相談を実施し、ＤＶや性犯罪をはじめとする各種犯罪被害に対し、専門の相談員が面接又は電話により各種支援施策の情報提供などを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 犯罪被害者等支援相談に当たっては、男女の別や年齢にかかわらず、個別の会議室等を使用して人権やプライバシーに配慮し、被害者の立場に立った適切かつきめ細かな支援を行った。	B	地域における自主防犯活動の推進を図るため、防犯ベストや腕章など、活動を行う際に必要な物品の提供を行い、地域における防犯パトロールや児童の見守り活動などの自主防犯活動を支援するとともに、自主防犯活動団体相互の連携強化を図るために、団体間の連絡調整等を図っていく。	2	市民・こども局地域安全推進課
施策18	長時間労働抑制に向けた取組					
42	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	「かわさきの男女共同参画データブック」の基礎データを用いて男女共同参画センターの協働事業として、大学がワークライフバランスに関するヒアリング調査・分析を実施した。	B	ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画の推進は重要なポイントであり、引き続き周知・啓発を行っていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、ゆとり創造月間、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
43	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	8月と11月にワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退庁を促進した。	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーを実施していく。	2	総務局人事課
		ノー残業デーを従来の週1日から週2日に拡充するとともに、通知や庁内放送により職員へ周知を行った。 また、ワークライフバランスデーのキャンペーン等を活用し、時間外勤務縮減の周知を行った。	A	引き続き、通知や庁内放送等によりノー残業デー等の周知を行っていく。	2	総務局労務課
		8月と11月にワーク・ライフ・バランスデーを設定し、ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけとした。 また、実施結果を管理職会議で報告することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の促進を図った。 実施日：8月3日（水） 定時退庁者：1,138人 残業者：37人 実施日：11月11日（金） 定時退庁者：1,152人 残業者：22人 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	A	引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーやノー残業デーの取組を実施し、時間外勤務の縮減に向けた取組を推進する。	2	上下水道局庶務課
		ワーク・ライフ・バランスデーの周知を図った。	B	引き続き市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを広く周知して、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	2	交通局庶務課
		ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを各所属に周知し、本庁及び病院事務局において、定時退庁実施した。	B	引き続き、ワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを周知し、定時退庁を呼びかける。	2	病院局庶務課
		ノー残業デーの推進やワーク・ライフ・バランスデーの取り組みを周知し、毎日勤務者を対象に実施した。 【人事課】	B	今後も定時退庁の呼びかけなど、同様の取り組みを積極的に推進していくことにより、時間外勤務削減に努める。	2	消防局人事課
		管理職会議等の機会をとらえて「ワーク・ライフ・バランスデー」について周知し、定時退庁の徹底を促した。	B	引き続き、管理職会議等の機会をとらえて「ワーク・ライフ・バランスデー」について周知し、定時退庁の徹底を促していく。	2	教育委員会庶務課
施策19	年次有給休暇取得率向上への取組					
44	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所における年次有給休暇制度取得向上への周知・啓発を実施します。	「かわさきの男女共同参画データブック」の基礎データを用いてセンターの協働事業として、大学がワークライフバランスに関するヒアリング調査・分析を実施した。	C	「かわさきの男女共同参画データブック」に掲載されているデータ等を基に、市民・事業者への出前講座等を通じて周知・啓発をはかる。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、ゆとり創造月間、男女雇用機会均等月間、ワーク・ライフ・バランスキャンペーンやシンポジウム等の記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に労働契約・就業規則から退職解雇に至るまでの働くための法律知識や労働問題相談先などの各種情報を掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
45	市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を進めます。	時間外勤務抑制に関する通知を出すことにより、総実勤務時間の縮減による年次有給休暇取得向上について周知・啓発を行った。	A	引き続き、通知等により周知を行っていく。	2	総務局労務課
		休暇の手引きを新たに作成し、次世代育成支援対策特定事業主計画に掲げる年次休暇の取得目標を掲載することで、年次休暇の取得向上に向けて取組を行った。 また、子育て応援のための局内ホームページにおいて、上記目標の達成状況を掲載し、年次休暇の取得向上に向けて取組を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	A	引き続き、年次休暇の取得目標や達成状況について情報提供することなどで、取得率向上に向けた取組を進める。	2	上下水道局庶務課
		職員向け広報資料には年次有給休暇制度取得向上への周知・啓発内容は掲載していない。	D	今後の広報資料作成時には検討していきたい。	3	交通局庶務課
		自主考査を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んだ。	A	今後も、自主考査等を通じ、職員の健康保持と職務の効率的な遂行、職場内の情報共有化を含め、年次有給休暇取得向上に向け取り組んでいく。		病院局庶務課
		新規職員を大幅に採用するなど欠員の解消に努め、有給休暇取得向上に向けた課題に取り組んだ。【人事課】	C	引続き欠員状況等を注視しながら、年次有給休暇取得の向上について、職員に周知していく。	2	消防局人事課
		管理職会議等において休暇取得実績を示す等しながら、年次休暇の積極的な取得についての意識醸成に努めた。	B	引き続き、管理職会議等において休暇取得実績を示す等しながら、年次休暇の積極的な取得についての意識醸成に努める。	2	教育委員会庶務課
【基本施策6】　子育てを支える環境の充実						
施策20	事業所における男性の育児休業の取得促進に向けた取組への働きかけ					
46	「労働状況実態調査」を通じて、男性の育児休業取得に関する調査を実施します。	○「川崎市労働状況実態調査」において育児･介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。男性の育児休業取得に関する調査については、今年度は東日本大震災の関連調査を要したため実施できなかったが、今後定期的な調査等を検討していく。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、男性の育児休業取得促進に関する記事やワーク・ライフ・バランス、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	B	「川崎市労働状況実態調査」等において男性の育児休業取得に関する調査を検討する。	2	経済労働局労働雇用部

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
47	男性の育児休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	男女共同参画センターにおいてカジダン・イクメン写真展を年3回実施した。募集や作品紹介を通じて、ワークライフバランスの推進・広報に重点を置き、事業所、市民館、川崎フロンターレと連携して行うなど多様な主体を巻き込んだ事業として展開。カジダン・イクメン川柳の募集及び紹介も同時に行った。	A	これからもこのような取組やすく生活にも身近なテーマを切り口にイベント企画を実施することを通じて、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに選択肢としての育児休業制度の利用に対する理解を深めていく。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、男性の育児休業取得促進に関する記事やワーク・ライフ・バランスについての記事を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 ○「川崎市労働状況実態調査」において育児･介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
施策21	市役所における男性の育児休業取得率向上への取組					
48	育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013(平成25)年度までに6%となるようにめざします。	イントラネットホームページ「職員子育て応援ネット」に2名の男性職員の育児休業取得体験インタビューの記録を掲載した。また、育児休業等の出産・育児に関わる制度をまとめた「職員子育て応援ガイドブック」を新規採用職員等に配布した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成センター
		育児に関する休暇・休業等の制度の周知を積極的に行うため、子育て応援のための局内ホームページを大幅に見直した。 また、男性職員の育児休業等の取得を促すために、局内男性職員の育児休業等の体験記を新たに局内ホームページに掲載した。 ◆平成23年度に配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合 0% ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。 特に男性職員向けの情報提供を充実させた。	B	引き続き、対象職員や管理職等に向けて、育児に関する休暇・休業等の制度について周知を行うことで、育児休業の取得を促進する。	2	上下水道局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
48	育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2013（平成25）年度までに6%となるようにめざします。	当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		ガイドブックを配布し、男性の育児・介護休業制度の周知を図った。	C	今後も育児・介護休業制度の周知を図っていく。	2	病院局庶務課
		今年度、男性の育児休業取得者はいなかったが、部分休業取得者の実績があった。【人事課】	C	今後も引続き、局内研修等の場において、ガイドブックを活用し周知を図っていく。	2	消防局人事課
		ガイドブック等の周知を通じ、職員の意識付けを図った。	B	引き続き、職員の意識付けを図るとともに、局内研修等の場を活用しながら理解を深めるよう努めていく。	2	教育委員会庶務課
49	育児休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れ、男性の育児休業取得を促進します。	新規採用職員研修や人事評価者研修等において、川崎市次世代育成支援対策特定事業主行動計画の概要を周知した。また、管理職及び男性職員を対象にワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		総務局が開催した業務管理者・男性向けワーク・ライフ・バランス研修に管理職や子育て世代の職員を中心に派遣することで、育児休業等の取得のメリット等について研修を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。 また、特に男性職員向けの情報提供を充実させた。	B	引き続き、研修等の機会を活用し、男性が主体的に育児を行うことのメリットを伝えることで、育児休業の取得を促進する。	2	上下水道局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		男性の育児・介護休業の制度について理解を深めるため、市長部局で行なわれた階層別研修や男性職員を対象としたワーク・ライフ・バランス研修に参加した。	A	今後も男性の育児・介護休業取得への理解と職員への制度の周知に努めていく。	2	病院局庶務課
		研修等の機会を通じ、制度の周知を図った。男性の育児休業取得者はいなかったが、部分休業取得者の実績があった。【人事課】	C	今後も引続き、研修等の機会を通じて制度の周知を図り、特に、これから取得の対象となる新規採用職員等に対し、制度の周知を図っていく。	2	消防局人事課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
50	職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスデーの実施にあわせて作成し、庁内へ配布している啓発チラシにおいて、男性の育児休業取得促進に関する記事を掲載した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		子育て応援のための局内ホームページを大幅に見直し、育児休業等の制度周知の充実や、男性職員の育児休業体験記等を掲載し、男性職員の育児休業取得促進に向けた積極的な情報提供を行った。 また、育児に関する休暇・休業等の手引きを新たに作成し、制度の周知を図るとともに、次世代育成支援対策特定事業主計画で掲げる目標の周知を行った。 さらに、「職員子育て応援ガイドブック」や「男性職員のためのすくすく子育てハンドブック」を活用し、制度の周知を積極的に行った。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。 また、特に男性職員向けの情報提供を充実させた。	A	引き続き、制度や局内の取得状況、掲げる目標等について積極的な情報提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、育児休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行なった。	A	今後も職員への積極的な情報提供を行う。	2	病院局庶務課
		新規採用職員導入研修において、ガイドブックを配布するなど、次世代育成支援対策特定事業主行動計画の説明を行った。また、局内の機関誌を利用し、育児休業取得に係る制度解説を掲載するなどの周知を図った。【人事課】	B	職員の欠員を解消するなど、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。	2	消防局人事課
施策22	多様な保育制度及び保育施設の拡充					
51	待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に取組みます。	認定保育園、おなかま保育室、かわさき保育室等の本市保育施策で対応している認可外保育施設に対して助成を行った。	B	人口増に伴う就学前児童数の増加による多様な保育需要に対応するため、認可外保育施設を有効に活用するとともに、第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）に基づいた再構築を検討する。	3	市民・こども局保育課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
52	あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。	・産後家庭支援ヘルパー派遣事業 利用回数：1,233回 （平成23年12月末現在） ・ふれあい子育てサポート事業 子育て支援会員数：674人 （平成23年12月末現在）	A	ふれあい子育てサポート事業については、引き続き効果的な事業広報を行うことで、子育て支援会員の増員を図り、事業の充実を図っていく。	1	市民・こども局こども企画課
		平成23年度は24か所の認可保育所が新設された。そのうち、一時保育事業は3か所、午後8時までの延長保育事業を24か所で実施した。 ふれあい子育てサポート事業は引き続き4か所で実施した。	B	第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）に基づき一時保育等の着実な事業推進を図る。	2	市民・こども局保育課
53	病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。	エンゼル幸、エンゼル高津、エンゼル多摩の3か所で継続実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 保護者の子育てと就労の両立を支援することができた。	B	第2期川崎市保育基本計画（かわさき保育プラン）に基づき事業充実に向けた検討を開始する。	2	市民・こども局保育課
施策23	子育てに向けた学習機会及び情報の提供					
54	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	男女共同参画センターにおいて、以下の事業を実施した。 ①子育てほっとサロンを毎月第1・3木曜日に実施した。親同士、子ども同士の仲間作りや情報交換のきっかけとなるように団体に業務を委託する形で開催した。 ②子育て講座を定期開催した。具体的には、親子でスキンタッチ講座、骨盤トレーニング&ストレッチ講座など。 ③避難者である女性とこどものためのサロンを開催し、託児つきのサロンの開催を通じて子育て期の女性たちの居場所作りを行った。	A	今後も子育て中の女性のエンパワーメントを支援していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		現状の事業を継続し、両親学級への参加を促し、父親の育児へのさらなる参加の啓蒙を行った。	B	現状の事業を継続し、両親学級への参加を促し、父親の育児へのさらなる参加の啓蒙を行う。	2	川崎区役所保健福祉サービス課
		「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」年6回開催 参加者数701名（保護者375、こども326）　男性124名 ・ミニジョイフルサタデー4回実施「キッズ・エアロ」、「ベビータッチケア・ヨガ」等参加しやすい内容で実施。 ・高校生ボランティア11人参加 ●男女平等推進に配慮した点 父親の参加し易い広報や講座の内容を検討した。	A	24年度から「パパもいっしょに!ジョイフルサタデー」の開催を各公立保育園ごとにし回数を増やす。そのために、広報の仕方や集客率を上げていくための工夫が必要である。	1	川崎区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
54	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	日吉地区の赤ちゃん相談、子育てｻﾛﾝ等に保健師が出向き育児相談を行うなど、地域の子育て支援活動をバックアップした。また、双子の会や若年母の会を主催し、子育て中の女性の孤立化や育児不安の軽減を図った。	B	継続実施。	2	幸区役所保健福祉サービス課
		各種講座、講演会、学習会等を通して子育ての学習機会の促進を図った。情報コーナーの設置、ホームページ、情報ネットさいわい、お散歩にいこうね！の発行等を活用し情報の提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 各種講座、講演会、学習会は、可能な限り土曜に開催する等男女平等推進に配慮した。	B	子育ての学習機会となる各種講座、講演会、学習会等を可能な限り土曜などに開催する等男女平等推進に配慮した事業企画をする。情報コーナーの設置、ホームページ、情報ネットさいわい、お散歩にいこうね！の発行等を活用し情報の提供を行なう。	2	幸区役所こども支援室
		○両親学級で知り合った参加者同士が、ママ友となって出産後も交流し、子育てサロンや子育てグループへ参加し、共に子育てを楽しんでいる。 ○地域の子育てグループからの相談に応じ、活動支援を行い、グループ活動の継続を支援している。 ○ワーキングマザーのための「妊娠・出産・子育て講座」への参加者と、先輩ママ・パパとの交流を通して、共働きで子育てをするイメージ作りに役立った。 ●男女平等推進に配慮した点 ・両親学級…男性が参加しやすい雰囲気づくりや、男性向けの内容の工夫。 3日目男性同士のグループワーク等を継続実施しており、好評であった。	B	○両親学級の継続実施 ○子育てグループへの活動支援 ○子育てグループ交流会の実施（継続） ○ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座の継続実施 職員のマンパワーが課題で　ある。	1	中原区役所保健福祉サービス課
		自主グループ部会の活動の強化を図り、リーダー交流会、子育て自主グループ説明会を実施し、子育て自主グループの活性化を図った。	B	新たなグループへの継続支援も図っていきたい。	3	中原区役所こども支援室
		両親学級3日間1コースで毎月開催し、年間12コース実施。参加状況について、妊婦は、実数519名、延数1,405名、月平均47名であった（2月まで）。パートナーは、実数303名、延数488名、月平均27名であった（2月まで）。 ●男女平等推進に配慮した点 チラシ交付時と予約時にパートナーが参加しやすいように声かけをする。妊婦のみの参加も可であると説明する。	B	今年度同様の活動の継続。	2	高津区役所保健福祉サービス課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
54	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	○平成23年6月に「転入者子育て交流会」を地区別に2回、10月に地区を分けずに1回開催し合計137名が参加。 ○平成23年6.7月に子育てグループの交流会を実施し、9月に「きて！みて！体験！子育てグループinたかつ」を開催。延317人の参加があった。また、今年度から遊具の貸出事業を開始し子育てグループ活動の活性化を図った。 ○子育て中の親や子育て支援者等を対象にした講演会を4回、子どもに関する相談に従事する支援者を対象にしたスーパーバイズを3回開催した。 ●男女平等推進に配慮した点 子ども・子育て支援講座では、11月に父親向けの講座「もう一度考える父親の子育て」を土曜日に開催し、父親が参加しやすいよう配慮した。	A	各事業、開催時期や回数等を検討し継続実施。	1	高津区役所こども支援室
		○両親学級実績（平成24年2月実施までの実績） 開催回数：11回（年間12回実施予定） 受講者数（女性）：439人 （男性）：213人 土曜日コース2回実施 受講者数（女性）：36人 （男性）：34人 ●男女平等推進に配慮した点 土曜日コースの実施により、働く女性や男性も参加しやすいよう配慮した。	A	継続。	2	宮前区役所保健福祉サービス課
		○子育てグループ交流会（年1回） 11グループ24名と子ども19名、子育て支援者13名参加 ○転入者向け交流会「うぇるかむクラス」を年2回開催。転入親子57組、子育て支援者89名参加。 ●男女平等推進に配慮した点 平日開催のため、母子での参加が多いと思われたため、支援者として男性の参加を推進した。	A	○気軽に参加でき。参加者のニーズにあった内容で、交流しやすい場面づくりに努める。 ○参加者に、子育て支援に係る役割を担っていただく機会をつくる。 ○うぇるかむクラスについては、対象者を拡大する予定。	2	宮前区役所こども支援室
		子育てサロンや子育てグループ支援を行った。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課
		保健福祉センター内の掲示板や、区子育て情報ブックの掲載などで、団体紹介やメンバー募集等、主に広報面での支援を行った。	A	継続して実施予定。	2	多摩区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
54	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメントを支援します。	子育て交流広場を4か所で月1回開催。 また子育てサロン等の子育て交流の場を提供・支援した。乳児期からの参加が多く、育児期早期からの仲間づくりの場になった。 ●男女平等推進に配慮した点 両親学級や3か月児健診において、参加している父親にもＰＲしている。	A	継続して実施し、地域の子育て力が向上するよう支援する。	2	麻生区役所保健福祉サービス課
		市政だよりやチラシ等を活用して事業を広く区民に周知し、利用するグループへのボランティアの派遣内容を充実させ子育てグループの活動を支援した。 ●男女平等推進に配慮した点 新規のボランティア会員の登録を促し、子育て支援の強化を図った。	B	麻生区子育てバンク事業を広く区民に周知をするとともに、事業の内容を改善し、利用者のニーズに対応する。	2	麻生区役所こども支援室
		区内の子育てグループ及びサークルの活動内容を調査し、調査内容を掲載した「麻生区ちびっこおでかけＭＡＰ」を作成し、子育て中の区民に情報を提供した。 ●男女平等推進に配慮した点 子育てグループやサークルの活動を子育て中の区民に広く広報し、活動の支援をを行った。	B	「麻生区ちびっこおでかけＭＡＰ」の改訂を行い最新の情報を提供する。	2	麻生区役所こども支援室
		○教育文化会館・市民館で実施している主催事業において、必要に応じて保育を併設し、子育て中の女性の参加促進を図った。 ○教育文化会館・市民館において、子育て支援啓発事業を7事業実施し、保護者に対する支援を行うとともに、子育てグループ間及び保護者間における交流促進を図った。 ○市民館等で活動する保育ボランティア団体や子育てサークルと連携をはかるとともに、研修等を実施し、グループの育成・支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 子育て中の保護者同士の仲間づくりの促進、及び学習機会の充実を図った。	A	○働く女性が参加しやすいよう、土日や夜間などの開催について検討する必要がある。 ○地域の子育てグループとの連携強化や、効果的な育成・支援のあり方について検討する必要がある。	2	教育委員会生涯学習推進課
55	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	男女共同参画センターにおいて、男性対象講座を増やし、生き方について考える講座、男性の子育てに関する講座、健康に関する講座を開催した。	B	パパが主体になれるパパ向けの講座を市民活動団体と連携し企画実施する。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		地域子育て支援センターにおいて、こども支援室や子育て関係団体等と連携し子育てに悩む親の支援を行った。	B	今後も男性の育児参加を推進するための事業を実施する。	2	市民・こども局保育課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
55	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	現状の事業を継続し、両親学級への参加を促し、父親の育児へのさらなる参加の啓蒙を行った。	B	現状の事業を継続し、両親学級への参加を促し、父親の育児へのさらなる参加の啓蒙を行う。	2	川崎区役所保健福祉サービス課
		「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」年6回開催 参加者数701名（保護者375、こども326）　男性124名 ・ミニジョイフルサタデー4回実施「キッズ・エアロ」、「ベビータッチケア・ヨガ」等参加しやすい内容で実施。 ・高校生ボランティア11人参加 ●男女平等推進に配慮した点 父親の参加し易い広報や講座の内容を検討した。	A	24年度から「パパもいっしょに!ジョイフルサタデー」の開催を各公立保育園ごとにし回数を増やす。そのために、広報の仕方や集客率を上げていくための工夫が必要である。	1	川崎区役所こども支援室
		3日間1コースで行う両親学級の3日目に男性向けビデオプログラムを実施するなど、男性の子育て参加を促すとともに、男性が参加しやすいものにした。 ●男女平等推進に配慮した点 上記のとおり。	B	継続実施。両親学級について平日以外の参加希望者には、市看護協会が主催するプレパパ・プレママ教室を案内している。	2	幸区役所保健福祉サービス課
		地域子育て支援センターおよび各こども文化センターで月1回土曜に事業を行い、男性が参加しやすいよう配慮した。 実施回数年96回　参加総数1,241人 うち男性参加者数477人であった。 (H24.2月末実績) ●男女平等推進に配慮した点 事業の土曜実施	B	継続して地域子育て支援センターおよび各こども文化センターで月1回土曜に事業を行い、男性が参加しやすいよう配慮する。	2	幸区役所こども支援室
		○両親学級の実績（H24年2月まで） ・3日間コース　年12回実施 ・受講者数　女性707名(37.4%) 男性443名（62.6%） 受講者延数2,645名 ○ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座 ・年4回　土曜日実施 ・受講者数　女性186名(6.5%) 男性174名（93.5%） 先輩ママ17名　パパ4名 男性の参加率が高まった。 ●男女平等推進に配慮した点 雰囲気・内容等、男性も参加しやすい工夫をした。グループワークは毎回盛況で、情報交換・不安の解消に役立った。	B	○両親学級の継続実施 ○ワーキングマザーのための妊娠・出産・子育て講座の 継続実施。参加者同士の交流を強化する。 先輩ママ・パパの参加者を増やす工夫を行う。	1	中原区役所保健福祉サービス課
		父親への育児参加を推進するために、土曜日にパパ向け親子講座を4回開催した。	B	引き続き、父親への育児参加を推進するために、パパ向け親子講座を継続する。	2	中原区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
55	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	両親学級3日間1コースで毎月開催し、年間12コース実施。 参加状況について、妊婦は、実数519名、延数1,405名、月平均47名であった（2月まで）。パートナーは、実数303名、延数488名、月平均27名であった（2月まで）。 パートナー参加状況の詳細について、１回目延数134名、2回目延数108名、3回目延数246名、1回目平均12名、2回目平均9名、3回目平均22名、であった。パートナー1回目2回目の参加状況は、増加傾向にある（平成21年度平均8名、平成22年度12名）。 ●男女平等推進に配慮した点 チラシ交付時と予約時にパートナーが参加しやすいように声かけをする。妊婦やパートナーのみでの予約も受付ける。	B	今年度同様の活動の継続。	2	高津区役所保健福祉サービス課
		両親学級実績（平成24年2月実施までの実績） 開催回数：11回（年間12回実施予定） 受講者数（女性）：439人 （男性）：213人 土曜日コース2回実施 受講者数（女性）：36人 （男性）：34人 ●男女平等推進に配慮した点 土曜日コースの実施により、働く女性や男性も参加しやすいよう配慮した。	A	継続。	2	宮前区役所保健福祉サービス課
		○親と子の子育て応援セミナー 「父親の育児参加」～家族で楽しむ子育て～（年2回） 参加者31組（父親参加27人） ○親と子の子育て応援セミナーオープン講座（年1回） 「パパも一緒にベビーヨガ」 参加者24組（父親参加20人） ○地域子育て支援センターの土曜日開所（年2回）大人の参加者延べ490人（うち父親延べ57人） ●男女平等推進に配慮した点 土曜日に実施することで、父親が参加しやすいようにした。	A	地域子育て支援センターの土曜日開所を、年4回行う。土曜開所日に合わせて、親と子の子育て応援セミナー土曜日版を年2回、オープンセミナーを年2回行う。	1	宮前区役所こども支援室
		両親学級実績 3日間コース×12回 1日コース×12回 （参加人数　妊婦601名、パートナー453名） ●男女平等推進に配慮した点 プログラム内容に共に子育てすることの大切さを入れる。 働いている夫婦が参加しやすいように1日コースを設定している。	B	継続して実施する。	2	多摩区役所保健福祉サービス課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
55	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促します。	両親学級実績（1月末現在） 開催回数：　10回（延べ40回） 受講者数：　（女性）333人 （男性）223人 父親の参加率は67％ ●男女平等推進に配慮した点 両親で協力して子育てをすることの大切さについて、プログラムの中で積極的に働きかけた。	A	継続して実施する。引き続き男性（パートナー）の教室参加を促し、父親が子育てに積極的に参加ができるよう啓発を行う。	2	麻生区役所保健福祉サービス課
		鶴見川や日本映画大学等で親子の体験学習を父親が参加しやすい休日に実施して、父親の子育て参加を促した。 ●男女平等推進に配慮した点 父親が参加しやすいように内容に配慮した。	A	男女共同参画の視点から父親の子育てへの参加の催しや研修会、講演会などを企画する。	1	麻生区役所こども支援室
		教育文化会館・市民館で実施した家庭・地域教育学級23事業のうち4事業、男女平等推進学習9事業のうち4事業において、「父親の子育て参加」を学習プログラムに盛り込んだ。 ●男女平等推進に配慮した点 女性に限定しないテーマ設定や広報を行った。夫婦が協力しながら築く社会づくりの視点に配慮しながら、各学習プログラムの作成・実施にあたった。	A	男女が協力しながら行う家庭・地域教育の視点から、男女ともに参加しやすい企画を検討する。	2	教育委員会生涯学習推進課
56	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	教育文化会館・市民館で実施した男女平等推進学習9事業のうち1事業において、子育て前の男女を参加対象としたプログラムを実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 女性に限定しないテーマ設定や広報を行った。夫婦が協力しながら築く社会づくりの視点に配慮しながら、各学習プログラムの作成・実施にあたった。	A	地域での子育ての視点から、さまざまな立場の市民が参加しやすい企画を検討する。	2	教育委員会生涯学習推進課
施策24	児童・生徒に対する放課後事業の充実					
57	児童・生徒に対する放課後事業の充実を図ります。	こども文化センター事業、わくわくプラザ事業の推進による放課後子どもプランの推進。子育て支援・わくわくプラザ事業、子ども夢パーク等青少年教育施設事業の実施。 ●男女平等推進に配慮した点 保護者の就労状況に関わらず、すべての児童が利用できる放課後の居場所として実施することにより就労継続の支援を行った。	A	指定管理者制度導入施設のため継続して指定管理者へ指導していく。	2	市民・こども局青少年育成課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
【基本施策7】　介護を支える環境の充実						
施策25	事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への働きかけ					
58	「労働状況実態調査」を通じて、介護休業取得に関する調査を実施します。	○「川崎市労働状況実態調査」において育児･介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。 ○情報誌「かわさき労働情報」において、仕事と介護の両立推進シンポジウム、ワーク・ライフ・バランスキャンペーン、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
59	介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、介護者向けの講座を2回実施した。介護休業や介護制度についての説明なども実例を挙げながら紹介した。	B	情報提供の一環として、介護休業や介護のために就労が難しくなるケースなども今後増加することが見込まれるため、介護者のためのサロンや講座についても引き続き取り組んでいく。	1	市民･こども局人権･男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、仕事と介護の両立推進シンポジウム、ワーク・ライフ・バランスキャンペーン、川崎市労働状況実態調査結果の速報版概要等を掲載した。 ○小冊子「働くためのガイドブック」に男女雇用機会均等法やセクハラ、改正育児・介護休業法、母性保護等について掲載した。 ○街頭労働相談会で、小冊子「働くためのガイドブック」を配布した。 ○「川崎市労働状況実態調査」において育児･介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。	A	「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
施策26	市役所における介護休業取得率向上への取組					
60	介護休業取得状況を把握し、取得向上に向けた取組を進めます。	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
60	介護休業取得状況を把握し、取得向上に向けた取組を進めます。	休暇の手引きを新たに作成し、介護休暇等の制度について周知を行った。 また、個別に相談があった場合に、介護休暇等について情報提供し、取得に向けた取組を行った。 ◆介護休暇取得者数　　0人 ◆短期介護休暇取得者数　　12人 （男　9人、女　3人） ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	A	引き続き、介護休暇等の取得状況を把握するとともに、制度について情報提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行なった。	A	今後も介護休暇の取得実績を把握し、制度の情報提供を行なう。	2	病院局庶務課
		あらゆる機会を通じて、職員に周知を図ったが、今年度に介護休業を取得した職員はいなかった。【人事課】	D	今後も継続して職員に対して周知を図り、制度の情報提供を行っていく。	2	消防局人事課
61	介護休業取得促進に関するテーマを、階層別研修・講座において積極的に取り入れます。	新規採用職員研修において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		新規採用職員研修（人材育成センター主催）において、研修テキスト「勤務のしおり」を活用し周知を行った。また、「勤務のしおり」を局内に配布することにより、制度の周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	引き続き、新規採用職員研修の機会を活用するとともに、情報の提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		新規採用職員研修で、制度について積極的に情報提供した。	A	今後も職員への積極的な情報提供を行う。	2	病院局庶務課
		あらゆる機会を通じて、職員に周知を図ったが、今年度に介護休業を取得した職員はいなかった。【人事課】	B	今後も継続して職員に対して周知を図り、制度の情報提供を行っていく。	2	消防局人事課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
62	職員向け広報紙等により、取得に関する積極的な情報提供を行います。	「職員子育て応援ガイドブック」を配布・周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を全職員に提供できるよう庁内イントラネットで共有し、周知を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		休暇の手引きを新たに作成し、介護休暇等について情報提供を行った。 また、新規採用職員研修テキスト「勤務のしおり」を配布し、介護に関する制度について情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	引き続き、制度について積極的な情報提供を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		当局が主催する研修や職員向け広報誌で、介護休業制度についての情報提供を行った。	B	今後も全職員に向け情報提供を行い、介護休業を取得しやすい職場環境の整備を図っていく。	2	交通局庶務課
		職員向け広報誌により、取得に関する積極的な情報提供を行った。	A	今後も職員への積極的な情報提供を行う。	2	病院局庶務課
		新規採用職員導入研修において、ガイドブックを配布するなど、次世代育成支援対策特定事業主行動計画の説明を行った。また、局内の機関誌を利用し、育児休業取得に係る制度解説を掲載するなどの周知を図ったが、今年度の取得者はいなかった。 【人事課】	B	職員の欠員を解消するなど、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努める。	2	消防局人事課
施策27	利用しやすい介護サービス等の充実					
63	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。 また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。 平成22年度に実施した高齢者実態調査の結果については、平成24年3月に策定した「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）に適切に反映させた。 ●男女平等推進に配慮した点 介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えるため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	B	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進していく。	1	健康福祉局高齢者事業推進課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
63	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。 また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。 平成22年度に実施した高齢者実態調査の結果については、平成24年3月に策定した「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）に適切に反映させた。 ●男女平等推進に配慮した点 介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えるため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	B	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進していく。	1	健康福祉局高齢者在宅サービス課
		介護サービス提供事業者向けに説明会や、適宜、指導等を行って質の向上を図ることにより、男女共に利用者にとっては利用しやすく、介護者にとっては利用させやすい介護サービスの充実を図った。 また、介護教室の実施や、老人いこいの家の運営等により、介護保険外でも地域で支え合うネットワークづくりを推進した。 平成22年度に実施した高齢者実態調査の結果については、平成24年3月に策定した「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）に適切に反映させた。 ●男女平等推進に配慮した点 介護は、社会全体で支えていくことが重要であると考えるため、男女平等推進に配慮して施策を推進した。	B	介護サービスの質の向上を図ることにより、安心して利用していただけるよう努める。 また、「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）を適切に推進していく。	1	健康福祉局介護保険課
		地域活動ボランティア、関係機関の協力を得て、7月、1月各3日間1コースで実施。講師による講話やグループワークを行う。認知症介護者の疑問や悩みの共有と、必要な情報の提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 市政だより、地区掲示板、介護事業所などへの広報により多くの参加を募った。	B	高齢化の進展に伴い今後も認知症患者の増加が考えられる。 介護する上で必要な知識の情報提供や悩みの共有の場として今後も充実させていく。 また多くの介護者や家族の方が参加できるように広報を行う。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		認知症高齢者介護者教室には51人の受講者がいたが、うち男性は10名の参加であった。男性介護者の他に男性民生委員の参加もあった。 ●男女平等推進に配慮した点 広報を広く行うと共に、地域の支え手である民生委員への参加も呼びかけた。	B	男性介護者も参加しやすいように、広く周知していきたい。	1	幸区役所地域保健福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
63	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	認知症高齢者介護教室を11回開催した。また、認知症に対する地域の理解を深めるために講演会を2回実施した。参加者総数は延108人（男28人、女80人）だった。 ●男女平等推進に配慮した点 男性介護者にも情報が届くように、地域包括支援センターやケアマネージャー連絡会を通じ必要な方に情報が届くように配慮した広報をした。	B	○今後ますます増える事が予測される認知症高齢者の介護をよりよくするため、介護者や地域の理解を深めるための教室を開催する。アドバイザーとしての講師は参加者の希望に沿うように依頼していく。 ○夫や息子など男性介護者も今後増加することが予測される。チラシの工夫や、支えるスタッフからの働きかけを充実させていく。	2	中原区役所地域保健福祉課
		介護者の負担を軽減する事や、情報共有・仲間作りを促進することを目的に「在宅介護者教室」を9回実施。延べ13名の参加があった。参加者は全員女性であった。 ●男女平等推進に配慮した点 性差により参加しにくくならないよう、幅広い広報を行った。	C	介護者が参加しやすい工夫も含め、地域へ出向いて実施する、講演会や交流会の実施など、事業の見直しを行う。 今年度、男性参加者がいなかった事は課題であるため、広報についても引き続き幅広く行う。	3	高津区役所地域保健福祉課
		介護者がそれぞれの立場で（妻、夫、娘、息子など）認知症の対応について 学習、交流した。2日間で延べ39名（内男性7名）の参加があった。 ●男女平等推進に配慮した点 介護者は男女共にいることを内容や交流の中に盛り込み、男性も介護の話ができるように配慮した。	A	地域の介護者のグループ（男性介護者の会含む）と連携しながら介護教室を開催し、孤立しないで介護ができるように支援していく。	2	宮前区役所地域保健福祉課
		実践介護教室を実施し、22名参加した。今年度は男性の参加もあり、大変好評であった。 ●男女平等推進に配慮した点 身体介護や調理実習など、男女差が生じる場面ではスタッフがフォローした。	A	今後も、男女ともに参加しやすく、学習しやすいように配慮する。	1	多摩区役所地域保健福祉課
		毎週、区内7ヶ所のいこいの家での「いこい元気広場」、5公園での「健康ウオーク」、4公園での「健康体操」のほか、年10回の「体験ウオーク」を実施し、高齢者の健康保持と介護予防を図っている。	A	健康ウオークを行う公園を増やし、区民がより身近な場で継続して介護予防に取り組めるようにする。併せてより多くの高齢者やその家族に事業を認知してもらうよう事業の周知に努める。	2	麻生区役所地域保健福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅲ　学習機会と情報の提供						
【基本施策8】　子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備						
施策28	学校などにおける男女平等教育の充実					
64	小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	○市内中学校への出前講座を通じて、キャリア支援、男女共同参画の就労関連情報を提供した。また、理工系職域へのキャリア支援講座を事業所や日本女性技術者フォーラム、神奈川科学技術アカデミー等と連携して実施した。広報においては市内学校のほかＰＴＡ連絡協議会の協力を得た。 ○キャリア形成支援につながる冊子の作成なども総合教育センターと連携しながら作成している。 ●男女平等推進に配慮した点 男女問わず、若年層への啓発に努めた。	A	今後も継続して市内の中学、高校との連携を具体的に進めていく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		事業完了しました。	A		7	教育委員会人権・共生教育担当
65	性別によらない進路指導の更なる充実を図ります。	人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境・学習環境の在り方が大切なことや、一人一人が個性や能力を発揮できるよう研修等の機会を通じ啓発に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。	A	人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力を発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。	2	教育委員会人権・共生教育担当
66	男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	保育園長会議（年5回）その他毎月各地区ごとに園長会議を実施。その後の園における個別的な実施。	A	今後も事業計画を着実に推進していく。	2	市民・こども局保育課
		人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成には、学校環境・学習環境の在り方が大切なことや、一人一人が個性や能力を発揮できるよう研修や研究の機会を通じ啓発に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 一人ひとりを大切にし、児童生徒の可能性を狭めることのないよう配慮した。	B	人権尊重教育の推進 児童生徒の人権感覚の育成や学校環境や学習環境の整備に今後も努めていく。また一人一人が個性や能力を発揮できるよう今後も研修等を通じ啓発していく。	2	教育委員会人権・共生教育担当
施策29	市民の男女平等に関する学習・研修への支援					
67	市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	局内所管課が実施する市民対象の事業において、男女平等の視点から問題がないよう配慮している。	C	引き続き局内所管課が実施する市民対象の事業において、男女平等推進の視点が入るように配慮を要請していきたい。	2	総務局庶務課
		事業実施の際は、男女平等の視点に配慮した。	B	今後も事業実施の際には、男女平等の視点に配慮した上で内容等を検討する。	2	総合企画局広域企画課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
67	市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	事業計画・実施の際は、男女共同参画の視点を取り入れ、配慮するよう意識啓発を継続して行っている。	A	今後も引き続き、男女平等推進への理解を広げるための啓発に努めていく必要がある。	2	市民･こども局庶務課
		男女平等推進行動計画の理解と周知を図り､局の事業計画へ男女平等推進の視点の導入を図った。	B	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り､局の事業計画等へ男女平等推進の視点を引き続き導入する。	2	経済労働局庶務課
		学習・研修等各種イベントなどの参加者について、男女平等推進に考慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 性差を設けず募集及び実施した。	C	引き続き、学習・研修等各種イベントなどに男女平等推進の視点が入るよう配慮する。	2	環境局庶務課
		局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。	B	引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報についての情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局庶務課
		催しの参加者について、男女平等推進に配慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 性差を設けず募集した。	A	今後とも、事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮する。	2	まちづくり局庶務課
		各種イベント等の参加者について、男女平等推進に配慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 性差を設けずに募集した。	A	各種イベント等について、男女平等推進の視点が入るよう配慮する。	2	建設緑政局庶務課
		今回、該当事業はなかった。	E	引き続き、学習機会等を提供することがあれば、男女平等に関する取組を配慮していく。	2	港湾局庶務課
		審議会等委員の女性比率の向上へ配慮しており、区民を対象とした事業等が男女平等の体制の中で進められている。	B	直接的な事業は行っていないため、事業を行う体制について男女平等が推進されるよう、今後も検討していく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		区役所サービス向上委員会と連携して職員研修の充実を図り、日々の業務の中で常に男女平等推進の視点を持って取り組むよう職員の意識向上に努めた。	B	例年継続して実施している事業についても男女平等の視点を持って改善を図る必要がある。	2	中原区役所総務課
		事業実施の際に男女平等の視点に配慮して進めるよう指導・啓発に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 会議室やホールの貸し出しの際、内容や参加者に男女平等の配慮がされているかに視点をおき、実態の把握に努めた。	B	男女平等の意識が定着するよう、引き続き指導・啓発に努める。	2	高津区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
67	市民を対象とした事業に男女平等推進の視点が入るよう配慮します。	区民会議開催の際に、保育士による保育（予約制）を行えるようにし、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮した。	B	引き続き、区民会議開催の際に、保育士による保育（予約制）を行えるようにし、男女問わず多くの人が参加しやすくなるよう配慮する。	2	宮前区役所総務課
		事業実施の際は、男女平等に配慮するよう周知した。	B	今後とも男女平等に配慮していく必要がある。	2	多摩区役所総務課
		事業の企画に際し、市民の意見を広く取り入れている。	B	今後とも男女平等に配慮していく必要がある。	2	麻生区役所総務課
		該当する事業はなかったため、特別な取組はしていない。	E	現時点では該当する事業計画はないが、今後、男女平等推進の視点導入の可能性ができた場合には、前向きな検討を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		市民を対象とした事業において市民の男女平等に関する学習・研修への支援は行っていない。	E	今後市民を対象とした事業を行う際には配慮していきたい。	7	交通局庶務課
		来院者に対して、男女平等推進の視点について配慮した。	A	引き続き、来院者に対する事業を行う際には、男女平等推進の視点について配慮していく。	2	病院局庶務課
		多くの女性が参加してもらうことができた。講習内容では実技でも男女の差が出ないよう同様の内容とした。【救急課】【予防課】【危険物課】 ●男女平等推進に配慮した点 女性にも多く受講してもらうようお知らせをする等、関係事業所及び団体に参加を呼びかけた。また、講習内容は男女の区別の無いよう配慮した。	B	男女平等の観点から、引き続き講習内容が平等となるように努めていく。	2	消防局庶務課
		相談業務や啓発事業を行う際には、基本的人権や男女平等推進の視点に立って行った。	B	引き続き相談業務や啓発事業を行う際には、男女平等の視点を意識して事業を行う。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識を高める啓発を継続的に行った。	B	今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識を高める啓発を継続的に行っていく。	2	選挙管理委員会選挙課
68	家庭教育学級等における男女平等推進研修に市民の講師等の紹介を行います。	男女共同参画センターにおいて、教育委員会と共催して男女平等推進研修の講師紹介及び「はたらくことについて子どもとどう話せばいいの？」講座を連携して実施した。	A	今後も、地域の家庭教育学級などで男女平等推進に関する講座を実施していく。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		小学校等ＰＴＡが実施するＰＴＡ家庭教育学級に対し、教育文化会館・市民館から講師派遣を行うとともに、そのプログラムの作成等について相談対応等の支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 夫婦ともに協力し合いながら行う家庭教育の重要性について、適宜助言を行った。	A	引き続き、的確な講師の派遣、助言等を行っていく。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
69	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	○男女共同参画センターにおいて、以下の事業を通じて団体の育成を行った。 ①男女共同参画協働事業＝市民活動グループ等の企画提案による事業の実施（4件） ②事業運営委託＝ＮＰＯ法人への事業運営・実施委託（2件）《委託内容》子育てほっとサロンの運営（2件） ③男女共同参画人材育成事業（すくらむ塾、インターンシップ、社会人研修受入） ④市民講師事業＝市民が持つ経験や知識、スキル等を活かした活躍の場の提供（11人実施）	B	今後も、市民団体の特徴と専門性を活かして、様々な協力形態を用いながら、男女共同参画の推進につながる事業の実施を通じて、団体と人材の育成につなげていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		こども文化センター、わくわくプラザでポスターの掲示や・パンフレット等の配布を行った。 指定管理者が事業を実施する際に男女平等を意識し実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 こども文化センター・わくわくプラザ事業を実施する際には、名簿の順番、こどもの呼び方等男女平等に配慮した。	A	今後も引き続き男女平等についての理解を深めて事業を実施するよう指定管理者等へ指導します。	2	市民・こども局青少年育成課
		関係局・関係機関から依頼を受けた広報物を相談情報コーナーに設置し、性別に係らず広く区民への情報提供に努めている。 ●男女平等推進に配慮した点 性別等に係らず、分かりやすい配置を心がけている。	B	引き続き、区民への情報提供について分かりやすい環境を整えていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		パンフレット等の配布依頼があった場合、情報コーナーに設置し区民への情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 関心を持ってもらえるよう情報の提供に配慮した。	B	パンフレット等の設置場所を確保し、区民の理解が得られるよう情報提供に努めていく必要がある。	2	川崎区役所地域振興課
		他局等及び区役所から依頼を受けた資料等について、情報提供コーナーを1階エレベーター前の人の目に触れやすいスペースに設け、市民へ情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 多くの人の目に触れ、関心を持ってもらえるようなスペースを確保した。	B	継続的に情報提供を行い市民の理解を深めていくことが必要です。	2	幸区役所総務課
		カウンターやパンフレットラックに各種啓発チラシを配架し、区民に周知した。 ●男女平等推進に配慮した点 分野ごとにチラシを配架し、啓発方法の工夫を図った。	B	引き続き、男女平等推進への理解を深めるため、カウンターやパンフレットラックに各種啓発チラシを配架することによる啓発活動を行なっていく。	2	中原区役所地域振興課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
69	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	男女平等の視点をもつことができるような資料等を市民の目にとまりやすい場所に配架し、情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 情報提供としての資料等の配架の仕方において、男女平等の視点に配慮し、さらに男女平等関連の資料を市民の目に留まるよう、努めた。	B	引き続き男女平等の視点に配慮した情報提供を行い、市民の関心を高められるよう努める。	2	高津区役所総務課
		会議やイベント実施会場等で、情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 情報担当の資料コーナーを活用し、区民の意識啓発を図った	B	引続き、意識啓発を図る。	2	高津区役所地域振興課
		チラシやパンフレット等を庁内に配置することにより、学習機会の提供及び情報提供を図った。	B	引き続き庁内にチラシ等を配置し、学習機会の提供や情報提供を行っていく。	2	宮前区役所総務課
		地域振興課窓口にチラシを設置し、区民へ情報提供を行った。	B	引き続き地域振興課窓口にチラシを配置して、区民へ情報提供を行っていく。	2	宮前区役所地域振興課
		情報資料コーナーに男女平等推進に関する資料を配架し、情報提供を行った。	B	引き続き積極的に資料やパンフレットの配架に努めていく。	2	多摩区役所総務課
		パンフレットの配付依頼等があった場合、会議等で配布した。 それ以外にもカウンターなどにパンフレットを置き、区民に広く周知した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	引き続き積極的にパンフレットの配布等により、男女平等に対する理解をより深めていく。	2	多摩区役所地域振興課
		資料コーナーにパンフレット、ちらし等を配置し、情報提供を行った。	B	引続き、市民に対する情報提供のため、資料コーナーで広報していく。	2	麻生区役所総務課
		○パンフレット等の配布依頼があった場合、会議等で配布するなどの対応をとった。 ○窓口カウンターなどにパンフレットを置き、情報提供を行った。	B	引き続き、パンフレットの配布など、啓発活動を進めていく。	2	麻生区役所地域振興課
70	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの提供等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」を9事業実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 多様な観点から男女平等に係わる主題を取り上げ、公平な視点を基本としたプログラムづくり・実施に努めた。	A	引き続き、男女平等推進学習を実施し、男女共同参画の視点の啓発に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策30	事業所における男女平等に関する研修への支援					
71	男女平等推進のための企業研修等の講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、市内工業団体事務局長会議を開催し、事業所における女性の活躍推進のための就労継続者への取材先紹介、企業連携講座の実施、カジダンイクメン写真展などの実施、パープルリボンのしおり設置協力など男女平等推進のための広報や出前講座などでの連携を図った。	A	①市内の事業所支援を行う関係団体とセンターとの意見・情報交換を通じて、事業所におけるダイバーシティの推進（特に若者・女性の活躍推進を目的としたポジティブアクション、働きやすい職場環境づくりの支援）につなげる提案等を行う。 ②事業所等とのコラボレーション講座＆イベントの開発・実施 市内の事業所と男女共同参画に関するテーマで協働して講座やイベントを開発し、事業者や市民に提供する。ワークライフバランス・パープルリボンプロジェクト、介護関連等をテーマに扱う。 ③出前講座や研修・講師派遣の展開：事業者を対象に事業紹介を含む研修を通じて男女共同参画を推進する。	1	市民･こども局人権･男女共同参画室
		○情報誌「かわさき労働情報」において、「川崎市人権問題企業研修会」や「かわさき人権フェア」の案内の記事を掲載した。 ○「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとして取り上げた。	A	紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。 「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。	2	経済労働局労働雇用部
72	「川崎労働学校」において、男女平等に関するテーマを取り上げます。	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法をテーマとして取り上げた。	A	「川崎労働学校」において、男女雇用機会均等法などをテーマとして取り上げる。	2	経済労働局労働雇用部
施策31	事業所における男女平等に関する研修への支援					
73	男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	市職員を対象に階層別研修（新規採用職員、若手職員、技能・業務職員、係長昇任後、新任課長補佐、新任課長）において、男女平等推進など、川崎市の人権施策について研修を計画・実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		7月25日に新任課長に対して、男女共同参画（男女平等推進施策やセクハラ・パワハラについて）に関する研修を実施した。	A	今後も職員を対象とした研修を継続する。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		社会教育初任者研修において、男女平等推進及び施策への理解を深める研修を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 折に触れて、男女平等推進の視点について職員間で再確認する機会を持つよう努めた。	A	社会教育職員研修を実施する。様々な観点から幅広いテーマを取上げる。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
74	管理職を対象とした研修を実施します。	管理職を対象とした新任課長研修で、男女平等意識の醸成を図るための研修を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の区別なく、情報が行き渡るよう配慮した。	B	今後とも取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		平成23年度の男女共同参画推進員を新たに任命し、各局に「公的広報の手引き」や男女共同参画に関連する資料を送付した。また、2月に推進員連絡会議を開催して、平成22年度の男女平等推進施策の進捗状況や国の男女共同参画にかかる動向等について研修を実施した。	B	推進員（各局管理職を含む）会議等を通じて、管理職への研修を機会をとらえて実施する。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
75	男女共同参画推進員を対象とした研修を実施します。	2月に推進員連絡会議を開催して、平成22年度の男女平等推進施策の進捗状況や国の男女共同参画にかかる動向等について研修を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 各局に男女１名ずつ男女共同参画推進員を配置している。	B	会議等を通じて、男女共同参画に係る施策や推進員の役割等について研修を実施していく。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
76	審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	特別な取り組みはしておりません。	C	引き続き局内所管審議会等において、委員に対して男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		各課へ、男女平等に関する資料提供を行い、各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。	B	今後も引き続き、男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、男女平等に関する啓発を行う。	2	総合企画局広域企画課
				局内各課所管の審議会等において、男女平等の視点の共有を促すよう要請していく。	3	財政局庶務課
		審議会委員に対し、男女平等施策に関する資料の提供を行うよう推進した。	A	今後も資料の提供を充実させ、男女平等施策に対する周知啓発に努めていく。	2	市民･こども局庶務課
		審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を図った。	A	引続き、審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を図る。	2	経済労働局庶務課
		既に環境審議会の委員は、男女平等の視点を共有できているため、特段の取組は行っていない。	E	必要な情報があれば、機会を捉えて、男女平等の視点の共有を促すために情報提供を行っていく。	2	環境局庶務課
		局内広報連絡会を通じ、ガイドラインの周知及び活用について図るよう働きかけた。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策に関する情報についての情報共有を図った。	B	引き続き、局内広報連絡会を通じて、男女平等施策に関する情報についての情報を共有しながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
76	審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 選出の際は、市民・こども局へ協議するよう所管課あて周知した。	B	職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。	1	まちづくり局庶務課
		特別な取組みはしておりません。	E	局内所管審議会等において、男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。	2	建設緑政局庶務課
		審議会委員選任時に情報提供等の働きかけを行った。	E	引き続き、審議会委員選任時には配慮を行う。	2	港湾局庶務課
		審議会等委員への直接的な情報提供は行っていない。	C	今後、男女平等推進施策に関する情報提供を幅広く行い、男女平等の視点への共有を図っていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		男女平等推進施策に係る情報提供を各課へ行い意識啓発、理解を深めることに努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 速やかな情報提供を行い、視点の共有を図った。	B	今後も、機会を捉えて男女平等推進施策に係る情報提供を通じ、視点の共有を図っていくことが必要だと考えます。	2	幸区役所総務課
		関係部局等からの情報を各課に情報提供できなかった。	D	計画・事業なし	6	中原区役所総務課
		男女平等の視点を意識した情報提供を行うよう、所管課に周知した。 ●男女平等推進に配慮した点 委員・役員の改選の際、男女比率に配慮するよう所管課に周知した。	B	今年度、役員の改選がある審議会において、女性比率の向上に繋がるような啓発を行い、情報の共有を図る。	2	高津区役所総務課
		各事業における委員等の選任にあたり、男女比率に配慮するよう機会を捉え、各所属へ周知依頼を図った。	B	所管課を通じ機会を捉え、男女平等施策に関する情報提供等を行い、男女平等の視点への共有を図っていく必要がある。	2	宮前区役所総務課
		各事業の委員の選任にあたり男女比率への配慮を求めた。	B	各会議開催の際、各担当者・参加者に対し男女平等推進等施策に関する情報提供を行い、理解を求めていく。	2	多摩区役所総務課
		審議会等の委員に、男女平等政策に関する情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 審議会の開催に際し、常に男女平等に配慮できるよう、情報提供をしている。	B	引続き、委員等への情報提供を行っていく。	2	麻生区役所総務課
		特になし。	E	各会議開催の際、男女平等に関する資料等を提供し、施策の理解を求めていくよう配慮する。	2	上下水道局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
76	審議会等委員に対し、情報提供等を通じ、男女平等の視点の共有を促します。	各事業における委員等の選任にあたり、男女比率への配慮を求めた。	A	今後も、審議会等委員に対し男女平等施策等の情報提供を行っていく	7	交通局庶務課
		審議会等における協議事項等の中で、男女平等の視点に配慮すべき事項がある場合には事務局からその旨を説明することとしているが、本年度においてはそのような事項はなかった。	B	引き続き、審議会等における協議事項の中で、男女平等の視点に配慮すべき事項がある場合には事務局からその旨を説明していく。	2	病院局庶務課
		専門性を有する審議会等のため増員が難しい状況にあるが、男女平等の視点の共有化に努めた。【救急課】【危険物課】 ●男女平等推進に配慮した点 委員の改選時に、推薦団体等に対して継続的に女性委員の推薦を働きかけた。	B	専門性を有することから女性委員の参画が少ない状況だが、委員改選時には推薦団体に対して女性の参加が得られるよう働きかけていく。	2	消防局庶務課
		専門調査員等に男女平等に関する研修への参加を積極的に呼びかけ、問題意識の共有及び自己啓発を図った。	B	引き続き男女平等に関する多様な研修に参加することによって、男女平等の視点の共有及び自己啓発を図る。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		特別な取り組みはしていない。	E	局内所管審議会等において、委員に対して男女平等の視点の共有を促すよう要請していきたい。	3	教育委員会庶務課
		昭和45年に男女普通選挙が確立して以来67年が過ぎ、完全に制度が定着し、各選挙での投票率も毎回女性の方が高い状況であるため特に男女平等を意識した研修や情報提供は行っていない。	E	実施予定なし。	7	選挙管理委員会選挙課
【基本施策9】　地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実						
施策32	男女平等についての理解を深めるための取組の推進					
77	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	○チラシ、ポスターを作成し、市内公共施設や掲示板において、配布・掲示を行った。 ○川崎市男女平等推進週間（6月23日から29日）にあわせて、男女共同参画センターにおいて講座を実施した。 ○図書館と連携して、書籍紹介と男女平等に関する情報提供コーナーを設置した。 ○カジダンイクメン写真展を開催した。 ○平和館と市民ミュージアムにおいて、男女共同参画関連の映像を無料上映した。 ○公共施設において、男女共同参画に関するアンケートを実施した。 ○川崎地下街広報コーナーにおいて男女平等推進週間の掲示を行った。	B	今後も引き続き関連する図書の紹介や、身近なテーマを取り上げた講座の実施などをおこなっていく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
78	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。	川崎駅地下街通路広報コーナーで男女平等週間の掲示及び「女性に対する暴力をなくす運動」の掲示を行った。	B	これからもひきつづき周知・啓発の広報を行っていく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
78	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施します。	関係局・関係機関から依頼を受けた広報物を相談情報コーナーに設置し、性別に係らず広く区民への情報提供に努めている。 ●男女平等推進に配慮した点 性別等に係らず、分かりやすい配置を心がけている。	B	引き続き、区民への情報提供について男女平等への理解を深められるような環境を整えていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		関係局課から依頼のポスターの掲示(庁舎内及び町内会掲示板)やチラシの配付等の協力をできる限り行いました。 ●男女平等推進に配慮した点 限られたスペースを有効に活用するよう期日による優先順位等で掲示時に工夫を施した。	B	関係局課から依頼があるポスターの掲示(庁舎内及び町内会掲示板)やチラシの配付等、広報活動を継続して行います。	2	幸区役所総務課
		関係部局等から提供された広報物等を、区役所資料展示コーナー等で配布した。	B	依頼があった場合は、市民の目にふれやすい広報などを意識し、理解を深めてもらうよう工夫する。	2	中原区役所総務課
		関係部局等からの男女平等に関する広報の依頼には区役所として積極的に配慮し、多くの市民の目に留まるよう努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 性差による不平等を感じる掲示物を掲示しない等、注意をはらった。	B	今後も区役所を利用した広報活動を支援し、男女平等への理解を深めてもらえるよう、啓発に努める。	1	高津区役所総務課
		庁内の掲示スペースや配架棚等を利用し、広報を行った。	B	前年度と同様に取り組んでいく。	2	宮前区役所総務課
		関係部署が男女平等に関する事業を実施する際、アトリウムや掲示板の使用承認、チラシの配架承認を行い、活動の促進を図った。	B	今度も、引き続き施設提供を実施する。	2	多摩区役所総務課
		来庁者の見やすさを心がけ、ポスターの掲示やちらしの配布等を行っている。	B	来庁者に対する広報活動を継続して行っていく。	2	麻生区役所総務課
		ポスターや掲示物、チラシ等の配布により意識開発を図った。	B	今後も引き続き、意識啓発のための取り組みをすすめていく。	2	教育委員会庶務課
		教育文化会館・市民館の施設内において関連ポスター・チラシの積極的な掲出・配布に努めた。施設で開催する関連主催事業においても機会を捉え、配布・広報に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 掲出場所について、関連する分野ごとにまとまるよう努めた。	A	引き続き、機会を捉えながら、広報に努めていく。	2	教育委員会生涯学習推進課
79	男女平等に関連する図書・映像資料等の文化資源を、市民が活用できるよう整備します。	男女平等週間事業（ビデオ上映） 期間　6月23日・24日・28日・29日 会場　ミニホール　時間　14：30～16：10 作品　「現代日本のあゆみ　男女同権」、　「ルイズ・その絆は」 ●男女平等推進に配慮した点　女性の社会参加の歴史と世相を映像で学ぶ場の提供を行った。また若い世代の参加を視野に入れ、ネットでのＳＮＳやツィッターを取り入れる等検討を行った。	A	引き続き市民ミュージアム所蔵の映像資料を積極的に活用し、男女共同参画についての意識の周知に努めるとともに、若い世代の参加についても具体的な検討を行う。	1	市民･こども局市民ミュージアム

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策33	啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施					
80	男女平等の理解を深め効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	男女平等推進週間に市内各施設で男女平等に関するアンケートを実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 市民の男女平等に関する知識等に関するアンケートを行った。	B	今後も機会をとらえて、アンケートの実施をする。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策34	市の広報資料における表現の点検					
81	広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。	庁内の人権に関わる会議や広報担当者の会議、研修会等において、手引を活用した周知啓発を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 広報資料の作成に際し、市民の共感をより一層得られるよう性別のイメージにとらわれない表現に配慮した。	A	「公的広報の作成に関する表現の手引」の内容の充実とそれを活用した男女平等の視点についての周知啓発に努める。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
82	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	人権・男女共同参画室作成の手引きに則り、男女平等の視点に配慮している。	C	引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。	2	総務局庶務課
		「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたった。	B	引き続き、局内設置の男女共同参画推進員を中心に男女平等推進の視点に配慮し、刊行物を作成する。	2	総合企画局企画調整課
		「表現の手引」を活用し、男女平等の視点に配慮しながら刊行物の作成・発行にあたった。 ●男女平等推進に配慮した点 刊行物の作成の際は、「表現の手引」に基づき表現に配慮した。	B	局内での「表現の手引」の周知を図り、引続き男女平等の視点に配慮した刊行物の作成・発行にあたる。	2	財政局庶務課
		刊行物作成にあたっては、男女平等推進の視点に立った表現への配慮に努めた。	A	今後も引き続き配慮を行っていく。	2	市民・こども局庶務課
		推進会議の資料等を配布し、差別的表現に配慮するよう周知を図った。	A	引続き、所管課へ周知を行い、差別的表現がないよう職員への啓発を図る。	2	経済労働局庶務課
		局内にガイドラインの周知を再度行い、男女平等の視点から刊行物の内容確認を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等推進の視点から刊行物の作成にあたるよう促した。	B	引き続き局内で「ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、男女平等の視点について職員への意識啓発を行っていく。	2	環境局庶務課
		局内にガイドラインの周知を行なうと共に、活用について働きかけた。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策に関する情報について、情報共有を図った。	A	引続き、男女平等施策に関する情報について共有をしながら、意識啓発を行っていく。	2	健康福祉局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
82	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	広報資料配布物、パンフレット等に差別的表現がないように配慮を行った。	A	今後も「公的広報の作成に関する表現の手引」を参考に継続して配慮し、局内への浸透を図る。	2	まちづくり局庶務課
		刊行物の発行のみならず、様々な情報発信においても、常に男女平等推進の視点に立った表現に配慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 広報資料作成にあたっては、男女平等推進の視点に立った表現に配慮した。	A	刊行物等の発行においては常に男女平等の視点に配慮し、「男女平等施策の推進」の意識啓発を継続的に進めていく。	2	建設緑政局庶務課
		刊行物作成、広報を行うにあたり、差別的表現のないよう配慮をおこなった。	A	引き続き配慮を行っていく。	2	港湾局庶務課
		人権・男女共同参画室作成の手引を総務課ホームページに添付し、新規刊行物を作成する際は男女平等の視点に立った表現を行うよう、区役所内各課へ依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 刊行物作成にあたり、男女平等の視点に立った表現を行うよう配慮を依頼した。	A	引き続き、男女平等推進の視点への配慮を促していく。	2	川崎区役所総務課
		ガイドラインの主旨に沿い、各種事業広報ポスター等に世代・性別を考慮した写真・イラストを使用しました。 ●男女平等推進に配慮した点 各種広報ポスター等を多くの方に見てもらうため、より多くの施設へ配布した。	B	今後も、男女共同参画室作成のガイドラインの主旨に沿って、差別的表現がないように配慮していきます。	2	幸区役所総務課
		職員に対して研修・説明会等を積極的に受講するよう呼びかけできなかった。	D	計画・事業なし	6	中原区役所総務課
		手引きに沿った刊行物の作成を行い、差別的表現等がないよう、各課に周知した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等推進の視点から刊行物の作成にあたるよう促した。	B	今後も手引きの内容に注意し、区役所内に周知していく。	2	高津区役所総務課
		各所属へガイドラインの周知を行った。	B	機会を捉え、ガイドラインの周知を行い、男女平等の視点に配慮していく。	2	宮前区役所総務課
		各所属へ周知を行い、ガイドラインの順守を促した。	B	引き続きガイドラインの周知を行う。	2	多摩区役所総務課
		刊行物作成にあたり、ガイドラインに沿って差別的表現がないように配慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 ガイドラインを積極的に活用している。	B	今後ともガイドラインを活用し、差別的表現がないように配慮していく。	2	麻生区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
82	広報資料の作成にあたっては、手引き(※)に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	各所属で発行した刊行物とも男女平等推進の視点に立った点検を実施した。	A	引き続き、ガイドラインに沿った配慮をしていく。	2	上下水道局庶務課
		本年度は刊行物の作成に当たって差別的な表現が問題となったことはなかった。	A	継続的な取組が必要であるので、これからも引き続き取組を続けていく必要があると考える。	7	交通局庶務課
		手引きの周知・活用について推進した。	A	引き続き、手引きの周知・活用について推進していく。	2	病院局庶務課
		刊行物の作成には、差別的表現がないよう考慮した表現とした。また、ホームページの作成及び更新の際、手引きを参考にして掲載した。【庶務課】 ●男女平等推進に配慮した点 刊行物作成及びホームページ更新時においてジェンダーフリーを考慮した表現としている。	B	広報資料の作成にあたっては、手引き（※）に沿って、男女平等推進の視点に立った点検を実施します。 ※人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。	2	消防局庶務課
		基本的人権及び男女平等推進の視点に立った報告書等を作成した。	B	報告書等の広報資料は、男女平等等推進の視点に配慮して作成する。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		男女平等の視点に考慮しながら、刊行物等の作成を行った。	B	引き続き、男女平等の視点に考慮しながら、差別的表現の見直しを図り、ガイドラインを周知する。	2	教育委員会庶務課
		統一地方選挙の啓発チラシを作成した際、点検を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 内容も選挙制度及び選挙マスコットのイックンの紹介のみで、イラストもイックンのみを使用しステレオタイプになりがちな人間のイラストは使用しなかった。	B	現在のところ該当する刊行物等の発行予定はないが、引き続き職員の意識啓発を行いつつ、文書等を作成する際には配慮を行う。	7	選挙管理委員会選挙課
		刊行物の作成にあたって、差別的な表現がないように考慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 手引きを積極的に活用した。	A	今後も刊行物作成にあたり、男女推進の視点について職員への意識啓発を行っていく。	2	人事委員会調査課
		格差や差別的な表現の記載がないように注意した。	A	継続して「男女平等推進」への理解と意識の浸透を図る。	2	議会局庶務課
83	広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。	男女共同参画センターにおいて、大学と連携し利用者向けアンケートを通じて広報資料の見易さや館内掲示の分かりやすさに関してたずねた。	B	広報資料に関する利用者や市民からのご意見をいただけるようにアンケートを実施し、その印象等の変化に応じて改善等をはかる。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
		広報モニター委員に市の広報について、さまざまな観点から意見を聴取した。その際、男女平等推進の視点で特に不適切との意見はなかった。 ●男女平等推進に配慮した点 男性委員、女性委員ともにそれぞれの立場で率直な意見を発言できるような進行を行った。	B	広報モニター委員に男女平等関連のパンフレットを配布し、引き続き市の広報について男女平等推進の視点を踏まえた意見を聴取する。	2	市民・こども局シティセールス・広報室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
【基本施策10】　市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進						
施策35	市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）」の向上への支援					
84	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じ、市民及び事業者の活動を支援します。	○男女共同参画センターにて、男女共同参画時事セミナー、基礎セミナーを実施し、情報の読み解きなどに関する講座を開催した。 ○情報提供環境を大幅に見直し、利用促進と情報へのアクセスのしやすさなど、部屋の利活用などに着手。 ○男女共同参画センター利用団体及びサークル等の活動紹介や広報のため、広報掲示板や交流室等における情報提供コーナーをさらに充実させた。 ○男女共同参画センターの広報誌「すくらむ21通信」において書誌解題のコーナーを作り、男女共同参画に関わる書籍を紹介した。	A	より効果的で、リテラシー能力の向上につながる講座や広報を実践していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策36	高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進					
85	広報紙、テレビ、ラジオ、Webなど、さまざまな広報媒体を通じて市政情報を発信します。	多くの市民へ発信する情報に男女平等推進の視点や、その他人権配慮の観点から不適切な表現のないような広報を行った。 また、紙面や広報番組の中で、男女平等推進週間や関連イベントについて扱うなど、男女平等推進に関する広報を所管課と協力して行った。 ●男女平等推進に配慮した点 不適切な表現のないよう、複数の職員でチェックし広報を行った。	B	今後も引き続き市の広報について、男女平等推進や人権尊重の観点から不適切な表現のないよう広報を行っていく。 また、所管課と協力し、男女平等推進に関する広報を行う。	2	市民・こども局シティセールス・広報室
86	母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、IT等による情報提供サービスを充実します。	経済的に困難な状況にある女性のための就労支援講座を実施し、母子家庭の母親への支援活動を行った。	A	母子家庭等への支援に向け、紙媒体による情報提供のほか、ＩＴ等による情報提供サービスの充実に努めます。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		母子家庭等への支援に向け、母子福祉センターや就業など各種講座等についてチラシ配付や市政だより等への広報を行った。	A	母子家庭をはじめ、経済的に困難な状況にある女性を対象にした講座を実施するほか、関係する情報を満遍なく提供できるよう、情報提供に関するサービスの充実をはかる。	2	市民・こども局こども福祉課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅳ　推進体制の充実						
【基本施策11】 市民・市民団体等との連携の促進						
施策37	「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実					
87	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	○11月15日にかわさき男女共同参画ネットワークとの共催で、男女平等かわさきフォーラムを実施し、市民120人が参加した。 ○すくらむネット加盟団体の協力により、避難者支援物資の募集やパープルリボンのしおりの配布・設置をした。	B	今後も男女共同参画ネットワークとの連携を強め、活動を推進していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
88	ホームページ等を活用した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動内容の周知・広報を充実します。	市ホームページ及び男女共同参画センターホームページにおいてネットワークの概要及び参加団体の取組について掲載した。 ネットワークを紹介するリーフレットを2,500部作成し、ネットワークの活動の周知・広報に努めた。	A	ホームページ等で男女共同参画ネットワークや、男女共同参画に関連する情報を提供できるように整備していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策38	市民・市民活動団体等との連携や様々なネットワークを活用した男女共同参画の推進					
89	市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	協働を含む市民活動に関する相談・研修等を公益財団法人かわさき市民活動センターの事業として実施しており、市として、財団全般の事業の充実が図られるよう、センターを通じて支援を行った。 また、男女共同参画を含む市民活動団体と行政が協働で事業を行う「協働型事業」についての基本的な考え方等を示した「協働型事業のルール」の周知を図った。	A	公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。 また、協働型事業のルールに沿って、協働型事業の推進を図る。	2	市民・こども局市民協働推進課
		○男女共同参画センターの協働事業として4件（計4団体）の企画を選定し、講座を実施した。男女共同参画に関わる講座や、男性の家事参画を推進する講座、絵本の読み聞かせなどの講座を実施した。 ○市民講師のステップアップ事業を実施し、講師としての市民の活躍を支援した。	A	これからも様々な分野で活動する市民・市民団体等と連携し、男女共同参画の推進に貢献していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		市民・市民活動団体等が求めていることは活動への支援であるので、そちらに重点を置いた事業を実施している。 ●男女平等推進に配慮した点 担当する市民・市民活動団体の求めているものは、活動への支援であるので、支援に重点を置いている。	E	引き続き男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体を含めた各種支援を行う。また、その実施にむけた情報収集を行う。	2	川崎区役所地域振興課
		第3期地域福祉計画にシニア世代の男性の地域活動への参画を促す事業も位置づけ推進している。	B	引き続き地域福祉活動に男性参画を促す取組みを継続する。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		ネットワーク会議の有効かつ効率を検討し、初めての取組みとして書面会議を１回実施。会議結果はネットワーク会議の課題別部会に反映。 民間の施設や地域の市民活動団体・グループとの連携・協働の強化が図られた。	A	ネットワーク会議の下部組織である課題別部会の編成見直しを図る。	1	川崎区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
89	市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	食生活改善推進員が男性の料理自主グループを年6回支援。支援にあたり、区役所栄養士からレシピ提供、料理に関する助言をした。 ●男女平等推進に配慮した点 料理を通じて男性の食の自立をめざした。	C	食生活改善推進員連絡協議会は、24年度も今年度どおりに支援していくことが決定した。区役所もその決定を受け、23年度同様の支援を継続する。	2	中原区役所地域保健福祉課
		事務局として、市民活動団体・地域団体と連携し、その活動を支援する中で、機会があれば活動の実態把握や必要な情報提供などを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 各団体の事務局として活動する中で、実態把握等の機会があれば活用した。	B	引続き、実態把握に取り組むとともに、情報提供に努め、意識啓発を図る。	2	高津区役所地域振興課
		男女とも参加しやすいように初歩的な料理教室や各種グループ活動を実施。 ●男女平等推進に配慮した点 男性の参加者が少ないので、男性も参加しやすいよう事業内容を工夫した。	B	事業によっては、男性の参加者が増加。男性が参加しやすい事業や広報の工夫などを引続き行う。	2	高津区役所地域保健福祉課
		附属機関、協議会等で各種地域活動等において男性、女性ともに参加できる環境づくりについて検討した。 ●男女平等推進に配慮した点 事業等で、参加者が特定の性別に偏らないよう配慮した。	B	引き続き、各種事業の推進において男女共同参画の視点を持って取り組む。	2	宮前区役所地域保健福祉課
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		多摩区みんなの公園体操運営委員会、いきいき体操運営委員会、健康ウオーキング推進委員会の各委員会の活動支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 「健康フェスタ」で団体による活動報告、パネル展示を行い、性別に関わらず地域で参加できる場があることを紹介した。	A	継続して男女が共に参画して健康づくり、介護予防のための体操やウオーキングを取り組めるよう、各委員会の取り組みも支援していく。	2	多摩区役所地域保健福祉課
		・市民活動団体と協働で実施した親と子の育児園事業について、土曜日に開催するなど父親の参加を促進する取組を行った。 ・こどもの外遊び事業について、実行委員に子育て中の母親から参加希望があり、室内保育で実行委員会を開催した。	A	継続して実施。	2	多摩区役所こども支援室
		市民活動団体等と協働で事業を実施する場合、依頼があれば関連資料等で、啓発を促した。 ●男女平等推進に配慮した点 啓発物を用い、関係者の啓発に努めた。	B	引き続き男女共同参画への取組をする。	2	麻生区役所地域振興課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
89	市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。	「小地域のつながりネット支援事業」の実施　小地域のつながりづくりをテーマに企画提案を各種団体、グループ等から広く公募し、審査のうえ採択、事業委託した。平成23年度委託事業　計2事業	B	24年度以降は企画課所管の麻生区地域課題解決型提案事業に統合。	4	麻生区役所地域保健福祉課
		麻生区子ども関連ネットワーク会議に関わる関係団体対象に子ども、子育ての催し、研修会や講演会を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画について意識して実施。	B	男女共同参画の推進を意識し、子育て支援に関わる市民団体と協働を進める。	2	麻生区役所こども支援室
		教育文化会館・市民館において実施する男女平等推進学習9事業のうち3事業において、市民企画委員との協働により企画・実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 様々な観点から男女平等にかかわる主題を取上げ、公平かつ、市民の視点を取り入れながらのプログラムづくり・実施に努めた。	A	引き続き、市民・市民活動団体等との協働による学習の企画実施をおこなう。	2	教育委員会生涯学習推進課
90	市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。	市として、情報の提供を含む、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、財団への支援を行った。	A	市として、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。	2	市民・こども局市民協働推進課
		男女共同参画センターにおいて、市民館の男女平等推進学習にて男女共同参画に関連する講座を出前形式で開催した。	B	男女共同参画共同事業や市民講師事業などで講師として市民に向き合う人々が、自身の持つコンテンツと男女共同参画とのつながりを考え、それを内容に反映できるよう講座参加機会を確保し、出席を奨励する。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		市民活動コーナー利用者（市民・市民活動団体）の会議を定期的に開催しているが、性別に捉われない活動ができるよう支援を行っている。また、参加する団体の代表者は女性の比率が高い。 ●男女平等推進に配慮した点 行政側と連携する以前に、現在でも女性の進出は進んでいる。	E	市民・市民活動団体のニーズを見極めて、必要性があれば普及への取り組みをしたい。	2	川崎区役所地域振興課
		第3期地域福祉計画にシニア世代の男性の地域活動への参画を促す事業も位置づけ推進している。	B	引き続き地域福祉活動に男性参画を促す取組みを継続する。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		ネットワーク会議の有効かつ効率を検討し、初めての取組みとして書面会議を1回実施。会議結果はネットワーク会議の課題別部会に反映。民間の施設や地域の市民活動団体・グループとの連携・協働の強化が図られた。	A	ネットワーク会議の下部組織である課題別部会の編成見直しを図る。	1	川崎区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
90	市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。	男女共同参画活動関係のチラシ等を窓口やロビーに設置し、活動の周知につとめました。	A	引き続きチラシ等を設置し活動の周知につとめます。	2	川崎区役所支所
		子ども支援ネットワークにおいては、中高生プロジェクトやあり方・生き方プロジェクトなど、事業全般的において男女が共同して地域を意識した活動を行った。	A	継続実施。	2	中原区役所こども支援室
		様々なイベントや会議等を市民団体と協働で実施するうえで、男女平等の参加に配慮した取り組みを実施する。 ●男女平等推進に配慮した点 会議等における男女平等の参加に配慮した呼びかけを行なった。	B	様々なイベントや会議等を市民団体と協働で実施するうえで、男女平等の参画に配慮した取り組みを実施する。	2	高津区役所企画課
		事務局として、市民活動団体やネットワークの活動を支援する中で、必要に応じて団体内部の実態把握や情報の提供などを行った。 ●男女平等推進に配慮した点 パンフレット配布等情報提供依頼があれば、会議や相談情報担当の窓口等を活用した。	B	引続き、事務局として、地域の活動を支援するなかで実態把握に取り組むとともに、情報提供に努め、意識啓発を図る。	2	高津区役所地域振興課
		定例会では男性の参加者が継続し、「高津区健康づくりのつどい」参加者も男女比が昨年度1：7に対し今年度1：4に男性参加者率が増加した。 ●男女平等推進に配慮した点 家族の健康につながる情報交換やイベントとなるよう工夫した。	B	60代・70代女性会員が多いため、その家族やネットワークのつながりを強化し、男女共同参画の視点をもった事業内容となるよう協働していく。	2	高津区役所地域保健福祉課
		橘地区連合自治会町会長会議において、男女共同参画への取組みを周知する機会を設定した。	C	町内会・自治会や各地域団体等と連携し、男女共同参画の視点の普及に努める。	2	高津区役所出張所
		男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮している。	B	引き続き、男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮していく。	2	宮前区役所企画課
		各種附属機関、協議会等で数多くの女性に参加してもらい、意見をいただくことができた。 ●男女平等推進に配慮した点 委員推薦等にあたり女性の積極登用を呼びかけた。	B	引き続き女性委員の登用に努める。	2	宮前区役所地域保健福祉課
		女性比率の向上に向け、各種団体と連携しながら女性の積極的な参加を促した。	C	今後も機会を捉えて普及活動を行い、女性比率の向上に努める。	2	宮前区役所出張所

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
90	市民・市民活動団体等やさまざまなネットワークへの男女共同参画の視点の普及に努めます。	22年度をもって終了。	E	終了。	7	多摩区役所企画課
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		健康づくり、介護予防に取り組んでいるグループが、地域毎に町会、社会福祉協議会、民生委員、老人クラブ等と連携・協力しながら、すこやか活動を推進した。 ●男女平等推進に配慮した点 健康フェスタに参加し、パネル展示等を行うことで、性別に関わらず地域で活動できる場があることを紹介した。	A	継続して男女が共に参画して地域ですこやか活動を推進していけるように各地域の取り組みを支援していく。	2	多摩区役所地域保健福祉課
		事務局となっている事業の実行委員会や運営スタッフ等について、子育て中でも子連れでも可能なのでと参加を呼びかけている。	A	継続して実施。	2	多摩区役所こども支援室
		区民会議や地域課題対応事業を通じた市民活動団体等との連携の際は、女性比率向上の配慮を呼び掛けた。	B	審議会・協議会や各種事業を展開する上で、引き続き、女性の参加比率向上についての配慮を関係団体等に依頼し、男女平等の推進を図っていく。	2	麻生区役所企画課
		市民・市民活動団体等と協働で事業を行う際、依頼があれば、関連資料などを配布する等、男女共同参画の視点の普及に努めた。	B	引き続き男女共同参画の視点の普及に努めていく。	2	麻生区役所地域振興課
		地域包括支援センターと協働し、地域懇談会を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 事業を小地域単位にて、地域の幅広い団体・関係機関等に応募を呼びかけている。	A	地域の関係団体と協力して、ネットワークづくりの推進に向けて地域懇談会などを実施する。	2	麻生区役所地域保健福祉課
		麻生区子ども関連ネットワーク会議の中で男女共同参画の視点に立ち、それぞれが意見を出しやすいよう工夫し、関係団体や関係機関の意見交換が充実した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画の考えを意識して会議を実施した。	B	麻生区子ども関連ネットワーク会議の委員の改選に伴い、参加する委員の選出は男女の比率を意識して行う。	2	麻生区役所こども支援室
		教育文化会館・市民館において「男女平等推進学習」を9事業実施するなど、市民等に向けて男女平等参画の視点の普及に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 様々な観点から男女平等に係わる課題を取り上げ、公平な視点を基本としたプログラムづくり・実施に努めた。	A	引き続き、男女平等推進学習の実施等により、男女共同参画の視点の啓発に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策39	男女共同参画に向けた市民･市民活動団体等への支援					
91	男女共同参画に向けた活動に取組む市民･市民活動団体等への支援を実施します。	公益財団法人かわさき市民活動センターの「かわさき市民公益活動助成金」は、男女共同参画を含む全領域の市民活動を対象としており、助成金交付団体数は年度ごとに増加している。市として、財団全般の事業の充実が図られるよう、センターを通じて支援を行った。	A	市として、公益財団法人かわさき市民活動センター全般の事業の充実が図られるよう、施策個々の充実とともに市民活動支援指針との整合性を図りながら、総合的市民活動支援施策としての確立を推進する。	2	市民･こども局市民協働推進課
		男女共同参画センターにおいて協働事業などを通じ、市民活動団体の活動を支援した。	B	支援の一環として、ホームページなどでの広報支援などを検討する。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		子育てを見守り応援するこんにちは赤ちゃん訪問員の募集において、男女問わず、参加を募った。 ●男女平等推進に配慮した点 男性訪問員の参加につながるよう、呼びかけを行った。	B	こんにちは赤ちゃん事業がより地域に根ざし、地域の見守り体制が充実するように、男性も訪問員になりやすよう配慮しながら、機会をとらえて訪問員の新規募集を行っていく。	1	市民･こども局こども家庭課
		男女平等参画を含めた各種活動に対する支援を行ってきた。	E	引き続き男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体を含めた各種支援を行う。また、その実施にむけた情報収集を行う。	2	川崎区役所地域振興課
		第3期地域福祉計画にシニア世代の男性の地域活動への参画を促す事業も位置づけ推進している。	B	引き続き地域福祉活動に男性参画を促す取組みを継続する。	2	川崎区役所地域保健福祉課
		ネットワーク会議の有効かつ効率を検討し、初めての取組みとして書面会議を1回実施。会議結果はネットワーク会議の課題別部会に反映。民間の施設や地域の市民活動団体・グループとの連携・協働の強化が図られた。	A	ネットワーク会議の下部組織である課題別部会の編成見直しを図る	1	川崎区役所こども支援室
		男女共同参画活動関係のチラシ等を窓口やロビーに設置し、活動の周知につとめました。	A	引き続きチラシ等を設置し活動の周知につとめます。	2	川崎区役所出張所
		市民提案型事業（遊びの広場カンガルー）の活動支援を行なった。	A	事業完了。	7	中原区役所こども支援室
		男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等への支援・連携等も視野に入れ、男女共同参画センターとの連携を図る。 ●男女平等推進に配慮した点 区の協働提案事業の募集にあたり、男女共同参画センターでの配布を実施した。	B	男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等への支援・連携等も視野に入れ、男女共同参画センターとの連携を図る。	2	高津区役所企画課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
91	男女共同参画に向けた活動に取組む市民･市民活動団体等への支援を実施します。	事務局として、市民・市民活動団体と連携して活動する中で、資料やパンフレット配布等の依頼があれば会議や窓口を利用した情報提供を行う等、必要に応じた支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 団体からの依頼があれば窓口等で区民への情報提供をし、意識の啓発を図った。	B	引き続き、事務局として市民・市民活動団体と共に活動する中で、資料やパンフレット配布等の依頼があれば会議や相談情報担当の窓口を利用して区民への情報提供を行う等、必要に応じた支援をしていく。	2	高津区役所地域振興課
		男女とも参加しやすいように、事業ごとに分かりやすい説明を加え、事業の手順の修正や広報などの支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女とも参加しやすいように配慮した。	B	事業によっては、男性の参加者が増加。男性が参加しやすい事業や広報の工夫などを引続き行う。	2	高津区役所地域保健福祉課
		男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮している。	B	引き続き、男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等にも、他の市・市民活動団体と区別なく支援するよう配慮していく。	2	宮前区役所企画課
		多くの女性が参加している子育て団体や、地域活動に消極的といわれる男性を中心にした活動団体等の広報を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 地域活動参加促進に配慮した。	B	引き続き各種地域団体の活動支援を行う。	2	宮前区役所地域保健福祉課
		各団体や支援コーナーの登録団体に対して、男女共同参画に向けた取組を支援するため情報提供を行った。	B	今後も事務局を担当している団体や支援コーナーの登録団体に対して、ポスターの掲示やチラシ等の配布を通じて情報を提供し、支援を行う。	2	宮前区役所出張所
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		多摩区運動普及推進員の会では、男女が共に健康づくり活動に参画できるよう、毎月健康教室を開催した。食生活改善推進員の会では、継続した活動の中で、男女が共に食生活改善に参画できるよう普及啓発を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 区民が性別に関わらず参加できるよう、市政だよりやチラシ配付等により広報した。	A	今後も継続して男女が共に健康づくり活動に参画できるように環境づくりをすすめていく。	2	多摩区役所地域保健福祉課
		子育て中の女性のエンパワーメントとして、子育てサークルや子育て支援の市民活動団体に対し、広報面や参加・参画の呼びかけなどを随時行っている。	A	継続して実施。	2	多摩区役所こども支援室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
91	男女共同参画に向けた活動に取組む市民・市民活動団体等への支援を実施します。	市民活動団体等との連携では、会議や窓口を利用した情報提供を行う等の支援を行った。	B	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民活動団体等の把握に努め、引き続き連携を図っていく。	2	麻生区役所企画課
		活動を行う市民・市民活動団体等からの依頼があれば、関連資料等を配布するなど支援に努めた。	B	今後も関連資料等を配布するなど、活動団体等の支援をしていく。	2	麻生区役所地域振興課
		地域包括支援センターと協働し、地域懇談会を実施した。	A	地域の関係団体と協力して、ネットワークづくりの推進に向けて地域懇談会などを実施する。	2	麻生区役所地域保健福祉課
		麻生区子育て人材バンクで地域の子育て支援の団体・区民への支援を充実させた。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画の内容を意識して行った。	B	子どもに関わる区民・団体への支援を行い、子育て支援の取組を充実させる。	2	麻生区役所こども支援室
		教育文化会館・市民館において男女平等推進学習等の学習機会を市民に提供するとともに、市民活動団体に対しては、後援、共催、講師派遣等、適宜活動支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 公平な視点での支援に努めた。	A	引き続き、男女平等推進学習を実施するとともに、市民等への必要な支援に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
【基本施策12】　政策・方針決定過程への女性の参画促進						
施策40	地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり					
92	町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	男女共同参画センターにおいて、町内会婦人部への出前講座の講師派遣を行った。	B	自治会・町内会等に対しても機会を捉え、男女平等施策の周知啓発を図る必要がある。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		住民組織調査による性別把握 公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 区役所相談情報の窓口等にも広報媒体を設置するなど広報、周知に努めた。	B	町内会・自治会役員のほとんどを男性が占める状況にあるが、様々な活動を地域の女性が支えている状況を踏まえながら、役員を通じて町内会・自治会婦人部はじめ必要とする情報を広く周知されるよう努めていく。	2	川崎区役所地域振興課
		各種啓発チラシの配布による男女平等の推進に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 町内会長等が出席する会議においても、適宜チラシの配布等を行った。	B	チラシやポスター等を通じて、引き続き町内会・自治会に対する啓発活動を行っていく。	2	中原区役所地域振興課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
92	町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	住民組織調査票の提出依頼により、役員比率の男女比把握に努めた。また、依頼があれば市民団体の会議や相談情報担当の窓口、区民活動ルームのパンフレットスタンドを利用してパンフレット配布などの情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 町内（自治）会内での男女平等に関する実態把握に努めた。また、市民団体の会議や相談情報窓口、区民活動ルームを利用した情報提供により、区民の意識啓発を行った。	B	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき実態把握と啓発に努める必要がある。	2	高津区役所地域振興課
		町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、前年度に引き続き、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 地域において中心的な役割を担う立場の女性に対し、参画への働きかけを行う観点から、市審議会・協議会等への派遣依頼に対し、女性を積極的に推薦するよう努めた。	B	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていくことが負担とならないよう、働きかけや情報提供を継続して行い、女性比率の向上に向けた働きかけを広報等により継続して行っていく。	2	宮前区役所地域振興課
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 改選の機会等において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		男女共同参画に関する啓発物を、会議や窓口で配布し、町内会等地域への理解が深まるように努めた。	B	今後も地域における女性の参画について理解が深まるよう努める。	2	麻生区役所地域振興課
		地域女性団体、ＰＴＡ等の社会教育関係団体等に対し、適宜助言等の支援を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 公平な視点での支援に努めた。	A	引き続き、関係団体への支援を行い、地域での男女共同参画意識の醸成に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
93	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	男女共同参画センターにおいて、女性活躍の推進に関係する講座情報の提供や、ワーク・ライフ・バランスの実現を通じた自分らしい生き方・働き方の実現を目指す講座を実施した。	B	今後も女性活躍の推進につながる講座を実施していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
		関係局、関係機関からの依頼により、パンフレットやリーフレットを相談情報コーナーへ設置し、区民への情報提供に努めている。 ●男女平等推進に配慮した点 男女に係らず多くの区民へ向けて情報提供を行っている。	B	女性の参画促進へ向けて継続的な情報提供に努めていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		住民組織調査による性別把握 公的機関等からの地域に対する様々な広報や情報提供依頼を受け、町内会連合会理事会等各種会議の場において広く周知を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 区役所相談情報の窓口等にも広報媒体を設置するなど広報、周知に努めた。	B	町内会・自治会役員のほとんどを男性が占める状況にあるが、様々な活動を地域の女性が支えている状況を踏まえながら、役員を通じて町内会・自治会婦人部はじめ必要とする情報を広く周知されるよう努めていく。	2	川崎区役所地域振興課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
93	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	住民組織調査票の提出依頼により、役員比率の男女比把握に努めた。また、依頼があれば市民団体の会議や相談情報担当の窓口、区民活動ルームのパンフレットスタンドを利用してパンフレット配布などの情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 町内（自治）会内での男女平等に関する実態把握に努めた。また、市民団体の会議や相談情報窓口、区民活動ルームを利用した情報提供、女性を対象とした研修会（女性研修会）等により、区民の意識啓発を行った。	B	自主運営団体への行政からの働きかけの難しさに配慮しながら、ひきつづき実態把握と啓発に努める必要がある。	2	高津区役所地域振興課
		特別にコーナーを設ける等は行っていないが、女性の参画推進のための情報提供を行った。	C	引き続き、情報提供を行っていくともに、視点に配慮した環境整備を行っていく必要がある。	2	宮前区役所総務課
		町内会・自治会等の住民自治活動における女性比率の向上を促進するため、前年度に引き続き、定例会議・研修会等において広報啓発等を実施した。 ●男女平等推進に配慮した点 地域において中心的な役割を担う立場の女性に対し、参画への働きかけを行う観点から、市審議会・協議会等への派遣依頼に対し、女性を積極的に推薦するよう努めた。	B	女性が町内会・自治会活動の中核を担っていくことが負担とならないよう、働きかけや情報提供を継続して行い、女性比率の向上に向けた働きかけを広報等により継続して行っていく。	2	宮前区役所地域振興課
		情報資料コーナーに男女平等参画に関する資料を配架し、区民へ情報提供を行った。	B	引続き女性の参画について理解を深めるため、情報提供を行い、環境整備に努めていく。	2	多摩区役所総務課
		多摩区内町内会・自治会に住民組織調査票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 改選の機会等において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内町内会・自治会に住民組織票の提出を依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		啓発用チラシを資料コーナー等で配布した。	B	今後も女性の参画への理解を深めるよう、広報に協力していく。	2	麻生区役所総務課
		男女共同参画に関する啓発物を窓口等で配布した。	B	今後も女性の参画への理解を深めるよう、情報提供していく。	2	麻生区役所地域振興課
		教育文化会館・市民館での男女平等推進学習及びその企画会議、職員研修、地域女性団体との会議等の機会に、国・県の研修等の情報提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 平時から情報収集に努め、必要な機会に必要な情報が提供できるようにした。	A	引き続き、男女平等推進学習等を実施し、男女共同参画の視点の啓発に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
94	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します	男女平等推進学習を主催する市内市民館の講座に、男女共同参画センター職員が講師として講演を行った。	B	さまざまな組織で活躍できる女性の人材育成に貢献するための講座を実施していく。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
		教育文化会館・市民館において男女平等推進学習9事業他を実施し、市民等に学習機会の提供を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 様々な観点から男女平等にかかわる課題を取り上げ、公平な視点でのプログラムづくり・実施に努めた。	A	引き続き、男女平等推進学習等を実施し、学習機会の提供に努める。	2	教育委員会生涯学習推進課
施策41	事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ					
95	女性管理職比率を把握し、「かわさき労働情報」等において、比率の向上に向けた取組について情報提供します。	○「川崎市労働状況実態調査」において育児･介護休業制度の整備状況やワーク・ライフ・バランスの取組み状況について調査した。 ○情報誌「かわさき労働情報」に男女雇用機会均等月間及び均等･両立推進企業表彰に関する記事を掲載した。 ○「働くためのガイドブック」にポジティブアクションについて掲載し啓発した。	A	○今後も「川崎市労働状況実態調査」等において、女性の就労状況に関する調査を実施していく。 ○「かわさき労働情報」や「働くためのガイドブック」等の紙面の充実及び配布先の拡大に努め、効果的な広報を展開する。	2	経済労働局労働雇用部
施策42	審議会等への女性の参画促進					
96	審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。	審議会等の所管課に対して、女性比率の向上について周知しています。	C	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		審議会等の所管課に対し、女性委員の比率が向上するよう、男女平等推進の視点について周知した。	B	審議会等委員の女性比率の更なる向上を目指し、今後も改選の機会等において働きかけを行う。	2	総合企画局広域企画課
				各課所管の審査会・検討委員会等において女性委員の比率の向上について周知を図っていく。	3	財政局庶務課
		審議会等委員の選出にあたっては、女性比率の向上に配慮するよう、周知に努めている。	A	引き続き、審議会等委員の女性比率35%をめざしていく。	2	市民･こども局庶務課
		委員再選の審議会等において男女の比に配慮するよう努めた。	B	引き続き、委員選任時に情報提供や啓発による働きかけを行っていく。	2	経済労働局庶務課
		審議会委員の一部交代にあたり推薦団体へ情報提供及び女性委員の推薦に配慮を求める等、女性委員比率の向上に努めた。	D	審議会委員の女性比率向上については、委員の専門分野の考慮等により困難な面があるが、改選の機会において引き続き努力を行っていく。	1	環境局庶務課
		事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上を目指した。 ●男女平等推進に配慮した点 審議会委員設置時に男女平等の周知をおこなった。	B	事前協議制度の周知をさらに徹底していく。	2	健康福祉局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
96	審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。	女性比率が向上するよう選出の際は所管課に働きかけ、女性委員の参加向上に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 選出の際は、市民・こども局へ協議するよう所管課あて周知した。	B	職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく。	2	まちづくり局庶務課
		審議会等の委員の選出にあたっては、女性比率が向上するよう努めた。	C	職に対する委員選任もあり難しいが、今後も女性比率の向上に努めていく。	2	建設緑政局庶務課
		審議会委員選任時に情報提供等の働きかけを行った。	C	役職に対して委嘱しているため、情報提供や啓発のみにとどまるが、引き続き、審議会選任時に情報提供等の働きかけを行っていく。	2	港湾局庶務課
		女性比率への継続的な配慮を行っている。 ●男女平等推進に配慮した点 女性が政策・方針決定過程に参加しやすい環境作りが進められている。	B	今後も審議会等委員選任時には女性比率の向上に配慮していく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		女性委員の比率については、前年度比率を維持している。 ●男女平等推進に配慮した点 委員改選時に男女比率の偏りがないように情報提供をしました。	B	女性委員比率の低い審議会は、委員再選の機会に推薦を依頼している団体等へ女性の推薦を依頼する等、女性比率向上のため働きかけを継続します。	2	幸区役所総務課
		女性委員の比率については、意識している。	B	引き続き、審査会所管課へ女性委員比率の低い審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。	2	中原区役所総務課
		審議会等委員の女性比率は38.7%になり、前年度に比べ1.7ポイント高くなった。 ●男女平等推進に配慮した点 委員選考の際、女性比率の低い審議会等の所管課へ男女平等推進の視点を考慮するよう周知した。	A	女性比率向上に向けた働きかけを引き続き行い、委員改選時における更なる比率向上に努める。	1	高津区役所総務課
		現在の宮前区区民会議委員の男女構成は、20名のうち女性は9名（女性比率45%）。	A	今後も女性比率を維持、向上に努めていく。	2	宮前区役所総務課
		審議会等の委員の選任にあたり、男女比率に配慮するよう周知した。	B	今後も継続して女性比率向上に向けた働きかけを該当部署へ行っていく。	2	多摩区役所総務課
		審議会等委員の女性比率向上に関し、各課に周知している。 ●男女平等推進に配慮した点 委員の選任に際し、女性比率に配慮している。	C	委員改選時に男女比率に配慮していく。	2	麻生区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
96	審議会等委員の女性比率が2013(平成25)年度までに、35%となるようめざします。	協議会委員の改選を実施し、女性比率を38.5パーセント（5／13）とした。	A	委員改選の予定は無いが、臨時の委員変更等があった場合においても女性比率の維持に努める。	2	上下水道局庶務課
		審議会委員の選任などに際して、職員の意識改革を呼びかけた。	A	引き続き職員の意識改革を行うことと、男女平等推進の視点を加味することが必要であると考える。	7	交通局庶務課
		市立多摩病院運営協議会及び川崎市立病院運営委員会については、委員改選の年にはあたっていないため、女性委員はそれぞれ14名中2名、6名中1名のままである。	C	引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。	2	病院局庶務課
		委員推薦を依頼している団体に対して、継続的に女性委員の推薦を働きかけた。また、候補となる委員を事前に調査した。【救急課】【危険物課】 ●男女平等推進に配慮した点 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ男女平等の視点の共有を促した。	D	推薦依頼の際に、審議会等委員の男女比に注意し、推薦団体に対して女性の参画を可能な限り推進するよう配慮する。	2	消防局庶務課
		女性委員の比率向上に配慮し、選任を行った。	B	今後も選任に際しては、女性委員の比率向上に配慮していく。	2	教育委員会庶務課
		平成24年4月1日の明るい選挙推進協議会の改選に向け、女性比率の向上も考慮しつつ、推薦団体の検討を行っている段階である。	E	明るい選挙推進協議会の改選を行う。 明るい選挙推進協議会としてふさわしい推薦団体であることや団体の偏りがないよう配慮しつつ、どう女性比率を向上させるかが課題である。	1	選挙管理委員会選挙課
97	女性委員ゼロの審議会をなくします。	審議会等の所管課に対して、女性比率の向上について周知しています。	C	引き続き局内所管の審議会等委員の女性比率の向上を目指すよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		審議会等委員の選任時に、男女平等に関する情報提供等を行った。	B	審議会の所管課に対して、今後の改選に向け、引き続き女性委員登用のための働きかけを行う。	2	総合企画局広域企画課
				各課所管の審査会・検討委員会等において女性委員の比率の向上について周知を図っていく。	3	財政局庶務課
		事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上をめざした。	A	引き続き、事前協議制度をさらに充実し、女性委員の参加率の向上をめざしていく。	2	市民･こども局庶務課
		予算再選の審議会等において男女の比に配慮するよう努め、女性委員ゼロの審議会をなくした。	A	引き続き、情報提供や啓発による働きかけを今後も継続していく。	2	経済労働局庶務課
		審議会委員の一部交代にあたり推薦団体へ情報提供及び女性委員の推薦に配慮を求める等、女性委員比率の向上に努めた。	B	審議会委員の女性比率向上については、委員の専門分野の考慮等により困難な面があるが、改選の機会において引き続き努力を行っていく。	2	環境局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
97	女性委員ゼロの審議会をなくします。	事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上を目指した。 ●男女平等推進に配慮した点 審議会委員設置時に男女平等の周知をおこなった。	B	事前協議制度の周知をさらに徹底していく。	2	健康福祉局庶務課
		女性比率が向上するよう、昨年同様、選出の際は所管課に働きかけた。 ●男女平等推進に配慮した点 選出の際は、市民・こども局へ協議するよう所管課あて周知した。	B	職に対する委員選任もあり難しいが、今後とも女性委員の参加向上に努めていく	2	まちづくり局庶務課
		審議会等の委員の選出にあたっては、女性比率が向上するよう努めた。	C	職に対する委員選任もあり難しいが、今後も女性比率の向上に努めていく。	2	建設緑政局庶務課
		現在港湾審議会には女性2名が委員となっている。民間活用推進委員会・東扇島福利厚生センター民間運営事業者選定委員会は3名中女性委員1名とした。	A	役職に対して委嘱しているため、情報提供や啓発のみにとどまるが、引き続き、審議会選任時に情報提供等の働きかけを行っていく。	2	港湾局庶務課
		女性比率への継続的な配慮を行っている。 ●男女平等推進に配慮した点 女性が政策・方針決定過程に参加しやすい環境作りが進められている。	B	今後も審議会等委員選任時には女性比率の向上に配慮していく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		女性委員ゼロの審議会は、次期の女性委員の参画を検討いただくよう働きかけをしました。	B	女性委員ゼロの審議会は、新規設置及び委員再選の機会に推薦を依頼している団体等へ女性の推薦をお願いする等、女性比率向上のため働きかけを継続します。	2	幸区役所総務課
		現在は女性がいない審議会はない。	B	引き続き、審査会所管課へ女性委員がいない審議会等の委員再選時に、女性比率の向上に向けた働きかけに努める。	2	中原区役所総務課
		今年度、女性委員ゼロの審議会は存在しないので、改選時にも女性委員の数に配慮して選出するよう、働きかける。	A	審議会等委員の改選の際、女性委員がゼロになることのないよう、引き続き所管課に配慮を促し徹底を図る。	2	高津区役所総務課
		現在の宮前区区民会議委員の男女構成は、20名のうち女性は9名（女性比率45%）。	A	今後も女性比率を維持、向上に努めていく。	2	宮前区役所企画課
		各所属の審議会委員選任の際に、男女比率に配慮するよう周知した。	A	今後も審議会等委員選任時には、女性比率向上に努めるよう関係部署へ周知を行っていく。	2	多摩区役所総務課
		女性委員が0の審議会はない。 ●男女平等推進に配慮した点 委員の選任に際し、女性比率に配慮している。	A	委員改選時に男女比率に配慮していく。	2	麻生区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
97	女性委員ゼロの審議会をなくします。	上下水道事業経営問題協議会の委員については女性比率35パーセント以上を確保できた。	A	委員改選の予定は無いが、臨時の委員変更等があった場合においても女性比率の維持に努める。	2	上下水道局庶務課
		審議会委員の選任などに際して、職員の意識改革を呼びかけた。	A	引き続き職員の意識改革を行うことと、男女平等推進の視点を加味することが必要であると考える。	7	交通局庶務課
		女性委員が0の審議会はない。	A	引き続き、審議会等の委員選任の際には、男女比に配慮する。	2	病院局庶務課
		委員推薦を依頼している団体に対して、継続的に女性委員の推薦を働きかけ、候補委員を事前に調査した。【救急課】【危険物課】 ●男女平等推進に配慮した点 審議会等委員に対し、情報提供等を通じ男女平等の視点の共有を促した。	D	推薦依頼の際に、審議会等委員の男女比に注意し、推薦団体に対して女性の参画を可能な限り推進するよう配慮する。	2	消防局庶務課
		女性委員の比率向上に配慮し選任を行った。	B	今後も選任に際しては、女性委員の比率向上に配慮していく。	2	教育委員会庶務課
98	審議会等委員の女性比率向上に向けて、女性人材情報の提供等により事前協議制の効果的な推進を行います。	○事前協議制度の周知に努め、女性委員の参加率の向上をめざした。 ○女性比率実績：29.7％（昨年度0.7ポイント増）平成23年6月1日現在 ●男女平等推進に配慮した点 女性委員ゼロの審議会等に、女性の参画に配慮を求めた。	B	女性比率の向上に向け、審議会等の状況に応じた事前協議を行う。	1	市民･こども局人権･男女共同参画室
99	必要に応じて「附属機関等の設置に関する要綱」の見直しを検討します。	附属機関等の適正な運用を図るとともに、要綱に基づき設置当初の目的を達成したものなどについて、昨年度に引き続き見直しを行った。	C	引き続き、附属機関等の適正な運用を図るとともに、必要に応じて要綱の見直し等について検討します。	2	総務局行財政改革室
		今年度は必要がなかったので、見直しを行わなかった。	E	審議会等の委員選任にかかる事前協議制や審議会等委員への女性の参加促進要綱の改正および見直し等、必要があれば、検討する。	7	市民･こども局人権･男女共同参画室
施策43	市役所における管理職等への女性職員登用への取組					
100	管理職(課長級)職員に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、18%となるようめざします。	平成23年4月1日　14.8% ●男女平等推進に配慮した点 取組を推進し、比率の向上に努めている。	C	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
101	校長、教頭に占める女性比率が2013(平成25)年度までに、小学校25%、中学校18%となるようめざします。高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。	小学校における校長・教頭の女性比率は、27.4%、中学校における同比率は、11.8%でした。また、全校種における校長・教頭の女性比率は、22.0%でした。 ●男女平等推進に配慮した点 退職者の動向を踏まえながら、男女比率に大きな変動がないように配慮しました。	B	引き続き、全校種における校長・教頭の女性登用に努めます。	1	教育委員会教職員課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
102	係長昇任選考における託児所を設置し、子育て中の職員に受験しやすい環境を提供します。	本市職員の係長昇任選考第１次選考日に託児所を設置した。 設置日：平成23年10月2日（日） 申込者：39人 利用者：23人 ●男女平等推進に配慮した点 男女が共に仕事と家庭を両立できる環境づくりを図り、キャリアアップへの支援を行った。	A	引き続き、託児所の設置について対象者に周知を図り、事業を実施する。	1	人事委員会任用課
施策44	市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進					
103	育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、メンター（指導員）制度的手法を用い、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	育児休業者職場復帰支援プログラムにおいて、掲示板機能を利用して育児休業者が先輩職員に相談することのできるしくみを導入し、利用について職員に周知した。	A	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		市職員を対象に階層別研修や特別研修において、育児休業中の職員も研修を受講できるように措置した。 ●男女平等推進に配慮した点 各局研修担当課及び育児休業中の職員の職場を通じて対象職員への周知徹底を図った。	B	今後とも、取組を実施していく。	2	総務局人材育成課
		第3次局人材育成計画の策定に当たり、人材育成の観点からメンターに関する考えや安心して職務に取り組める職場環境の形成等についての取組を盛り込んだ。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、人材育成計画を策定した。	B	人材育成計画に基づいた取組を的確に推進する。	1	上下水道局庶務課
		メンター（指導員）制度について必要性は認識しているが、導入についての具体的な取組には至っていない。	D	職員の意識を啓発する取組が必要であると考える。 本市の取組には積極的に協力していく。	7	交通局庶務課
		仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なった。	A	引き続き、仕事と子育て両立のために、所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なっていく。	2	病院局庶務課
		ガイドブックを配布するなど、制度の周知を図り、今年度、利用した職員の実績があった。【人事課】	B	プログラムの利用については、人数に限りがありますが、今後も引続き同様の取り組みを行っていく。	2	消防局人事課
		所属長や担当職員による、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談等を行った。	B	引き続き、各種制度利用のためのアドバイスや、子育て中、子育て後の働き方について相談を行なっていく。	2	教育委員会庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
104	管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	○自治大学校が開催する「第1部・第2部特別課程」研修に、係長級女性職員を1名派遣した。 ○市町村職員中央研修所が開催する「ブラッシュアップ女性リーダー」研修に、係長級女性職員を1名派遣した。 ●男女平等推進に配慮した点 自治大学校の「第1部・第2部特別課程」は、男女とも受講可能だが、本市では女性職員の育成を促すため、特に女性職員に的を絞って派遣を行った。	B	今後とも、取組を実践していく。	2	総務局人材育成課
		派遣研修等の周知を行い、研修の受講を促した。 ●男女平等推進に配慮した点 性別の区別なく、学習機会の提供を行った。	B	派遣研修については引続き周知し、研修を受講できる環境を整えていく。	2	上下水道局庶務課
		必要性は認識しているが実施には至っていない。	E	今後の状況に応じ、外部研修を利用するなどして学習機会を設けることが必要であると考える。	2	交通局庶務課
		局主催の勉強会へ、職員の積極的な参加を促した。	A	今後も、局主催の勉強会を実施し、職員の参加を促す。	2	病院局庶務課
		自治大学校特別課程への派遣及び他局等で実施している研修等の周知を行い研修の参加を呼びかけた。【人事課】	B	派遣については、人数に限りがありますが、今後も取組みを実施していく。	2	消防局人事課
		局内研修において階層別研修等を実施し、職員への学習機会の提供を図ることができた。	B	引き続き、内容等を十分検討しながら階層別研修等を実施し、職員への学習機会の提供を図る。	2	教育委員会庶務課
施策45	市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進					
105	男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、保育・看護職に占める男性比率の向上を図ります。2013(平成25)年度までに保育職3%、看護職5%となるようめざします。	平成23年度保育士採用候補者名簿には、男性が3名登載されていた。（全登載者数の約15.0%）保育士に占める男性比率は、平成23年4月1日現在約2.6%となっている。 ●男女平等推進に配慮した点 ※保育課、人事委員会が回答する部分	C	今後とも取り組みを実施していく。	2	総務局人事課
		男性保育士職員の勤務環境の向上に努めている。	B	今後も男性比率向上をめざした取り組みを随時検討していく。	2	市民・こども局保育課
		看護師に占める男性比率については、平成23年4月1日現在約5.9%。職員募集ホームページ等を工夫し、男性が受験しやすいよう努めた。	A	今後も、男性が働きやすい環境整備や受験率向上のための広報の工夫を行い、男性比率の向上を図る。	2	病院局庶務課
		平成23年度保育士採用試験実施における男子の人数は以下のとおり。 受験者35人（18.3%） 合格者　0人（0%） ●男女平等推進に配慮した点 幅広く学校等へ受験案内等を配布し周知を図った。	C	引き続き、広報の工夫等行い、男性受験者の増加を図る。	2	人事委員会任用課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策46	新たな分野における男女共同参画の推進					
106	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を行います。	男女共同参画センターにおいて、女性向けの理系進路選択支援事業を外部機関・団体と協力して開催した。講座は理科実験教室と親子対象の理系分野で活躍する方との意見交換会をセットとして開催した。事業所や大学生と連携して保育園イベントなども開催。	A	市内の学校と連携しながら、理工系職域への女子生徒の進路支援や教員や保護者への情報提供などを行う。	1	市民･こども局人権･男女共同参画室
		男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を引き続き導入する。	B	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り、男女平等推進の視点を引き続き導入する。	2	経済労働局企画課
107	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	川崎市防災会議の専門機関である川崎市防災対策検討委員会において、女性委員を委嘱した。 ●男女平等推進に配慮した点 所管の審議会等について、女性委員を委嘱するよう努めた。	C	川崎市防災会議・川崎市国民保護協議会等への女性委員の参加促進が望まれることから、関係団体からの推薦に際し、女性委員を推薦していただけるよう努めるとともに、地域防災計画（震災対策編）に「男女共同参画の視点への配慮」の追記を行う。	1	総務局危機管理室
		川崎区役所防災訓練（震災時対応図上訓練）の実施。 ●男女平等推進に配慮した点 男女にかかわらない訓練への参加。	B	男女共同参画の視点から、区の防災についての職員動員計画、マニュアル等の充実を図る。	1	川崎区役所総務課
		○災害図上訓練を実施した。 ①平成23年11月26日（土） ②平成23年12月11日（日） ③平成24年2月12日（日） ・参加人数：計170人 ○防災講演会を実施した。 ・実施日：平成24年3月21日（水） ・参加人数：120人 ○避難所運営会議の実施 ・実施期間：平成23年10月から平成24年3月まで計24回 ・参加人数：250人 ●男女平等推進に配慮した点 防災に対して意識の向上を目指し、男女双方の積極的な参加を呼びかけた。また、避難所運営に必要な女性からの意見等を促した。	A	○防災訓練、防災マップの作成、講演会、避難所運営会議等を実施する。 ○男女双方の視点からの防災対策及び避難所運営が進められるように委員の構成を呼びかけ、意識向上に向けた啓発を行うことが必要である。	1	川崎区役所地域振興課
		体制の構築まで検討することができず、防災体制自体の課題整理でとどまった。	C	平成24年度から危機管理担当が新設されたため、この課題自体の所管課を引き継ぎ、男女共同参画の視点を取り入れた体制づくりに努める。	3	中原区役所総務課
		3.11震災時における問題点や反省点を、男女共同参画の視点から見直し、防災体制の充実を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 3.11震災時において、女性が不便を感じた問題点や反省点を、今後の防災体制に活かした。	B	男女共同参画の意識を高め、震災時にそれを活かしたスムーズな体制がとれるよう備える。	1	高津区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
107	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	自主防災組織連絡協議会の事務局として、町内会の住民組織調査票の提供を受け、地域の自主防災組織における男女比率の実態把握に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等を進める上で、今後の検討に必要な団体内の実情の把握に努めた。	A	引き続き自主防災組織連絡協議会の事務局として、地域の自主防災組織における男女平等の実態把握に努める必要がある。	2	高津区役所地域振興課
		特別に男女共同参画のコーナーを設ける等は行っていないが、女性の参画推進のための情報提供を行った。	C	引き続き、情報提供を行っていくともに、視点に配慮した環境整備を行っていく必要がある。	2	宮前区役所総務課
		個別に女性の参加を呼びかけた事業はないが、防災関係の研修や訓練には、女性も積極的・自主的に参加していた。また、少数ではあるが、女性のリーダーも増えてきており、防災への関心は高まっている。	E	各避難所運営会議、町内会・自治会の防災訓練等の場において女性の積極的な参加を促し、防災体制を構築する際の女性の視点の重要さを周知していく。	3	宮前区役所地域振興課
		消防計画作成の際には男女比率に配慮した。	B	男女共同参画の視点から、防災対策が進められるよう周知していく。引続き消防計画等作成の際には男女比率を考慮する。	2	多摩区役所総務課
		多摩区内の自主防災組織及び避難所運営会議に組織編成票の提出を依頼した。 ●男女平等推進に配慮した点 メンバー選出及び改選の機会において女性比率の向上に配慮するよう依頼した。	B	多摩区内自主防災組織及び避難所運営会議に住民組織票の提出の依頼を継続して行っていく。	2	多摩区役所地域振興課
		職員の防災体制について、職務に応じて役割を当てている。 ●男女平等推進に配慮した点 男女で役割を変更することはない。	B	職員の防災・動員体制について、職務に沿った役割分担は継続していく。	2	麻生区役所総務課
		自主防災組織における役員男女比について調査を行い、現状の把握に努めた。	B	今後も継続して調査を行い、バランスの取れた男女比率となるように働きかけをしていく。	2	麻生区役所地域振興課
【基本施策13】　行動計画の点検・評価システムの充実						
施策47	男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表					
108	市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。	特別な取り組みはしておりません。	C	引き続き局内の統計については、必要に応じて男女比率を把握するよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表した。 ●男女平等推進に配慮した点 調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	A	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表する。	2	総合企画局広域企画課
				男女平等推進の視点に立ち、必要に応じて統計調査等の実施に配慮していくよう周知を図っていく。	3	財政局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
108	市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。	統計実施があった場合は、必要に応じて男女比率を把握するよう取り組む体制である。	B	該当する統計は少ないが、実施があった場合は男女比率把握の視点を欠かさないようにする。	2	市民･こども局庶務課
		必要に応じて男女比率を把握した。	B	引続き、必要に応じて男女比率を把握する。	2	経済労働局庶務課
		局内の統計で男女比率を把握しているものが存在しているか確認していない。	E	局内の統計で男女比率を把握しているものがあるか確認する。（男女平等の視点から把握が必要かについても精査していく。）	3	環境局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 事業執行にあたって男女平等に配慮を行った。	A	国の基準に沿った公表等実施していく。	2	健康福祉局庶務課
		該当する統計調査等は実施されていない。	E	今後とも男女平等推進の視点に立ち、統計調査等の実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
		該当なし。	E	今後統計資料を作成する場合は、男女平等推進の視点に配慮していきたい。	2	建設緑政局庶務課
		港湾局の統計は、船舶数や貨物量調査等港に関する調査であるため、男女平等推進の視点に配慮した統計はない。	E	当局で統計を見直すことは難しいと考える。	2	港湾局庶務課
		区で独自の統計は行っていない。		今後独自に統計作成を行う際は、必要に応じ男女比率の把握に努める必要がある。		川崎区役所総務課
		区独自で作成した資料については、必要に応じて男女数を把握し、男女比率ではなく人数として掲載しました。	B	区において、今後とも作成する際には、必要に応じて把握していきたいと考えます。	2	幸区役所総務課
		区独自の統計は行なわなかった。	E	今後、区独自の統計作成の際は、男女比率の把握に努める。	2	高津区役所総務課
		区として独自の統計は実施していない。	E	今後、必要に応じ実施していきたい。	2	宮前区役所総務課
		区独自の統計は行っていない。	E	区独自の統計が必要となった際は、男女平等推進の視点に配慮していく。	2	多摩区役所総務課
		国・県・市で公表している統計資料を基準に、区独自の資料を作成した。	B	区独自の統計が必要となった場合には、男女平等推進の視点に配慮していきたい。	2	麻生区役所総務課
		該当なし。	E	当局の統計は、水道、工業用水道及び下水道事業の現況を理解するための資料として作成しており、性別にかかるデータ収集・分析の必要がないため行っていない。	2	上下水道局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
108	市の統計については、必要に応じて男女比率を把握します。	局独自の統計は行っていない。		今後統計資料を作成する場合は、男女平等推進の視点に配慮していきたい。		交通局庶務課
		市民に公表すべき統計事業で、男女比率が把握できる資料の公表が必要とされるものはない。	E	市民に公表すべき統計資料については、男女平等推進の視点を踏まえ作成する。	2	病院局庶務課
		昨年度と同様、消防年報をはじめとする各種統計資料については、男女平等推進、ジェンダーの視点から客観的に精査して作成しており、今後は必要に応じて男女比率を把握する。【庶務課】 ●男女平等推進に配慮した点 客観的な視点に立ち精査することを心掛けた。	B	今後、統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。	2	消防局庶務課
		報告書の作成に際して、基本的人権及び男女平等の視点を基本とした。	B	報告書の作成に際して、基本的人権及び男女平等の視点を基本とする。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		男女平等、ジェンダーの視点に配慮した上で統計資料等の作成を行った。	B	今後も統計内容に変更等が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮していく。	2	教育委員会庶務課
		「各選挙の投票率及び投票者数」、「選挙時及び定時の選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数」等の項目において男女の別を集計した。	A	引き続き、選挙における男女の別の人数等を把握する。	2	選挙管理委員会選挙課
		統計資料を作成するにあたって、男女比率を把握した。 ●男女平等推進に配慮した点 必要な男女比率の把握を行った。	B	今後も同様に作成する際に、男女比率の把握を行っていく。	2	人事委員会調査課
		議会ハンドブック等の資料の作成にあたっては、格差や差別的な表現などがないよう注意した。	B	継続して「男女平等推進」への理解と浸透を図る。	2	議会局庶務課
109	男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。	特別な取り組みはしておりません。	C	引き続き局内の統計については、男女別に集計を行った場合は男女比率が把握できる資料を公表するよう要請していきたい。	2	総務局庶務課
		法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表した。 ●男女平等推進に配慮した点 調査結果を市ホームページや刊行物等で広く一般に公表した。	A	法定受託事務として国の基準による調査を実施し、その結果、男女別に集計された項目については、そのまま公表する。	2	総合企画局統計情報課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
109	男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。	男女別に集計を行った統計調査がある場合は、必要に応じて男女比率が把握できる資料を公表する準備を整えている。	B	今後も統計調査結果について男女比率の把握を欠かさないように取り組む。	2	市民・こども局庶務課
		男女比率を把握できる資料の公表はしていない。	D	必要に応じて男女比率が把握できる資料を公表する。	2	経済労働局庶務課
		男女別に集計を行った調査等はない。	E	該当する調査があれば、男女比率の把握できる資料を公表するよう指導していく。	2	環境局庶務課
		●男女平等推進に配慮した点 事業執行にあたって男女平等に配慮を行った。	A	国の基準に沿った公表等実施していく。	2	健康福祉局庶務課
		男女別に集計を行った統計調査は実施されていない。	E	今後、実施の場合は、男女平等推進の視点に立ち男女比率、統計調査等の実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
		該当なし。	E	今後実施する場合は、男女平等の視点に立ち、男女比率が把握できる資料を公表する。	2	建設緑政局庶務課
		港湾局の統計は、船舶数や貨物量調査等港に関する調査であるため、男女平等推進の視点に配慮した統計はない。	E	当局で統計を見直すことは難しいと考える。	2	港湾局庶務課
		区で独自の統計は行っていない。		今後新たに独自の統計公表を行う際は、ジェンダーの視点に配慮していく必要がある。		川崎区役所総務課
		区独自で作成した資料については、必要に応じて比率ではなく総数で公表を行いました。	B	区役所で今後とも、作成等する際には、ジェンダーの視点に配慮したものを提供していきたいと考えます。	2	幸区役所総務課
		該当する統計はなかった。	E	区独自で統計を行う際は、男女比率が把握できる資料を公表する。	2	高津区役所総務課
		区として独自の統計は実施していないため、市等の資料により情報提供している。	C	今後、必要に応じ実施していきたい。		宮前区役所総務課
		区・県・市からの統計資料を閲覧に供しているのみであり、区独自で集計等を行う統計調査はない。	E	区独自で公表を行う際は、男女平等推進の視点に配慮する。	2	多摩区役所総務課
		国・県・市で公表している統計資料を基準に、区独自の資料を作成し、統計データを通じて区の情報を提供した。	B	閲覧者に提供する資料については、国や県、市の資料を提供している。今後、市で統一して提供できるものをジェンダーの視点を配慮したうえで公表していく必要がある。	2	麻生区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
109	男女別に集計を行った統計調査結果について、男女比率が把握できる資料を公表します。	該当なし。	E	当局の統計は、水道、工業用水道及び下水道事業の現況を理解するための資料として作成しており、性別に関する統計はなかった。	2	上下水道局庶務課
		局独自の統計は行っていない。		今後男女別の統計資料を作成する場合は、男女比率の視点に配慮したい。		交通局庶務課
		市民に公表すべき統計事業で、男女比率が把握できる資料の公表が必要とされるものはない。	E	市民に公表すべき統計資料については、ジェンダーの視点に配慮し作成する。	2	病院局庶務課
		昨年度と同様、消防年報をはじめとする各種統計資料については、男女数がわかるように作成し公表した。【庶務課】 ●男女平等推進に配慮した点 客観的な視点に立ち精査することを心掛けた。	B	今後、統計内容に変更等の機会が生じた際には、男女平等推進、ジェンダーの視点に配慮したものを継続して提供する。	2	消防局庶務課
		報告書の作成に際して、基本的人権及び男女平等の視点を基本とした。	B	報告書の作成に際して、基本的人権及び男女平等の視点を基本とする。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		「各選挙の投票率及び投票者数」、「選挙時及び定時の選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数」等の項目において男女の別をホームページ等において公表した。	A	引き続き、選挙における男女の別の人数等を公表する。	2	選挙管理委員会選挙課
		統計調査の結果について、男女比率が把握できる資料を公表した。 ●男女平等推進に配慮した点 必要な男女比率の把握を行い、作成した。	B	今後も同様に結果について、男女比率が把握できる資料を公表していく。	2	人事委員会調査課
		ジェンダーの視点に配慮した統計の公表に努めた。	B	今後もジェンダーの視点に配慮した統計の公表に努める。	2	議会局庶務課
施策48	行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表					
110	各所管課における行動計画に基づく施策の推進状況を点検し、年次報告書を作成、公表します。	行動計画の進捗状況について、平成22年度の状況を取りまとめた報告冊子を作成し、庁内及び市内各施設に配布、市ホームページでも公開した。また、平成23年度の取組状況について調査を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 ホームページで全文を公開し、なるべく多くの市民の目に触れるようにした。	A	今後も毎年取り組み状況の調査を行い、公表していく。	1	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策49	市民による評価に対する支援					
111	男女平等推進の状況を公表し、市民による評価の実施を支援します。	男女平等推進施策の取組状況を年次報告書としてまとめ、市内各施設に配架及び市ホームページで公表を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 ホームページで全文を公開し、なるべく多くの市民の目に触れるようにした。	A	今後も毎年調査を行い、公表していく。市民に分かりやすく見やすい公表方法について検討していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
112	行動計画の点検、評価のための指標等を活用することにより、市民や事業者へ男女平等推進状況を公表します。	男女平等推進行動計画の数値目標の経年変化をまとめて年次報告書に掲載し、公表した。	A	今後も毎年調査を行い、公表していく。	2	市民･こども局人権･男女共同参画室
施策50	男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表					
113	男女平等に関する現状や課題及び阻害要因について調査、分析し、公表します。	○男女共同参画センターにおいて、「かわさきの男女共同参画データブック」の製作を行い、市民館の男女平等推進学習担当者への研修のほか、市民館の男女平等推進学習受講市民への情報紹介などを行った。 ○協働事業としてデータブックをもとに発展的研究を行った。	A	引き続き男女平等に関する課題についての調査研究を行う。	1	市民･こども局人権･男女共同参画室
【基本施策14】	庁内推進体制の充実					
施策51	市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入					
114	市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	局内所管課が策定する計画において、男女平等の視点から問題がないよう配慮している。	C	引き続き局内事業に男女平等の視点が考慮されているか確認し、不適切な項目があれば見直しを要請していきたい。	2	総務局庶務課
		施策に関わる評価結果の客観性及び公正性を確保し、評価制度の改善・改良等に資するため政策評価委員会を実施し、女性委員を登用している。	B	専門性の高いものなど、事業の目的によっては難しいものもあるが、引続き審議会等に女性委員を登用するなど努力をする。	2	総合企画局企画調整課
		各課所管の審査会・検討委員会等において女性委員を登用し、男女平等推進の視点を導入している。 ●男女平等推進に配慮した点 各種審議会等での女性委員の比率に配慮した。	B	各計画への男女平等推進の視点導入のため、各種審議会等での女性委員の比率について引続き配慮していくよう要請する。	2	財政局庶務課
		男女平等推進行動計画についての周知を図り、局内事業全般について、その視点をベースに置いて進めてきた。	A	局内事業計画について、男女平等推進の視点をさらに細かい点について導入していくよう、局全体を上げて取り組む。	1	市民･こども局庶務課
		男女平等推進行動計画の周知とともに、局の事業計画等への男女平等推進の視点の導入を図った。	B	男女平等推進行動計画の理解と周知を図り､局の事業計画等へ男女平等推進の視点を引き続き導入していく。	2	経済労働局庶務課
		生活環境事業所に女性現業職員を配置した。また、今まで女性職員が配置されていなかった職場に女性職員を配置した。 ●男女平等推進に配慮した点 前年度に引き続き、今まで女性職員が配置されていなかった職場に女性職員を配置した。（処理センター）	A	現在女性職員が配置されていない職場にも、希望する職員がいれば配置されるよう検討していくとともに、「男女平等施策の推進」について、職員への継続的な意識啓発を行っていく。	1	環境局庶務課
		各計画を策定する際に、男女平等の視点を常に意識するよう、様々な場面で周知を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 男女平等施策の情報を積極的に提供し、各種計画へ反映されるよう意識啓発を行った。	A	引き続き、男女平等の視点を常に意識するよう様々な場面で周知を図っていく。	2	健康福祉局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
114	市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	すでに男女平等の視点が導入されているため、維持に努めた。	A	引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
		該当なし。	E	男女平等推進が必要な計画については、視点を導入していく。	2	建設緑政局庶務課
		引き続き、会議に出席し、啓発資料の各課への配布を行うことで男女平等推進行動計画の周知を図った。男女差のない被服の配布については既に調整済である。	A	引き続き、継続して周知を図り、改善点があれば見直していく。	2	港湾局庶務課
		男女平等推進に配慮するよう意識啓発を促した。	B	男女平等推進の視点を取り入れるよう推進体制の整備について継続的に検討が必要である。	2	川崎区役所総務課
		なし。		計画策定の際には、男女共同参画の視点を加味するよう配慮します。		幸区役所総務課
		現時点では、視点を導入できる事業計画はないが、今後該当する計画ができた場合には男女平等推進を図っていく。	C	区役所設置の男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点を考慮しながら、施策を推進するように庁内推進体制の整備の検討の必要がある。	2	中原区役所総務課
		事業実施の際は、男女平等推進の視点を意識するよう、区役所内に周知した。	B	引き続き男女平等推進に配慮し、事業を実施していく。	2	高津区役所総務課
		委員選任等の際に男女比に配慮するよう各所属へ必要に応じ、周知を図った。	C	計画等事業の推進等において、男女平等推進の視点を取り入れるよう機会を捉え、各所属へ周知を行う。	3	宮前区役所総務課
		計画策定の際、男女平等推進の視点を意識するよう、配慮した。	B	今後も計画策定の際には、男女平等推進について配慮するよう周知に努めていく。	2	多摩区役所総務課
		計画策定の際に男女平等推進の視点に配慮した。 ●男女平等推進に配慮した点 計画策定に参加する女性委員の比率に配慮している。	B	引続き男女平等推進の視点を加味していく。	2	麻生区役所総務課
		該当する事業はなかったため、特別な取組はしていない。	E	現時点では該当する事業計画はないが、今後、男女平等推進の視点導入の可能性ができた場合には、前向きな検討を行っていく。	2	上下水道局庶務課
		該当する事業計画の策定がなかった。		計画策定に当たっては、男女平等の視点を踏まえ策定する。		交通局庶務課
		計画策定の際に男女平等推進の視点に配慮した。	B	引続き男女平等推進の視点を加味していく。	2	病院局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
114	市のあらゆる計画に男女平等推進の視点を導入します。	臨港消防署改築事業において、当直スペースに女性専用スペースを配置する等の環境整備を図っている。また、麻生消防署（仮称）栗木出張所の設計において、女性専用スペースを明確に区画し、設備の充実拡大を図った。【施設装備課】 ●男女平等推進に配慮した点 女性職員の要望を積極的に取り入れ、女性職員専用スペースを明確にし女性職員及び男性職員が当直しやすい環境づくりに配慮した。	A	事業計画等に男女平等の視点が考慮されているか再確認し、不適切な項目があれば見直しを実施していく。また、継続的に現場女性職員の要望を聴取し、庁舎改築事業に取り入れていく。	2	消防局庶務課
		男女平等の視点に立ったポスターやチラシ等を作成した。	B	チラシ等を作成する際には、男女平等の視点を基本とする。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		計画等の策定にあたっては、難しい用語や考え方については再考し、男女共同参画の視点も取り入れるよう努めた。	B	今後も、計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れるよう努める。	2	教育委員会庶務課
		幹事会及び連絡会議に出席し、会議資料の供覧等を行うことにより、職員の意識の向上を図った。	B	今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識啓発を継続的に行っていく。	2	選挙管理委員会選挙課
		該当はありません。		今のところ、該当する計画はないが、今後も男女平等の視点をもって業務に取り組む。	7	人事委員会調査課
		幹事会、連絡会議の資料を回覧するなどで啓発を図った。	B	継続して「男女平等推進」への理解と浸透を図る。	2	議会局庶務課
施策52	男女共同参画推進員の活動の充実					
115	全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	引き続き設置しております。	C	参画員の役割をふまえ、引き続き活用方法を検討していきます。	2	総務局庶務課
		広域企画課1名、自治政策部区行政改革推進担当1名を設置した。	A	今後とも、局内設置の男女共同参画推進員を中心に男女平等推進の視点に配慮した事務事業の点検、評価を実施していく。	2	総合企画局企画調整課
		局職員の男女共同参画意識が一層深まるよう、男女共同参画推進員により男女平等施策に関する情報の提供・普及を図った。 ●男女平等推進に配慮した点 昨年度とは違う職員を推進員にし、周知を図った。	B	引き続き、男女平等参画推進委員を中心に情報提供等により局職員の意識啓発を図っていく。	2	財政局庶務課
		引き続き、2名設置した。	B	今後も、男女平等参画推進員を中心に、局全体の点検・評価を実施していく。	2	市民・こども局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
115	全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	前年度に引き続き、男女共同参画推進員を2名設置した。	A	今後とも、推進員を中心に取り組みを行い、普及啓発に努めていく。	2	経済労働局庶務課
		前年度に引き続き、男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画推進員を2名設置した。	A	引き続き男女共同参画推進員を設置し、「男女平等施策の推進」について、職員への意識啓発を図っていく。	2	環境局庶務課
		男女共同参画推進会議に出席した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女共同参画推進員に男女1名ずつ推薦した。	B	男女共同参画推進会議で得た情報を局職員へ周知していく。	2	健康福祉局庶務課
		局部所長会議等で男女平等参画に係る資料を配布し周知した。 ●男女平等推進に配慮した点 管理職の啓発を行った。	B	引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課
		前年度に引き続き、男女共同参画推進員2名を設置し、会議に出席した。 ●男女平等推進に配慮した点 推進員を男女1名ずつ設置した。	A	今後とも、推進員を設置し、取組について局内に周知させる。	2	建設緑政局庶務課
		男女共同参画推進員2名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。	A	引き続き局内での普及啓発に努めていく。	2	港湾局庶務課
		男女平等推進に配慮するよう意識啓発を促した。	B	男女平等推進の視点を取り入れるよう推進体制の整備について継続的に検討が必要である。	2	川崎区役所総務課
		男女平等に関する情報提供をして意識啓発を行う等の活動をしました。	B	引き続き男女共同参画推進員が中心となり、男女平等推進の視点を考慮しながら周知徹底を継続し、男女平等施策の推進が図れるよう、活動していくことが必要だと考えます。	2	幸区役所総務課
		男女共同参画推進員２名を設置し、男女共同参画推進会議に出席した。	C	区役所設置の男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点を考慮しながら、施策を推進するように庁内推進体制の整備の検討が必要がある。	2	中原区役所総務課
		男女共同参画推進員2名を設置し、庁内の会議に出席した。また、推進員の活動として、男女共同参画への意識啓発に努めた。 ●男女平等推進に配慮した点 推進員を男女1名づつ選任し、男女平等に配慮した。	B	今後も男女共同参画推進員を設置し、推進について意識啓発に努める。	2	高津区役所総務課
		男女共同参画推進員2名を設置した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女比率が同じになるよう配慮した。	A	推進員を男女1名づつ選任していく。	2	宮前区役所総務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
115	全庁的に設置している男女共同参画推進員の活動を促進します。	男女共同参画推進員2名を設置した。	A	今後も男女共同参画推進員を設置し、活動を区内へ周知する。	2	多摩区役所総務課
		男女共同参画推進員2名を設置し、会議内容の報告や資料回覧などをとおし、男女平等の啓発に努めた。	B	今後も男女共同参画推進員を設置していく。	2	麻生区役所総務課
		昨年度に引き続き、2名を設置した。 ●男女平等推進に配慮した点 男女各1名の推進員を設置し、男女平等推進行動計画の普及啓発に努め、推進状況のチェックを行った。	A	今後とも男女共同参画推進員を男女各1名設置するとともに、男女平等推進活動を継続実施していく。	2	上下水道局庶務課
		本年も男女共同参画推進員2名を設置した。	A	今後とも、男女共同参画推進員を設置し、男女平等施策を推進していく必要がある。	2	交通局庶務課
		前年度に引き続き、2名を設置した。	A	今後とも、推進員を中心に取り組みを行い、普及啓発に努めていく。	2	病院局庶務課
		平成17年度から継続して男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画推進会議に参加し、局内において各種会議を利用し情報の提供等を図った。【庶務課】【救急課】 ●男女平等推進に配慮した点 男女1名ずつの選任を実施している。	A	今後とも男女共同参画推進員を中心に、男女平等推進の視点に配慮した各種事務事業の点検、評価を継続的に実施していく。	2	消防局庶務課
		男女共同参画推進員2名を中心に、男女平等推進行動計画に基づいた会議資料等を回覧し、情報共有・意識啓発を行った。	B	男女共同参画推進員を中心として、男女平等推進計画の内容を周知し、職員の意識のさらなる向上を図る。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
		引き続き男女共同参画推進員2名を設置。また、連絡会議に出席し、会議資料等を回覧し、情報の共有化を図るとともに、職員の意識の向上を図った。		今後も男女共同参画推進員2名を設置し、職員への連絡会議等の内容周知と情報の共有化を図る。		会計室審査課
		男女共同参画推進員を2名配置し、局内における男女平等推進に関する意識啓発を進めた。	B	今後も推進員を中心として全市的な取り組みに協力していくとともに、局内における男女平等推進に関する意識啓発を進めていく。	2	教育委員会庶務課
		幹事会及び連絡会議に出席し、会議資料の供覧等を行うことにより、職員の意識の向上を図った。	B	今後も、幹事会や連絡会議の出席と会議資料の供覧や、職場における自主考査等の機会を活用して、職員の意識啓発を継続的に行っていく。	2	選挙管理委員会選挙課
		男女共同参画推進員を2名設置し、会議資料の回覧等により、情報の共有化を図った。	A			監査事務局行政監査課
		昨年度に引き続き男女共同参画推進員を男女1名ずつ選出した。	A	今後も、男女共同参画推進員を選出し、男女平等推進の意識啓発に取り組んでいく。	1	人事委員会調査課
		男女共同参画推進員を中心に取り組みを推進した。	B	男女共同参画推進員が中心となり「男女平等推進」の理解と意識の浸透を図る。	2	議会局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
施策53	男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発					
116	男女平等に係る効果的な情報提供を行います。	○ホームページにおいて、男女平等推進行動計画年次報告書や審議会等委員への女性の参加状況調査報告書の公表や、第2期男女平等推進行動計画、ＤＶ被害者支援基本計画、ＤＶ相談窓口の紹介を行った。 ○人権・男女共同参画室が主催する講演会、フォーラム等で第2期男女平等推進行動計画、ＤＶ被害者支援基本計画の概要版及びＤＶ啓発パープルリボンのしおりを配布した。 ○ホームページにおいて、男女平等推進に関する情報の掲載・更新を行なった。○男女共同参画センターにおいて定期的に広報誌「すくらむ21通信」を製作し、市内および全国の男女共同参画施設等に配布した。（年3回） ○男女共同参画センターのホームページにおいて、男女平等に関する情報の掲載・更新を行なった。ページをリニューアルし情報の鮮度を上げた。	B	なるべく多くの市民に関心をもってもらうために、これからも効果的な情報提供の手法について検討する必要がある。 当館に関する情報をより的確に早くアクセスできるように、男女共同参画に関連する情報を提供していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室
施策54	男女平等の視点からの不必要な性別表記の削除					
117	市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。	平成19年2月に市民局の依頼に基づき、局内各課に調査を行い、必要性のない性別表記は該当ない旨確認しました。平成20年度以降は同様の調査は実施していませんが、該当する事例は発生していません。	C	今後も不要な性別表記を求めることがないよう配慮します。	2	総務局庶務課
		10大ニュース等の申込の際、性別表記を求めなかった。	A	今後も新たに申請書類等が設けられた場合には、不要な性別表記を求めることがないよう配慮する。	2	総合企画局企画調整課
				不必要な性別表記を行わないよう配慮していき、所管課への周知を図る。	3	財政局庶務課
		新たに作成する申請書類等の調書に不必要な性別表記記載をしないよう周知した。	A	今後も定期的に確認し、配慮するよう周知に努める。	2	市民・こども局庶務課
		申請書に不要な性別表記を行わないよう配慮した。	B	今後も不必要な性別表記を行わないよう所管課へ周知していく。	2	経済労働局庶務課
		男女平等の視点から申請書類等の再確認を行った。 ●男女平等推進に配慮した点 不必要な性別表記がないか申請書類等を確認した。	C	引き続き、申請書類等の確認を行っていく。	2	環境局庶務課
		申請書等の新規作成、改定の際に、不必要な性別標記を改めるよう指導している。	B	機会あるごとに、男女平等施策に関する情報の提供と、意識啓発を行う必要がある。	2	健康福祉局庶務課
		男女平等の視点から、従来同様、申請書への不要な性別表記を行わないよう配慮した。	A	引き続き、男女平等推進の視点に立ち、実施に配慮していく。	2	まちづくり局庶務課

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
117	市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。	所管する申請書等については、性別記載のあるものはすでに見直している。	A	今後も継続して配慮し、取組み内容を局内に浸透させていくことが必要である。	2	建設緑政局庶務課
		所管する申請書等については、既に見直し済である。	A	引き続き、継続して配慮する。	2	港湾局庶務課
		人権・男女共同参画室作成の手引を総務課ホームページに添付し、新たに申請書類等を作成する際は不必要な性別表現がないよう、配慮を促した。	A	申請書類等への不必要な性別表記がないよう、継続的に配慮を行っていく必要がある。	2	川崎区役所総務課
		不必要な性別表記のある該当書類はない。	A	計画・事業なし	7	中原区役所総務課
		不必要な性別表記のある書類はないか、機会があれば確認するよう努めた。	B	今後も継続して不必要な性別表記のある書類がないよう注意する。	2	高津区役所総務課
		不必要な性別表記をしている書類はない。 ●男女平等推進に配慮した点 同上。	B	今後も各種申請書類等について、不必要な性別表記のないよう十分に配慮していく。	2	宮前区役所総務課
		不必要な性別標記のある書類はない。	E	今後も、新たに申請書類等の様式を作成する場合は、不必要な性別標記のないよう区役所各課に周知し、配慮を促していく。	2	多摩区役所総務課
		不必要な性別表記のある該当書類はない。 ●男女平等推進に配慮した点 男女の別が必要な様式は、必要最低限にとどめている。	A	新たに様式を作成する際に、配慮が必要である。	2	麻生区役所総務課
		不必要な性別表記はない。	A	引き続き、不必要な性別表記がないよう配慮していく。	2	上下水道局庶務課
		新たに作製する申請書類について、不必要な性別標記をしないように呼びかけた。	A	引き続き不必要な性別標記がなくなるように呼びかける必要があると考える。	7	交通局庶務課
		不要な性別表記についてはすでに削除済であり、新たに削除した実績はない。	E	新たな申請書等を作成する場合には、性別表記の必要性について十分に検討する。	2	病院局庶務課
		申請書類等を作成する際には、性別表記の必要性について、所管課で適宜検討した。【各課】 ●男女平等推進に配慮した点 新規申請書類等は、所管課において検討し、不必要な性別表記は削除している。	A	所管課内において、不必要な性別表記がある既存・新規申請書等がないか検討を継続的に実施することが必要である。	2	消防局庶務課
		チラシ等を作成する際には、基本的人権及び男女平等の視点に立って作成した。	A	チラシ等を作成する際には、基本的人権及び男女平等の視点に立って作成する。	2	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソ

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
117	市における申請書類等から不必要な性別表記の削除を推進します。	現在、本室所管の申請書類等については、性別等の標記はない。				会計室審査課
		刊行物、申請書等の作成にあたっては、男女平等の視点を考慮しながら差別的表現の見直し図り、実施することができた。	B	引き続き、刊行物、申請書等の作成にあたっては、男女平等の視点を考慮しながら差別的表現の見直しに努めていく。	2	教育委員会庶務課
		該当なし。	E	今後も該当書類等があれば配慮していく。	7	選挙管理委員会選挙課
		議会広報紙やパンフレットなどの印刷物を作成するにあたり男女平等の視点から点検を行った。	A	今後も印刷物の編集に際して男女平等の視点から点検を継続する。	2	議会局庶務課
施策55	国や県に対する提言や要望の実施					
118	男女平等を阻害し、市の権限を越える事項に関して、国や県への提言や要望を行います。	国や県との連絡会議等において、意見等を提出した。	B	今後も必要に応じて国や県に対して要望、意見等を提出していく。	2	市民・こども局人権・男女共同参画室

Ⅱ　第５期川崎市男女平等推進審議会
ヒアリング結果報告書

１ 趣旨

「第２期男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン」の目標に関連した川崎市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、さらなる効果的な推進を図っていく。

また、次期行動計画策定に向け川崎市が取り組むべき男女平等の推進に関する施策の候補について現在の施策の状況等のヒアリングを行い施策の対象となる市民の状況等を理解し行動計画の策定の参考とする。

２ 平成24年度の対象テーマ

（１）「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」

（２）「ひとり親世帯への施策について」

～テーマに関する計画の目標～

（１）施策４３

「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」

（２）については、現行計画の施策には入っていないが次期計画に向けてヒアリングする。

３ 実施概要

（１）実施主体　第５期川崎市男女平等推進審議会

（２）実施日及び内容

平成２４年８月２４日（金）

- テーマとヒアリング対象等の確認
- ヒアリング評価対象事業の選定

平成２４年９月１９日（水）

- ヒアリング調査の実施
- 計画の目標に対する施策の実施状況について意見交換

平成２４年１０月２６日（金）

- ヒアリング結果の取りまとめ
- 評価の検討

４ 結果の取扱い

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。

5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果、個別事業ごとの取組実績と今後の課題（P.20～P.100）を基に審議会で意見交換を行い、①テーマにかかる評価と提言並びに②各事業別評価を次のとおりまとめた。

（1） テーマ「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」

①「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」にかかる評価と提言

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であり、国はあらゆる分野での「2020 年 30%」の目標を掲げて積極的に取組んでいる。川崎市でも第 2 期川崎市男女平等推進行動計画において、管理職（課長級）職員に占める女性比率が 2013（平成 25）年度までに、18%となるよう目標を掲げて取組を進めており、目標の 18%達成に向け順調に女性比率が伸びている状況は、評価できる。

しかし、女性比率向上は課長級への昇任時期の女性職員数の増加に伴う自然増という要因も大きいと思われる。また、新規採用者に占める女性の割合の減少による全職員総数に占める女性職員比率の停滞した状況や女性職員内の役付職員の比率は依然として男性よりも低い状況を鑑みると、今後一層の積極的な取組が求められるところである。

女性職員の採用・登用の一層の拡大にむけ、格差是正のためにポジティブ・アクションの手法の導入が考えられる。キャリア形成に応じたロールモデルによる事例の提供、キャリアアップを図る上で相談にのり助言するメンター制度や採用・昇進の面接時における女性面接官の原則化等の方式を取り入れることは効果的である。そのためにもまずは、総務局人事課においては採用人数や職員総数及び管理職登用人数や管理職総数、さらには技術職や職種別の登用状況等の男女別統計の推移の分析を、目的意識を持って詳細に行い女性比率向上に向けた具体的・効果的な方策の実施を図ってほしい。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は喫緊の課題である。女性職員の採用及び管理職への登用について、地方公務員法の成績主義の原則を前提としつつ、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する観点から、女性職員の職務拡大を図る、職務経験を通じたキャリア形成を支援する等の施策を積極的に推進するよう求めたい。

② ヒアリング対象事業

市役所における管理職等への女性職員登用への取組（P.84 参照）

（総務局人事部人事課）

事業概要	課長級職員に占める女性比率が２０１３（平成２５年）年度までに、１８％となるよう目指す取組
平成23年度実績	１４．８％
意見	・ 課長昇任選考（チャレンジコース）の受験資格を育児休業等取得者に拡大をすると女性職員の受験者が増え女性管理職の登用が進むのではないか。 ・課長昇任選考（チャレンジコース）合格者による受験奨励が受験者の拡大に繋がるのではないか。
課題等	・職員動向について正確な現状把握と推移の分析を行い、女性管理職を増やす具体的な取組みを新たに検討する必要がある。 ・新人の頃からキャリアプランを明確に示すことが必要。

（2） テーマ「ひとり親世帯への対応について」

①次期実行計画の施策候補とするための現状の把握

近年、家族形態が多様化する中、離婚の増加等を背景に、ひとり親家庭、特に母子家庭は増加している。また、経済情勢の低迷や雇用形態の変化等によって母子家庭の母の就業が一層困難になっている。母子家庭の母は就労しているにもかかわらず、非正規雇用等の雇用における男女の機会や処遇の差によって経済的に極めて厳しい状況に置かれている。母子家庭の母の就業による経済的自立を目的とした自立支援を目指し、より支援を進めていくことは重要である。

こども本部こども福祉課は、母子家庭の母への就業支援事業を実施しており、自立の手段として成果を上げている。より多くの方が利用できるよう、制度の周知や対象条件等の相談での対応に工夫を図り、支援に結びつけてほしい。

また、父子家庭に対する特定の支援事業については、現在ない。統計上、父子家庭の平均年収は母子家庭の平均収入に比べ多いが、一方で育児や家事といった人的な支援の拡充が求められる。2012（H24）年９月には「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が公布され、今後は母子家庭だけでなく父子家庭を含めたひとり親家庭への支援が自治体に求められる。固定的性別役割分担意識が依然として残る日本社会において、ひとり親家庭の自立促進に向け、それぞれのニーズに対応した支援の一層の充実を期待する。

② ヒアリング対象事業

第２期川崎市母子家庭等自立支援促進計画におけるひとり親世帯への施策について

【市民・こども局こども本部こども福祉課　健康福祉局生活保護・自立支援室】

事業概要	就業支援における制度説明 　川崎市母子家庭高等技能訓練促進費等事業 　川崎市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業
事業への取組	毎年、パンフレットを作成し、「児童扶養手当の現況届」時に渡すこととし制度周知を行っている。
意見	・生活保護世帯でひとり親世帯へのケースワーカーは対象世帯の生活の微妙な変化を感じ取れるようなスキルが必要。 ・自立支援制度を利用しやすくするためには、保育園の入所において就労の前提となる資格取得のための就学準備への考慮も必要ではないか。
課題等	・父子家庭の父子への子育て支援や生活支援が求められる。ニーズを把握して対応してほしい。 ・生活保護自立支援とひとり親支援の連携。

６　ヒアリング結果概要

テーマ「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」
柱Ⅳ　推進体制の充実
施策４３　市役所における管理職等への女性職員登用への取組
担当部署　総務局人事部人事課
※本ヒアリングについては、5年前に同テーマでヒアリングを実施しましたが、その後の女性管理職の登用状況や所管課の取組状況について確認するために選定して実施しました。

〇所管課への事前調査

（１）　市職員全体における女性職員及び課長級職員の比率について

答）職員全体の女性比率は３４．４％(2011(H23)年４月１日）３４．５％　(2012（H24）年４月１日)。課長級の女性比率は１４．８％（2011（H23）年４月１日）１６．５％（2012（H24）年４月１日）です。

	2011（H23）年４月１日	2012（H24）年４月１日
職員総数	１３，６５０人	１３，５０３人
女性職員数	４，６９７人	４，６５８人
女性比率	（３４．４％）	（３４．５％）
課長級職員総数	７７０人	７６９人
課長級女性職員数	１１４人	１２７人
課長級女性比率	（１４．８％）	（１６．５％）

（２）　各役職への昇任平均年齢について

答）下表のとおり

（2012（H24）年４月１日）

	男性	（昇任人数）	女性	（昇任人数）
主　任	３８歳１０月	83人	３８歳　８月	88人
係長級	３９歳　６月	81人	４２歳　６月	43人
課長補佐	４９歳　８月	78人	５１歳　８月	31人
課長級	４９歳１１月	72人	５３歳　４月	22人
部長級	５４歳　９月	36人	５５歳１１月	2人
局長級	５５歳１０月	12人	５７歳　９月	1人

（３）　５年前のヒアリング時において、当時の女性の係長職員の課長級への昇任状況について

答）2007（H19）年４月現在女性係長６６４名、課長補佐９０名のうち、2008（H20）年４月から 2012（H24）年４月までに１４５名が課長級に昇任しています。

（４）　事務職以外の専門職の昇任制度と課長選考試験の受験率について

答）①昇任制度

管理職への昇任　勤務成績良好な者の中から本人の経験や適性に基づき昇任させています。また、課長級については若手の登用として試験制度（課長昇任選考）を導入しています。

②受験率　（受験率以外の数字は人数）

		2009（H21）実施			2010（H22）実施			2011（H23）実施		
		対象	受験	受験率	対象	受験	受験率	対象	受験	受験率
課長昇任選考	全体	９０	５９	６５．６％	９９	６４	６４．６％	１３３	８３	６２．４％
	男性	８７	５８	６６．７％	９０	６０	６６．７％	１１６	７７	６６．４％
	女性	３	１	３３．３％	９	４	４４．４％	１７	６	３５．３％

（５・６）　メンター制度について（現在メンター制度の導入は検討していますか。導入しない場合、代わりの育成機能はどのようなものですか。5 年前のヒアリングにおいて「メンター制度を作らなくても上司の指導が機能していけば大丈夫」との回答でしたが、女性のロールモデルが少ないなかで、うまく機能するようになっていますか。）

答）　メンター制度については、建設緑政局において局独自の取組として導入している事例はありますが、川崎市全体で制度を導入する予定はありません。

本市では、「人材育成基本計画」（2012（平成 24）年 3 月に第 3 次計画を策定）に基づき、職員の人材育成に取り組んでいますが、その中で「職場における職務遂行を基本とした人材育成の推進」を基本的な考え方としています。

これは、人材育成を進めるに当たり、仕事を進めるプロセス自体を人材育成の機会として位置付け、各職場において積極的な取組を推進することであり、こうした取組を効率的・効果的に推進するために、人事評価制度の「目標管理」の考え方としくみを活用することとしています。

この「目標管理」のプロセスは、企画立案や政策形成、コミュニケーションや部下の育成などの職員として必要な「力」の習得や向上につながること、また、

評価結果をフィードバックすることによって、職員一人ひとりの「気付き」を促し、自己啓発などのきっかけとなることなどから、職務遂行過程における有効な人材育成ツールとして活用することができるものです。

また、評価期間内に行う３回の面談（業務目標設定時、中間フォロー、評価時）によって、上司と部下との情報の共有や双方向でのコミュニケーションが可能となるほか、面談時以外にも、日頃から業務などについて気軽に話ができる職場環境づくりにつながっており、上司からの指導・助言が男女の区別なく有効に機能するしくみとなっていると考えています。

（７）　今後の女性の管理職登用への所管課としての取組みについて

答）かがやきプランに掲げている管理職に占める女性比率１８％の目標達成に向け、適材適所の配置に取り組んでいます。

（８）　課長昇任者のうち男女数と課長昇任選考（チャレンジコース）合格者数について

答）Ｈ２４年４月に課長昇任　１３３名（男性１００名　女性３３名）
うち課長昇任選考合格者　　５名（男性４名、女性１名）

○　所管課との質疑応答による補足

①　ここ数年、新採用職員数で男性が増えているが女性は減っているのは何故か。

答）退職動向によって採用している。受験者に占める男性が多かったのではないか。また、退職者動向にもよる。

②　課長昇任選考（以下、「チャレンジ試験」という）については制度としてうまく機能しているのか。

答）若手登用の機会として一定の効果が出ていると評価している。ただし、女性の登用の機会としての制度ではない。

③　チャレンジ試験は上司が受験について奨励するのか。

答）所属長から対象者へ試験の要項を直接手渡すのでその場面で勧めている。

④　メンター制度でなく、人材育成の手段とする人事評価制度はどのようなものか。

答）人材育成を「目標管理」の手法を取入れ実施するもの。目標設定を職員が行いその目標達成の過程で上司が面談を行いながら育成の視点を入れてフォローする。評価時点では、職員の成長につながる、今後を見据えた面談を行うことで職務遂行過程において有効な人材育成の制度となっている。

⑤　建設緑政局ではメンター制度を導入しているが、その理由は。

答）土木職など専門職と事務職が混在し、本庁と現場という職場があり局の人材育成業務の安定執行の視点で実施している。

⑥　女性の課長級職員の比率１８％はこのままの推移で達成するのか、何か取組む必要があるのか。

答）適材適所の配置により達成できるものと見込んでいる。

○　委員意見

①　チャレンジ試験

育児等で係長に昇任する年齢でチャレンジ試験対象にならない場合もあり、要件を見直し間口を広げ機会を女性に与えるようにするとよい。

②　女性管理職の登用

適材適所だけではなく、女性管理職を増やすための積極的な取組を期待したい。

テーマ「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」

柱Ⅳ　推進体制の充実

施策４３　市役所における管理職等への女性職員登用への取組

※実際の課長職から率直で具体的な意見を聴取し、課長昇任の現状を理解するためヒアリングを実施しました。

2007（H19）年度チャレンジ試験による課長昇格者へのヒアリング

○　職員との質疑応答による補足

①　チャレンジ試験の受験動機を教えてください。

答）特になく、対象になったので受験をした。在籍していた職場が市役所全体の業務が見える部署であり、またそういう機会に積極的なムードの部署であったため。

②　課長の通常の異動に比べ異動が１年と早いようだが、何か理由があるのか

答）１年で成果を出せたためではないか。周りに恵まれ、能力ある職員に適切に業務を担わせ課題を解決した。

③　課長としてのやりがいはどのように感じているか。

答）マネジメントはおもしろい。職員のよさを引き出し組織を運営することにおもしろさを感じる。

④　部下が年上でやりにくさは感じるか。

答）教えを請う、というスタンスで接している。

⑤　チャレンジ試験についての感想はどうか。

答）試験準備で市役所全般の業務を確認することで初心に戻れるよい機会だと思う。係長職になる時期が受験資格を左右し、タイミング、育児や意欲などの要因もある。

○　委員意見

①　ヒアリングをした課長のような方がチャレンジ試験の受験について広報すると、受験率も上がるのでは。

テーマ「市役所における管理職等への女性職員登用への取組」
柱Ⅳ　推進体制の充実
施策４３　市役所における管理職等への女性職員登用への取組

2012（H24）年度人事考課による課長昇格者へのヒアリング

○　職員との質疑応答による補足

①　課長となって女性だから苦労したことはありますか。

答）課長として、ということでは特にないが、仕事と介護、家事との両立は女性であるということで苦労した。

②　課長昇格は望んでいたのか。

答）特に望んではいないが、これまでの勤務内容が評価されたのではないか。入所当時は、男性、女性で仕事が分けられており、周囲の先輩女性を見て自分の役所人生も係長が最終ポストかなと漠然と思っていた。

③　昇格は周囲と比べ早いほうか。

答）同期の女性の中では早いが男性を含めれば早くはない。

④　川崎市の人事登用制度でよい点と悪い点はあるか。

答）特にない。

○　委員意見

①　キャリアプランを新人の頃から明確に職員に示すのがよい。

補足１　課長級以上の女性の管理職比率について（川崎市）

平成 24 年 4 月 1 日

	①　局長級	②　部長級	③　課長級	合計 ①～③の計	全職員 (参考)
職員総数	49	270	769	1,088	13,503
女性職員数	3	28	127	158	4,658
比率（%）	6.1	10.4	16.5	14.5	34.5

補足２　課長級以上の女性の管理職についての近隣他都市比較

2011（H23）年度

自治体	女性管理職比率（課長級以上）	計画における女性管理職比率の目標値	出典
川崎市	13.4%	2013（H25）年度　課長級 18%	川崎市総務局人事課調べ
横浜市	10.2%	2015(H27)年度　課長級以上管理職 15%	第 3 次横浜市男女共同参画行動計画
相模原市	10.3%	2019(H31)年度　課長級以上管理職 15%	第 2 次さがみはら男女共同参画プラン 21
東京都	14.1%（*）	設定なし	地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 23 年度）【内閣府男女共同参画局】
神奈川県	8.0%（*）	設定なし	

＊　東京都と神奈川県は、警察本部の職員数を除き一般行政職のみの数値とした。

テーマ「ひとり親世帯への施策について」

次期行動計画の策定のためのヒアリング実施

※次期行動計画の施策候補とするため、施策の現状について理解及び把握するため実施。

担当部署　市民・こども局こども本部こども福祉課／健康福祉局生活保護・自立支援室

○所管課への事前調査

（１）　川崎市のひとり親世帯への取組についてどのような事業や施策があるのか。

答）　川崎市は、母子家庭、父子家庭、寡婦の方々の総合的な支援に向けて、その生活の安定と向上を図り、もって母子家庭等の自立を促進することを目的として「川崎市母子家庭等自立促進計画」を策定いたしました。

平成１７年５月に「川崎市母子家庭等自立計画（第１期：平成１７年度～平成２１年度）を策定しましたが、社会背景の変化に伴い平成２２年３月に「第２期川崎市母子家庭等自立促進計画（平成２２年度～）」を策定しました。

その計画に基づき、「相談機能の充実」、「子育て支援」、「生活支援」、「就業支援」、「経済的支援」、「養育費の確保への支援」の６つの基本目標を柱とした施策を推進し、母子家庭等の皆様の生活の安定と、その子どもの健やかな成長及び社会的自立の助けとなるよう、総合的な支援に取り組んでいます。

（２）　特にその事業や施策で川崎市独自の取組やアピールポイントについて

答）ひとり親世帯への支援については、国の制度に基づいたものを実施しておりますので、川崎市独自に取り組んでいる事業はありませんが、他都市に比べ「母子自立支援プログラム策定事業」への取組に重点を置くことにより、母子家庭の方に対して就業等の自立支援を効果的に行えていると考えています。

（３）　母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費等事業、母子家庭自立支援事業等の就労支援制度についての取り組み内容（ＰＲの方法等）や事業実績（申請数、利用者数等）ついて

答）事業ごとに毎年パンフレットを作成し、「児童扶養手当の現況届」時に申請者が手に取れるように掲示・配布等を依頼しています。また、制度等が変更になった場合は「市政だより」にて広報しています。

【自立支援教育訓練給付金】

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
受付件数	56 件	35 件	19 件	16 件	25 件	25 件	20 件
支給件数	47 件	43 件	19 件	10 件	19 件	20 件	13 件
支給総額(円)	2,178,442	1,885,911	935,765	191,750	390,721	357,411	220,383

（受付した者の中には指定講座を完了できず支給申請を行わなかった者、及び、受講期間が年度をまたいでいるために次年度に支給申請をした者が含まれている。）

【高等技能訓練促進費等事業】

	22年度実績				23年度実績			
	2年制	3年制	4年制	一時金	2年制	3年制	4年制	一時金
支給月額	141,000又は70,500			25,000又は50,000	141,000又は70,500			25,000又は50,000
人数	19人	6人	3人	9人	15人	15人	2人	8人
支給小計	27,301,500	5,692,500	4,230,000	475,000	20,656,500	21,432,000	3,384,000	400,000
年間支給総額	38,263,000				45,872,500			

※年度途中で支給停止者（修業断念、児扶停止）も人数に含める

（４）　職業訓練との連携について

（職業、技能訓練事業の制度を受けられた方へ実際の就労支援及びハローワークと市との連携）

答）【自立支援教育訓練給付金事業】

・補助金の申請者に対する就労支援としましては、講座修了時期になったら「就業・自立支援センター」から、就労支援の希望等を聞いて、必要に応じて「求人情報」を提供しております。

・以下の理由で特にハローワーク等との連携はしておりません。

【理由】教育訓練給付金事業の講座は「ホームヘルパー２級」等、利用講座の傾向が決まっているため、ハローワーク等と連携をとらずとも、施設等から「就業・自立支援センター」に直接求人情報の提供があるため。

答）【高等技能訓練促進費等事業】

・補助金の申請者に対する就労支援は、以下の理由で就労支援の必要がない状況です。また、同様の理由で特にハローワーク等との連携はしておりません。

【理由】高等技能の対象資格は看護師等の需要の高い職種であるため、現状「需要＞供給」という図式が成り立っており、特段雇用のサポートをせずとも個人努力のレベルで就職が決まるため。

（５）　川崎市において母子家庭、父子家庭に特化した事業や施策の取組について

答）父子家庭については特にありません。

【母子家庭※1】「自立支援教育訓練給付金事業」、「高等技能訓練促進費等事業」、「母子生活支援施設」

※1 父子家庭及び寡婦を除いた母子家庭のみ

（６）　川崎市の今後の父子世帯への支援対策の検討状況について

答）ひとり親世帯への支援については、国の制度に基づいたものを実施しておりますので、現在母子家庭のみ対象の事業等につきましては、大都市児童福祉主管課長会を通じ、経済的援助や家事援助等を含む体系的な施策の整備充実が図られるよう、国に要望をしているところでございますが、引続き、他都市と連携し、父子家庭に対する福祉施策の充実について国に働きかけて参るとともに、今後の国の動向を注視していきます。

（７）　川崎市の今後のひとり親世帯への支援対策の取組について

答）第２期川崎市母子家庭等自立促進計画に基づき、ひとり親世帯等の生活の安定と、子どもの健やかな成長と社会的自立に向けた支援を目指し、引続き各種事業を展開しておきたい。

当面の課題としましては、ひとり親世帯を孤立化させないことが必要と考えておりますので、引続き広報を行うとともに、母子福祉団体等と連携し、母子家庭のニーズや状況の把握に努め、ニーズに沿った事業実施を検討していきたい。

○　所管課との質疑応答による補足

①　川崎市母子家庭自立支援事業の「高等技能訓練促進等事業」は、希望すれば全て支給されるか。

答）予算で対応できる限り、要件を満たせば支給している。

②　「高等技能訓練促進等事業」を支給されていれば保育園への入所が優遇されるか。

答）特にない。

③　親など同居する親族がいる場合の訓練の助成金の支給は可能なのか。

答）ひとり親か否かで、親族同居はカウントしない。

④　ひとり親世帯で、父子世帯に対する支援は制度としてあるのか。

答）父子世帯に特化した支援は特にない。

⑤　父子世帯において経済的なもの以外で必要な支援は具体的にはどのようなものか。

答）経済的な支援より育児や家事支援といった人的な支援が必要。

○　委員意見

①　ひとり親世帯に対応するケースワーカーは、その世帯の微妙な生活実態の変化などを見つけることが可能となるようなスキルを身に付けられるよう育成が必要。

②　自立支援制度を利用しやすくするためには、保育園の入所において就労の前提となる資格取得のための就学準備への考慮も必要ではないか。

7 川崎市男女平等推進審議会について

「男女平等かわさき条例」第１７条に基づき、平成１４年２月に設置された。

（１）　権　限

市長の諮問を受けて意見を述べる事項

（１）川崎市男女平等推進行動計画の策定、変更に当たって意見を述べること。

（２）男女平等の推進に関する重要事項の調査審議

（２）　組　織

委員数：１３人以内

平成２３年４月１日現在　１３人（女性７人　男性６人）

・　男女いずれか一方の委員数が委員総数の４割未満とならないようにする。

・　一部委員は、公募に応じた方とする。

（３）　これまで実施したヒアリング

実施日時	対象等
平成２１年６月５日（金）	第1期行動計画の検証 ①　柱Ⅰ－重点項目２　政策・方針決定過程における女性の参画促進【総務局危機管理室他】 ②　柱Ⅲ－重点項目５　子どもからおとなまで、さまざまな年齢、時期に応じた適切な教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会生涯学習担当他】
平成２２年７月１日（木）	第2期行動計画の検証 柱Ⅳ－基本施策14　男女共同参画推進員の活動の充実【局・区の男女共同参画推進員】
平成２３年８月２６日（金）	第2期行動計画の検証 ①　柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター・川崎区役所保健福祉サービス課】 ②　柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6　子育てを支える環境の充実【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成２４年９月１９日（水）	第2期行動計画の検証 ①　柱Ⅳ－基本施策 12　政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課・課長職の女性職員】 ②　ひとり親世帯への施策【市民・こども局こども本部こども福祉課・健康福祉局生活保護・自立支援室】

第５期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

（50 音順、敬称略）

【任期：平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで】**会長◎副会長〇**

	氏　　名	職　名　等	専 門 分 野
1	阿部（あべ）　裕子（ひろこ）	NPO法人かながわ女のスペースみずら理事	DV被害者支援
2	江原（えはら）　和人（かずひと）	市民（高津区在住）	市民公募
3	蝦名（えびな）　直子（なおこ）	イッツ・コミュニケーションズ（株）マーケティング営業本部アシスタントマネージャー	企業推薦
4	大越（おおこし）　ミドリ	川崎市 PTA 連絡協議会副会長	団体推薦
5	尾形（おがた）　泰伸（やすのぶ）	武蔵大学非常勤講師	社会学
6	加藤（かとう）　秀一（しゅういち）	明治学院大学社会学部教授	社会学
7	◎加藤（かとう）　千恵（ちえ）	東京女学館大学国際教養学部教授	社会学
8	木村（きむら）　美根雄（みねお）	川崎市医師会副会長	団体推薦
9	酒井（さかい）　一博（かずひろ）	(財)労働科学研究所　常務理事	労働科学、人間工学
10	〇佐賀（さが）　悦子（えつこ）	弁護士	法律
11	田中（たなか）　俊之（としゆき）	学習院大学非常勤講師	男性学
12	土門（どもん）　里江（りえ）	川崎地域連合役員	団体推薦
13	ロー(田村（たむら）)紀子（のりこ）	市民（多摩区在住）	市民公募

【参考資料】

平成 23 年度進捗状況調査様式

・　平成 23 年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

［様式 1］

・　平成 23 年度男女共同参画推進員による評価シート

［様式 2］

男女平等かわさき条例

様式１

平成23年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

★　達成度

Ａ　達成された
Ｂ　ほぼ達成された
Ｃ　あまり達成されていない
Ｄ　達成されていない
Ｅ　実施していない

★　今後の方向性

１　充実
２　現状維持
３　内容見直し
４　統廃合
５　縮小
６　廃止・休止
７　その他（事業が完了した場合等）

事業内容		平成23年度実績	達成度	平成24年度計画、事業の課題	今後の方向性	所管課
柱Ⅰ「女性の人権」の確立						
【基本施策1】　性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実						
施策1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な計画の策定及び推進					
1	配偶者からの暴力による被害者の救済支援を具体的に推進するための基本計画を策定します。	●男女平等推進に配慮した点				市民・こども局人権・男女共同参画室
2	基本計画に基づく救済支援施策を推進するため、関係機関及び支援団体等との連絡調整及び情報交換を行います。	●男女平等推進に配慮した点				市民・こども局人権・男女共同参画室

平成23年度男女共同参画推進員による評価シート

様式2

	局(室)区	室・課	担当者	内線
担当				

4つの柱	Ⅰ「女性の人権」の確立
14の基本施策	1　性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実

基本施策ごとの達成度	達成度	A	B	C	D	E
	事業件数					

該当事業なし

例を参考に、該当する項目の □ を ■ にしてください。
具体的な取組についても併せて記入してください。

1　事業の企画・実施にあたり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

□ 配慮した　　□ 配慮しなかった

例）・男女別のニーズが把握できるようアンケートを実施した。
・審議会等に委員を委託する際、割合の少ない性別の委員の数が増えるような取組を行った。
・広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。
・男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。
・事業の企画・実施にあたり、男女共に参加できるようにした。

具体例:

2　男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

□ 配慮した　　□ 配慮しなかった

例）・参加しやすい曜日や時間帯を設定した。
・保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。
・男女の募集が偏らないよう工夫した。
・幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。
・バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。
・男女共に参加しやすい広報を心がけた。
・審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。
・男女どちらであっても性別によって権利が侵害されないよう、取組を行った。

具体例:

3　男女それぞれに事業の効果があった。

□ 効果があった　　□ 効果はなかった

例）・事業実施後のアンケートから、男女双方とも満足度の高い結果が得られた。
・年齢、性別を問わず、利用者が増加した。
・今まで男性もしくは女性の少なかった審議会等委員や講演会の参加者に、男性もしくは女性が増えた。

具体例:

4　その他に行った取組と成果

□ 取組を行った　　□ 取組を行っていない

具体例:

男女平等かわさき条例

（平成13年6月29日
条例第14号）

目次

前文
第1章　総則（第1条～第7条）
第2章　基本施策等（第8条～第15条）
第3章　拠点施設（第16条）
第4章　男女平等推進審議会（第17条）
第5章　雑則（第18条）
附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条　男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1)　男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2)　男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3)　社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4)　男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5)　地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

（市の役割）

第3条　市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保（以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。）に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

（市民の役割）

第4条　市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策（以下「男女平等施策」という。）に協力する役割を担うものとする。

（事業者の役割）

第5条　事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

（男女平等にかかわる人権侵害の禁止）

第6条　何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害（以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。）を行ってはならない。

（男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済）
第7条　川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。
2　市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章　基本施策等

（行動計画）
第8条　市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
2　市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
3　市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
4　前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。
（年次報告）
第9条　市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。
（参画の機会を積極的に提供する施策の推進）
第10条　市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。
（学習等のための支援）
第11条　市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。
（関係団体への支援）
第12条　市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。
（情報の収集及び調査研究）
第13条　市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。
（広報活動等）
第14条　市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。
（推進体制等）
第15条　市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。
2　市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章　拠点施設

（拠点施設）
第16条　市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章　男女平等推進審議会

（男女平等推進審議会）
第17条　第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、委員13人以内で組織する。
3　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
4　委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
5　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
6　委員は、再任されることができる。
7　第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
8　委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
9　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章　雑則

（委任）
第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

（平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行）

2011（平成 23）年度
第２期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～
年　次　報　告　書
第５期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

2012（平成 24）年 12 月発行
川崎市市民・こども局 人権・男女共同参画室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町１番地
電話 044-200-2300　FAX 044-200-3914
E-mail アドレス 25zinken@city.kawasaki.jp

KAWASAKI CITY

川崎市